

第5次 浅川町障がい者基本計画

令和6～11年度

第7期 浅川町障がい福祉計画

第3期 浅川町障がい児福祉計画

令和6～8年度



令和6年3月

浅川町

目次

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画の目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画の期間.....	3
4. 計画策定体制.....	3
5. 国の障がい福祉施策の動き.....	4
第2章 浅川町の概況.....	6
1. 人口の状況.....	6
2. 障がい者の状況.....	6
3. アンケート調査結果.....	11
4. ヒアリング調査結果.....	18
第3章 計画の基本的方向.....	20
1. 基本理念.....	20
2. 障がい者基本計画の目標.....	21
3. 施策の体系.....	22

第2編 第5次浅川町障がい者基本計画

基本目標1 障がい児の育ちと学びの支援.....	23
基本目標2 相談支援体制と生活支援の充実.....	25
基本目標3 就労支援と社会参加の拡大.....	28
基本目標4 安心・安全に暮らせる環境と基盤の整備.....	31

第3編 第7期浅川町障がい福祉計画 第3期浅川町障がい児福祉計画

第1章 浅川町障がい（児）福祉計画の基本指針.....	35
1. 基本方針・重点的な取組.....	35
第2章 第7期浅川町障がい福祉計画.....	36
1. 基本指針に定める成果目標.....	36
2. 障がい福祉サービス等の実績と見込量.....	41
第3章 第3期浅川町障がい児福祉計画.....	57
1. 基本指針に定める成果目標.....	57
2. 障がい児福祉サービス等の実績と見込量.....	59

第4編 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制の確立.....	65
2. 円滑な推進に向けた方策.....	65
3. 計画の点検及び評価.....	66

資料編

1. 浅川町障がい者基本計画・障がい福祉計画策定委員会設置要綱.....	67
2. 浅川町障がい者基本計画・障がい福祉計画策定委員会委員.....	68
3. 計画策定の経緯.....	68
4. 用語解説.....	69
5. アンケート結果.....	71

【漢字表記について】

浅川町では、障害の「害」の字については負のイメージが強いことから、平仮名表記としています。但し、法律名や固有名詞等については漢字で表記します。

第1編

総論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の目的

本町は、平成30年3月に『一人ひとりの生き方を大切に共生するまち 浅川』を基本理念とした「第4次浅川町障がい者基本計画」を、令和3年3月に「第6期浅川町障がい福祉計画」及び「第2期浅川町障がい児福祉計画」を策定し、県や近隣市町村との連携のもと障がい者施策を推進してきました。

国においては、平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、制度の谷間のない支援を目指すとともに、地域社会における共生や社会的障壁の除去を図ることを目的とする基本理念を掲げています。また、平成28年から施行されている障害者雇用促進法と障害者差別解消法では、経済的自立の支援に向けた具体的な取組が進みつつあるのと同時に、過重な負担にならない範囲で社会的障壁を取り除くための合理的な配慮が行われなければならないと定められています。さらに、障がい者についての初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約」が、平成25年12月の締結のための国会承認、平成26年1月の条約の公布を経て、2月より我が国に効力が生じることとなりました。

また、平成28年5月に改正の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」により、これまで障害福祉計画の中に含まれていた障害児福祉の取組について、「障害児福祉計画」として定めることとされ、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとなりました。

令和4年に策定された「障害者基本計画（第5次）」（計画期間：令和5～9年度）では、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去することが基本理念に定められています。

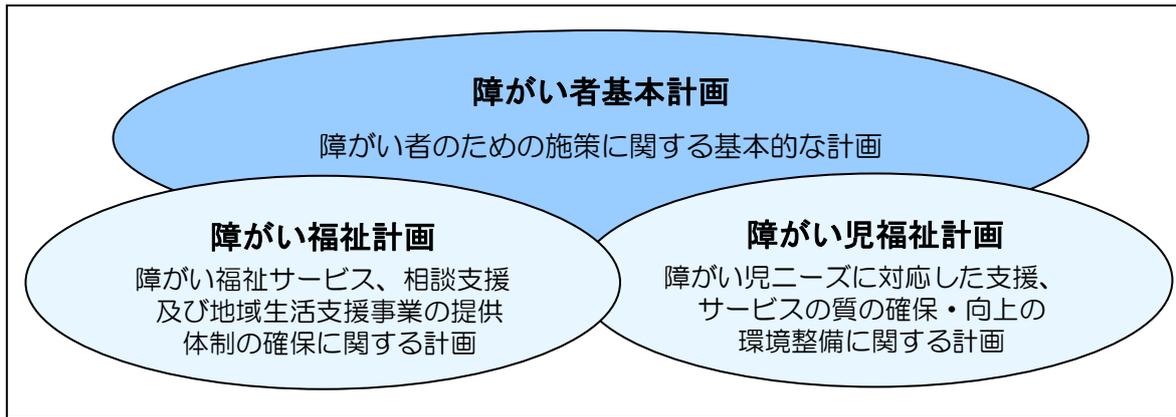
このような法制度等に対応しつつ、障がいの有無に関わらず、どんな方も安心して自分らしくいきいきと暮らせるよう、第5次浅川町障がい者基本計画、第7期浅川町障がい福祉計画及び第3期浅川町障がい児福祉計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

（1）計画の性格及び根拠法令

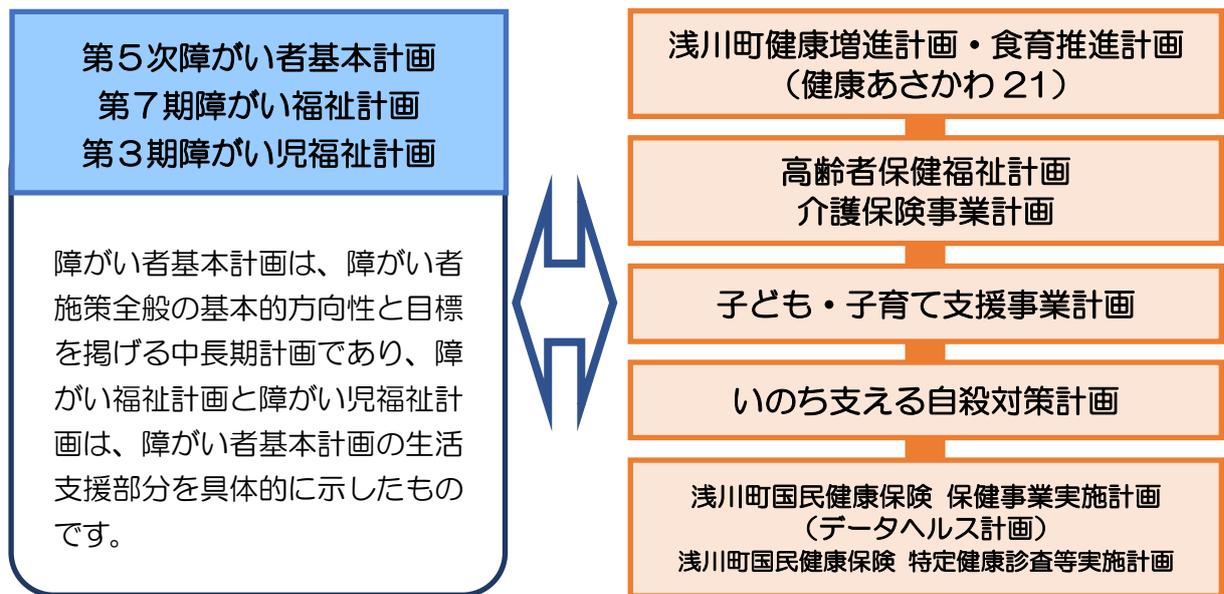
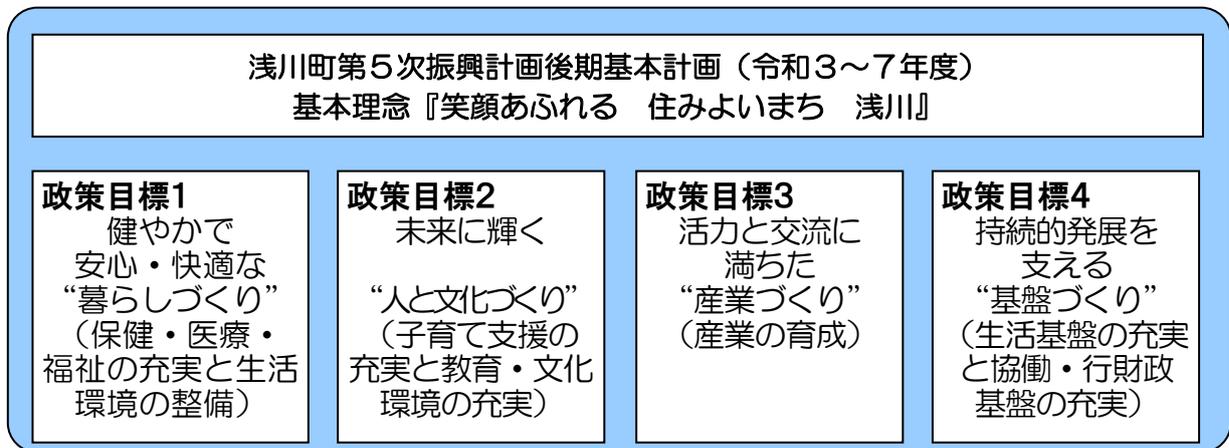
障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく、市町村障がい者計画に位置づけられます。障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障がい福祉計画に、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条に基づく市町村障がい児福祉計画に位置づけられます。本町では、国の指針や関連計画との整合、調整を図りながら、これらを一体の計画として策定します。

《障がい者に関する計画の体系》



(2) 計画の関係図

《浅川町第5次振興計画における位置づけ》



(3) SDGsの視点を踏まえた計画の推進

本計画では、2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、各施策を推進していきます。



3. 計画の期間

障がい者基本計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年とします。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は令和6年度から令和8年度までの3か年とします。ただし、障がいのある人を取り巻く環境に影響を与える法令等による諸制度の改正や社会情勢の変化等が生じた場合は、適宜見直しを行います。

《計画期間》

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第5次 障がい者基本計画	→					
			中間評価			
第7期 障がい福祉計画	→			→		
				第8期		
第3期 障がい児福祉計画	→			→		
				第4期		

4. 計画策定体制

(1) アンケート調査の実施

障がいのある人の現状や要望などを把握し、計画を策定する際の基礎資料として障がいのある人の意見を計画に反映させることを目的に、「浅川町障がい福祉計画等策定のためのアンケート調査」を実施しました。

(2) ヒアリング調査の実施

浅川町の障がい者（児）支援を実施している関係団体や事業者に対し、障がいのある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性に関する意向を把握し、計画に反映させることを目的に、「障がい福祉計画等策定に係るヒアリング調査」を実施しました。

(3) 浅川町障がい者基本計画・障がい福祉計画策定委員会の開催

本計画は、行政内部だけでなく、障がい者団体、障がい関係機関、障がい福祉サービス事業者、住民代表等から構成される協議会を設置し、計画内容について審議しました。

(4) パブリックコメントの実施

計画素案が完成した時点で、ウェブサイト等により計画に対する住民意見を募りました。

5. 国の障がい福祉施策の動き

(1) 障害者基本計画（第5次）

21世紀の我が国は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指しています。「障害者基本法」に基づき策定された障害者基本計画では、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進に政府一体で取り組むとともに、幅広い国民の理解を得られるよう、積極的な広報・啓発活動を進めています。令和5年度から令和9年度までの第5次基本計画では、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向が定められています。

国の障害者基本計画（第5次）【令和5～9年度】の概要

- 基本原則
 - 1 地域社会における共生等
 - 2 差別の禁止
 - 3 国際的協調
- 横断的視点
 - 1 条約の理念の尊重及び整合性の確保
 - 2 共生社会の実現に資する取組の推進
 - 3 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
 - 4 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
 - 5 障がいのある助成、こども及び高齢者に配慮した取り組みの推進
 - 6 PDCA サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

(2) 基本指針

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、「障害者総合支援法」に基づくもので、国の基本指針を踏まえて策定するものです。

見直しについての議論では、「1. 障がい者が希望する地域生活を実現する地域づくり」、「2. 社会の変化等に伴う障がい児・障がい者のニーズへのきめ細かな対応」、「3. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現」があげられています。

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
 - 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
 - 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。
計画期間は令和6年4月～令和9年3月※。
- ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実



障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針見直しの主な事項

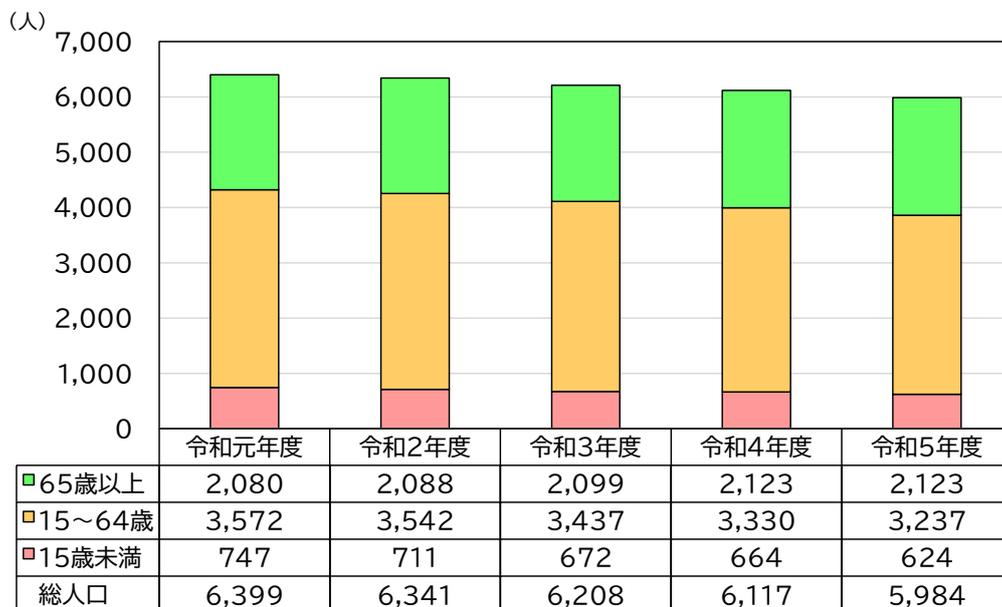
- 1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 福祉施設から一般就労への移行等
- 4 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- 5 発達障がい者等支援の一層の充実
- 6 地域における相談支援体制の充実強化
- 7 障がい者等に対する虐待の防止
- 8 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 9 障害福祉サービスの質の確保
- 10 障害福祉人材の確保・定着
- 11 よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- 12 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 13 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- 14 その他：地方分権提案に対する対応

第2章 浅川町の概況

1. 人口の状況

住民基本台帳で本町の人口の推移をみると、令和元年の6,399人から令和5年は5,984人と415人減少しています。

《年齢3区分別人口》



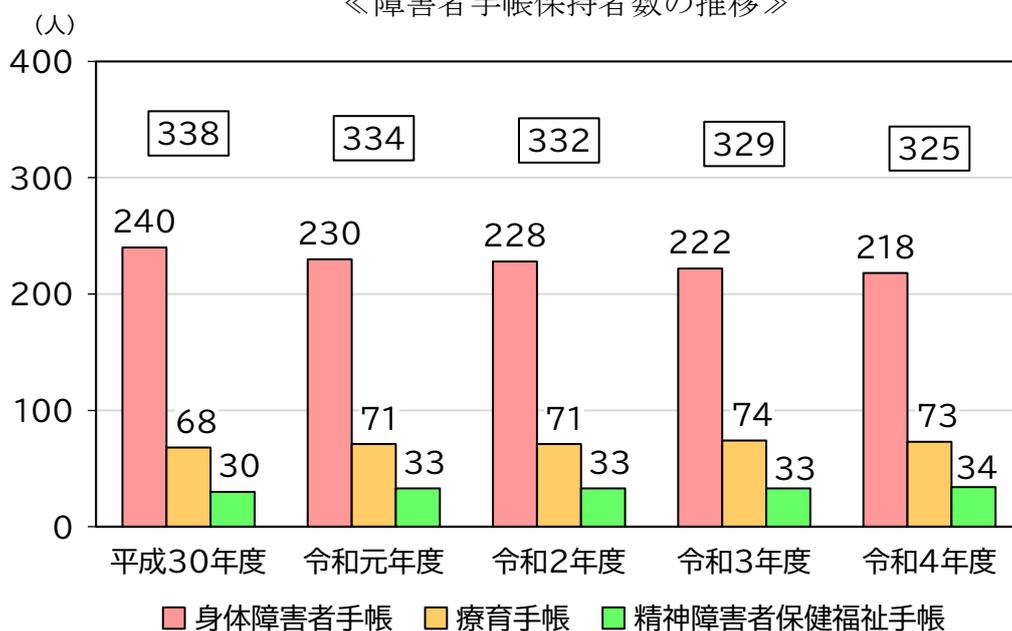
資料:住民基本台帳・各年1月1日現在

2. 障がい者の状況

(1) 障害者手帳所持者総数の状況

障害者手帳所持者総数の推移は、平成30年度の338人から令和4年度は325人と、13人減少しています。

《障害者手帳保持者数の推移》



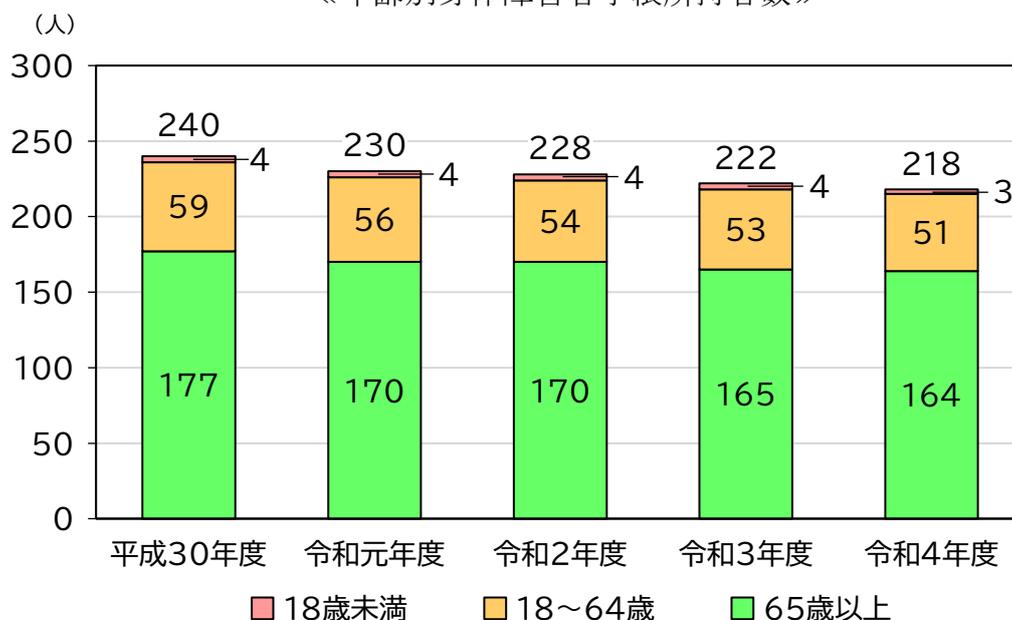
資料:保健福祉課(各年度末現在)

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移は、平成30年度の240人から令和4年度は218人と、22人減少しています。

年齢別に見ると、18歳未満はほぼ横ばいで推移し、令和4年度は3人となっています。18～64歳、65歳以上では減少しており、令和4年度はそれぞれ51人、164人となっています。

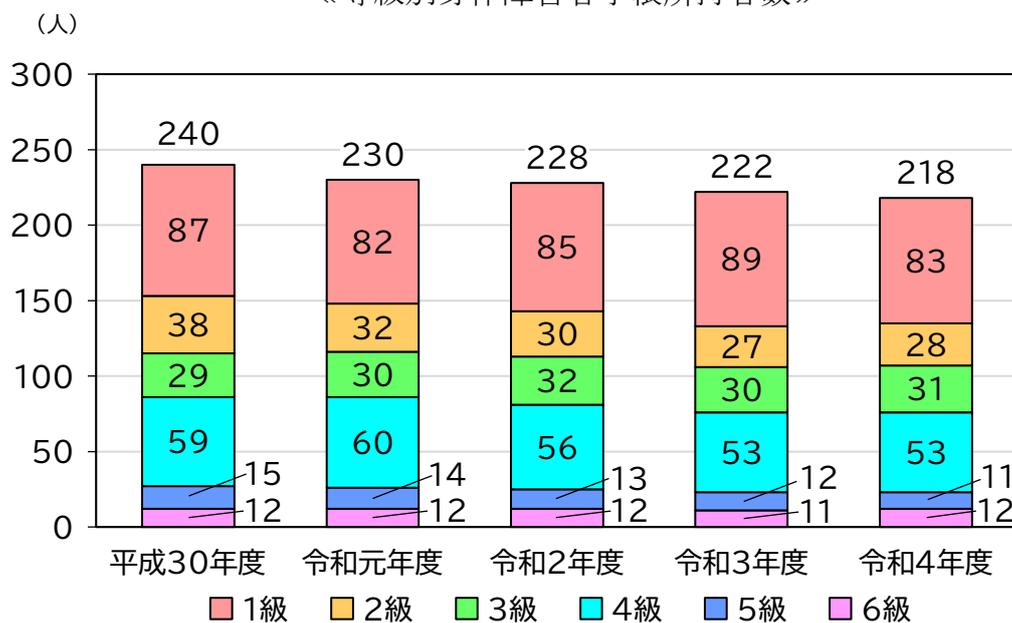
《年齢別身体障害者手帳所持者数》



資料:保健福祉課(各年度末現在)

等級は、各年度とも1級が最も多く、令和4年度では1級が83人と最も多く、次いで4級が53人となっています。

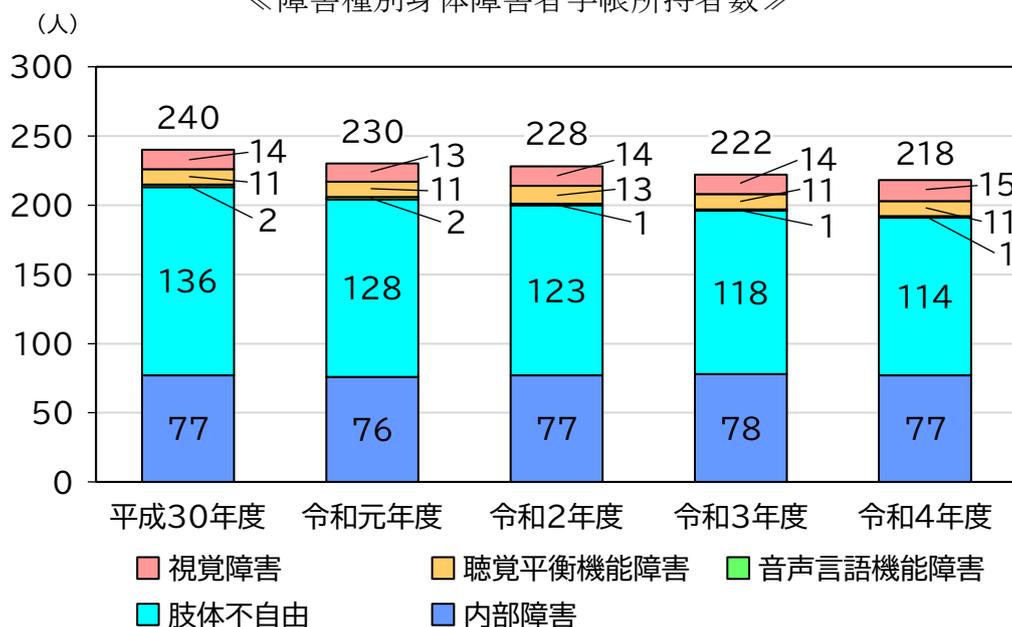
《等級別身体障害者手帳所持者数》



資料:保健福祉課(各年度末現在)

障がい種類は、各年度とも肢体不自由が最も多いものの減少しており、令和4年度では114人となっています。また、他の障がい種類はほぼ横ばいで推移しています。

《障害種別身体障害者手帳所持者数》

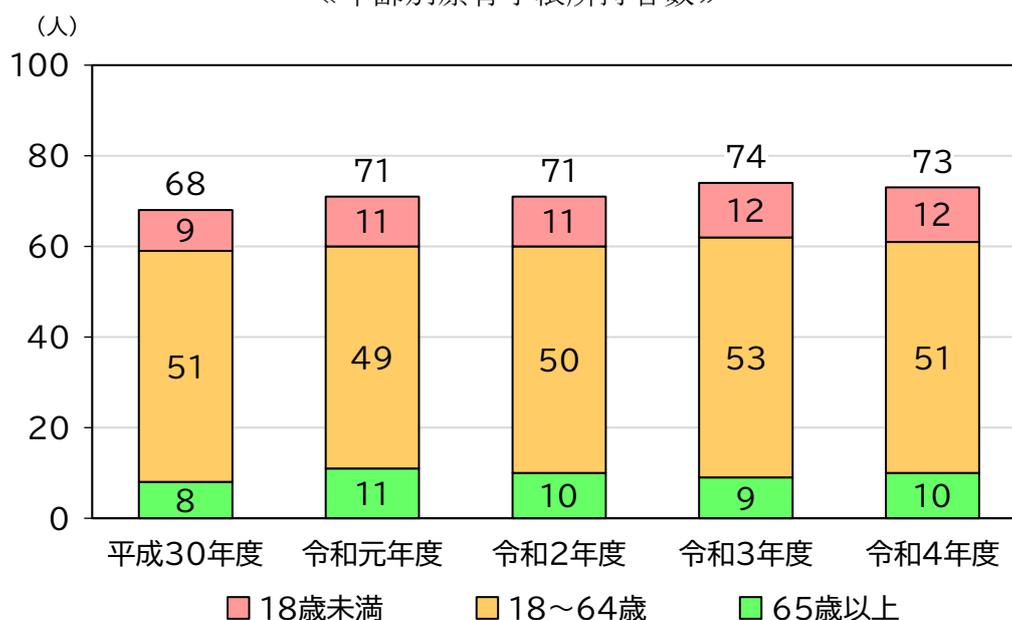


資料:保健福祉課(各年度末現在)

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者の推移は、平成30年度の68人から、令和4年度の73人と5人増加しています。年齢は、各年度とも18歳未満と65歳以上で数人増加しているものの、各年齢ではほぼ変化はありません。

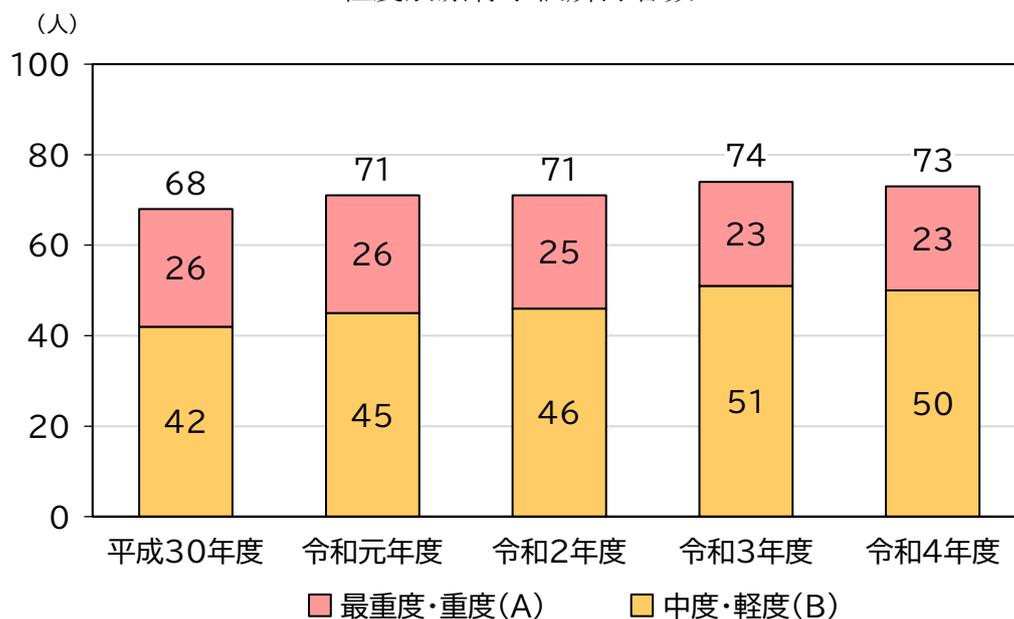
《年齢別療育手帳所持者数》



資料:保健福祉課(各年度末現在)

程度別に見ると、中度・軽度（B）で微増しており、令和4年度では50人となっています。

《程度別療育手帳所持者数》



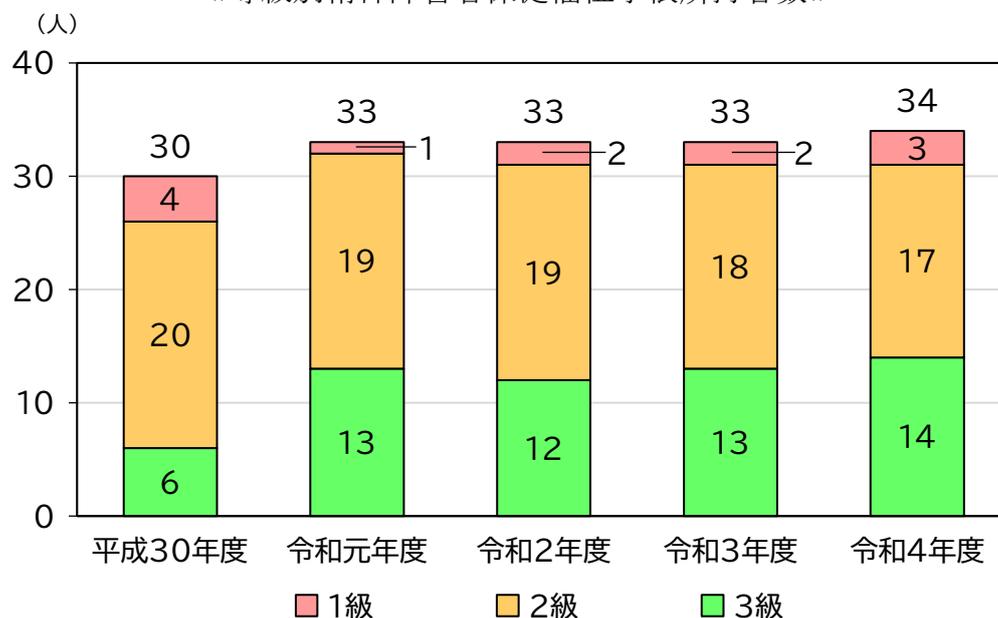
資料:保健福祉課(各年度末現在)

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移は、平成30年度の30人から、令和4年度の34人と4人増加しています。

等級別に見ると、各年度とも2級が最も多く、令和4年度では17人となっています。また、3級は平成30年度の6人から令和4年度では14人と8人増加しています。

《等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数》

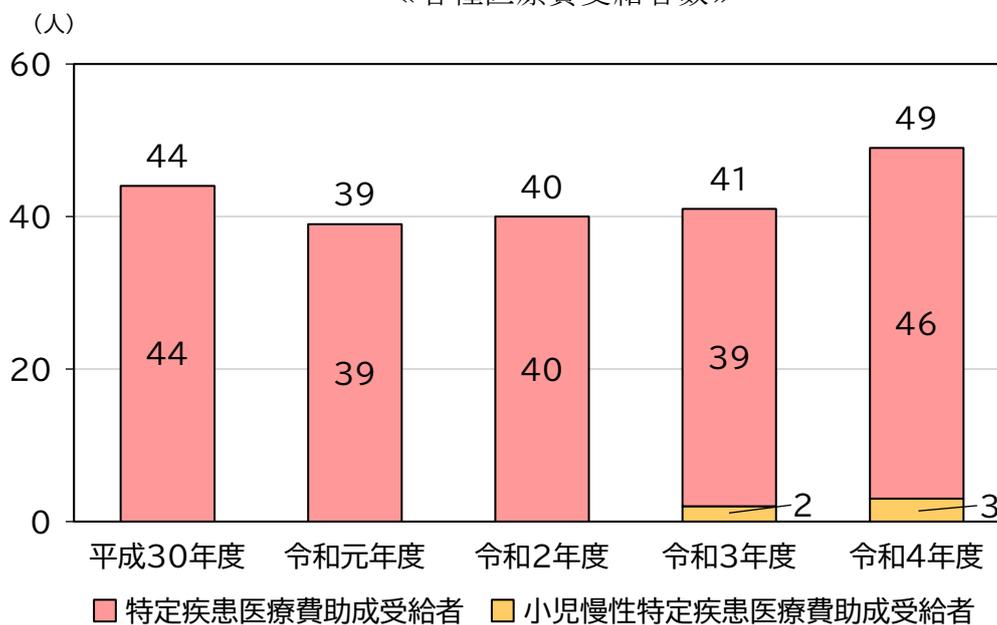


資料:保健福祉課(各年度末現在)

(5) 難病患者の状況

ほとんどが特定疾患医療費助成受給者の人数であり、令和4年度では46人となっています。

《各種医療費受給者数》

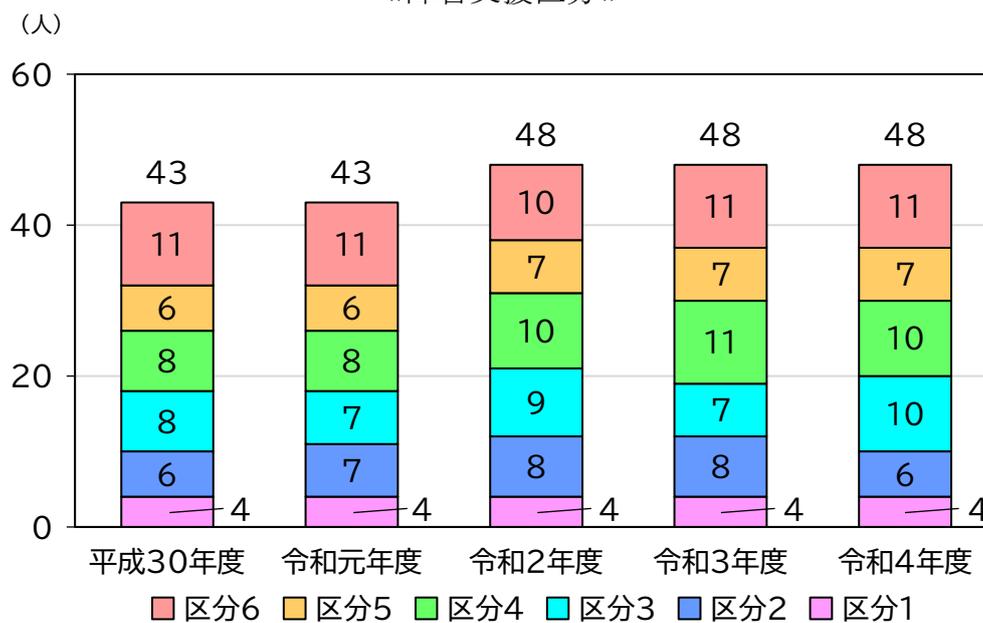


資料:保健福祉課(各年度末現在)

(6) 障害支援区分の状況

令和2年度以降48人で推移しています。また、令和4年度は区分6が11人、次いで区分4と区分3が10人となっています。

《障害支援区分》



資料:保健福祉課(各年度末現在)

3. アンケート調査結果

(1) 調査対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・指定難病特定医療費受給者証を交付されている方、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスを利用されている方とそのご家族等

(2) 調査方法

郵送による配布・回収

(3) 調査期間

令和5年9月1日～9月22日

(4) 回収状況

配布数：247件、有効回答数：115件、有効回答率：46.6%

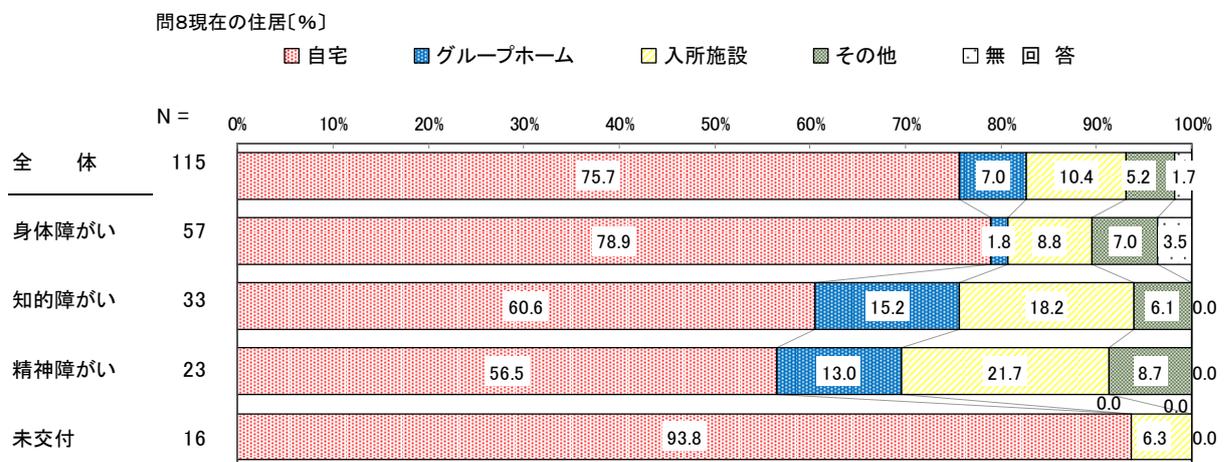
(5) 主な調査結果

- ①お住まいと支援について
- ②仕事・通所について（18歳以上の方）
- ③災害時の避難・権利擁護について

①お住まいと支援について

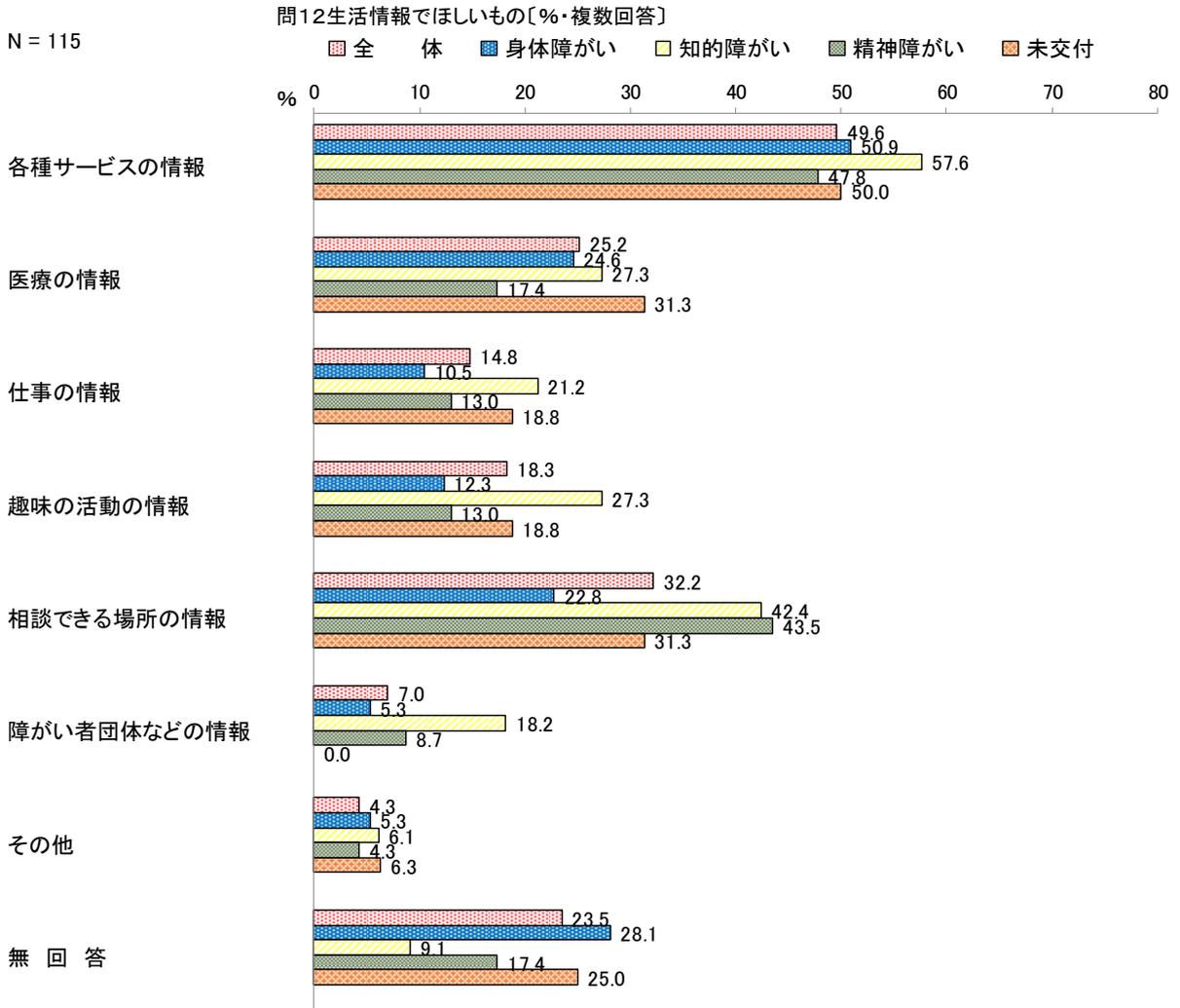
・現在の居住

「自宅」が75.7%と最も多く、次いで「入所施設」が10.4%、「グループホーム」が7.0%となっている。



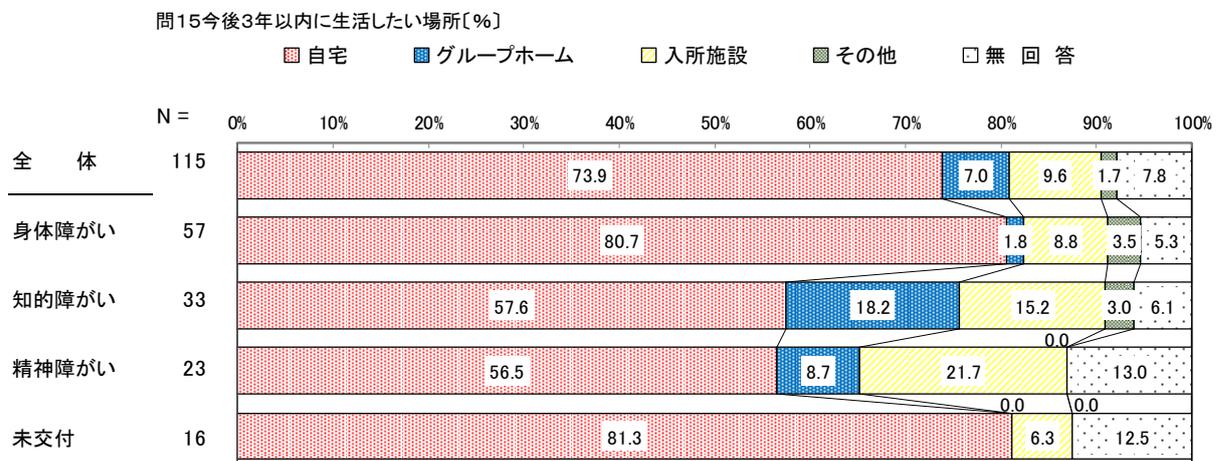
・生活情報でほしいもの

「各種サービスの情報」が49.6%と最も多く、次いで「相談できる場所の情報」が32.2%、「医療の情報」が25.2%となっている。



・今後3年以内に生活したい場所

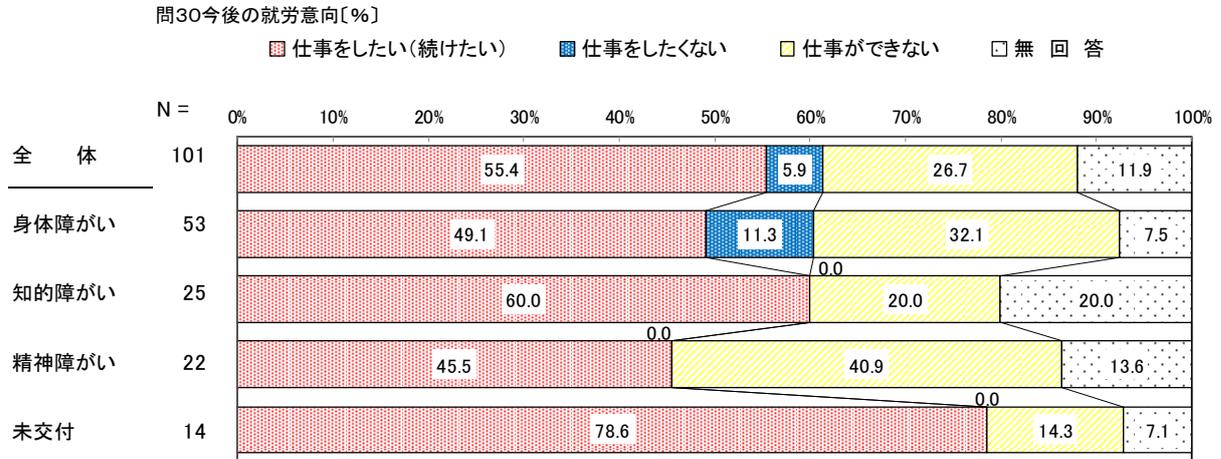
「自宅」が73.9%と最も多く、次いで「入所施設」が9.6%、「グループホーム」が7.0%となっている。



②仕事・通所について（18歳以上の方）

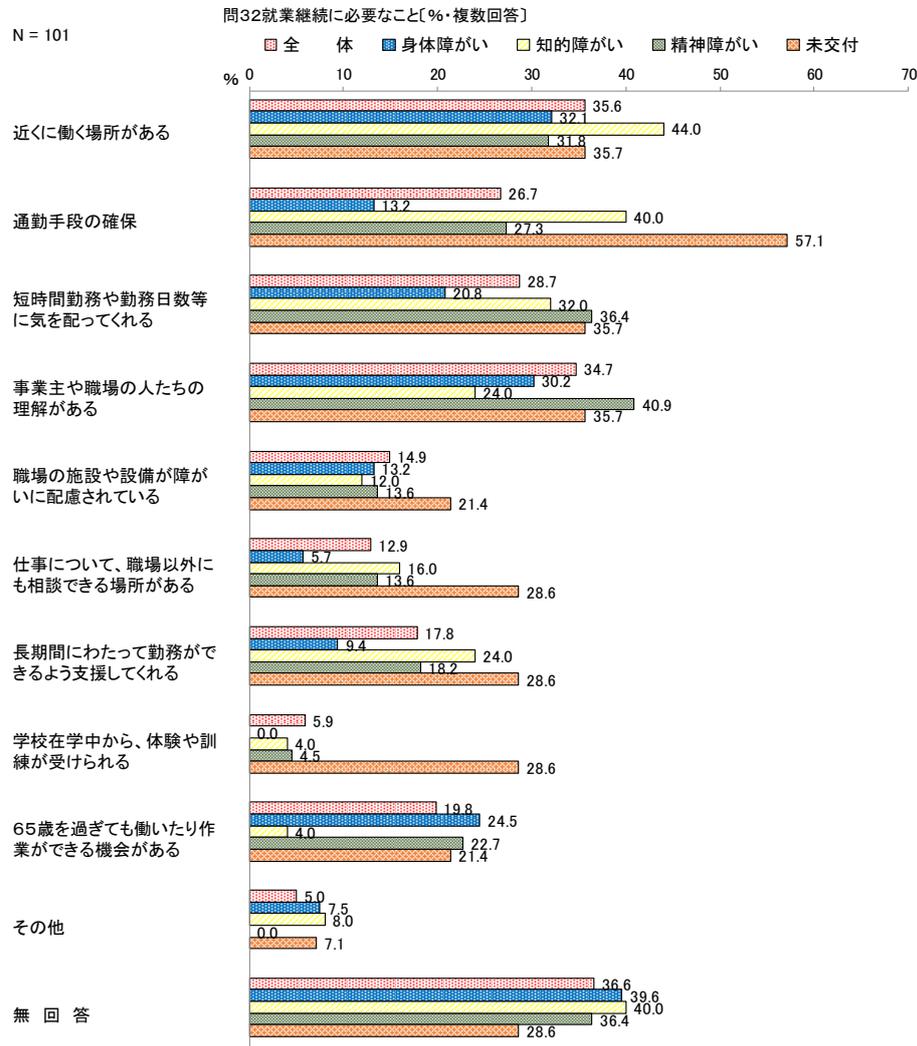
・今後の就労移行

「仕事をしたい（続けたい）」が55.4%と多く、次いで「仕事ができない」が26.7%、「仕事をしたくない」が5.9%となっている。



・就業継続に必要なこと

「近くに働く場所がある」が35.6%、「事業主や職場の人たちの理解がある」が34.7%と多く、「短時間勤務や勤務日数等に気を配ってくれる」が28.7%と続いている。

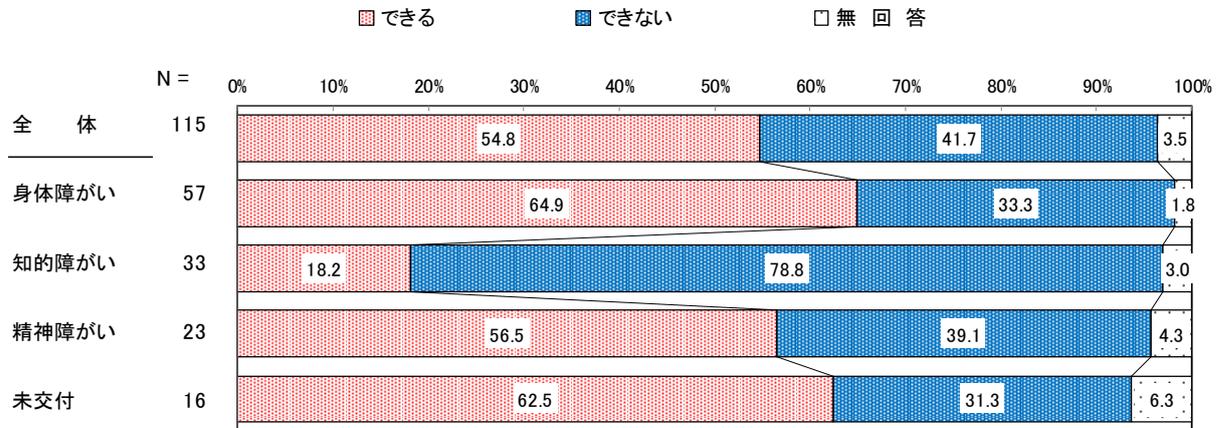


③災害時の避難・権利擁護について

・災害時の自力避難

「できる」が54.8%、「できない」が41.7%となっている。

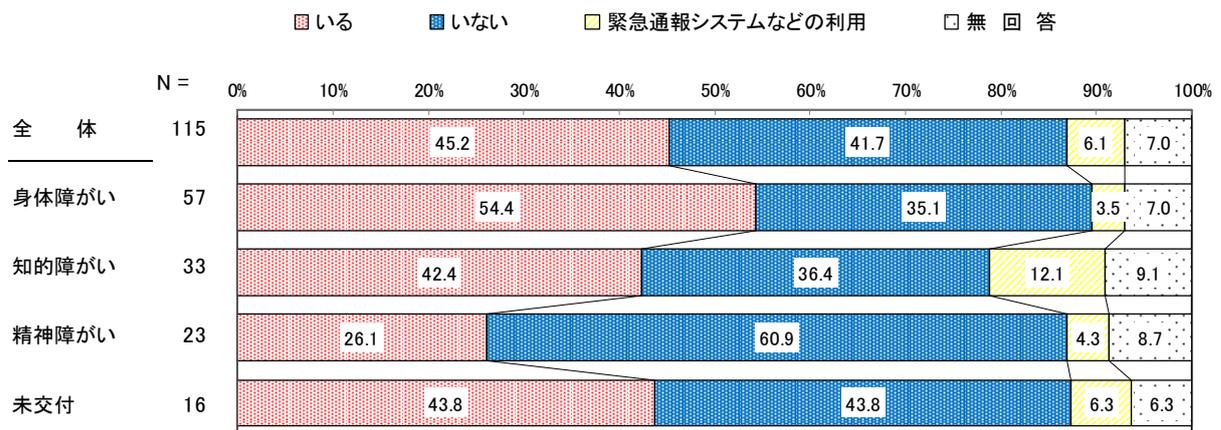
問34災害時の自力避難[%]



・近所で助けてくれる人

「いる」が45.2%と多く、「いない」が41.7%、「緊急通報システムなどの利用」が6.1%となっている。

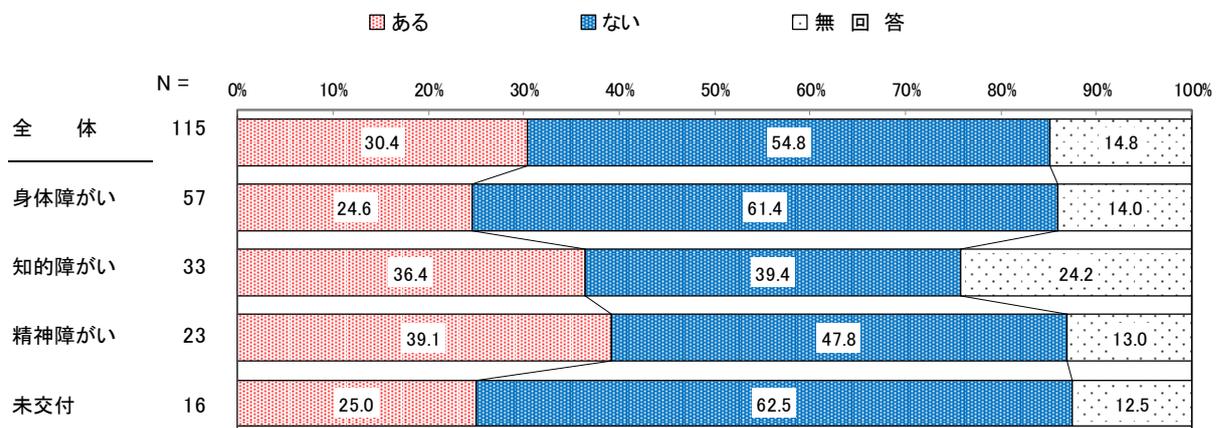
問35近所で助けてくれる人[%]



・差別や嫌な思いをしたこと

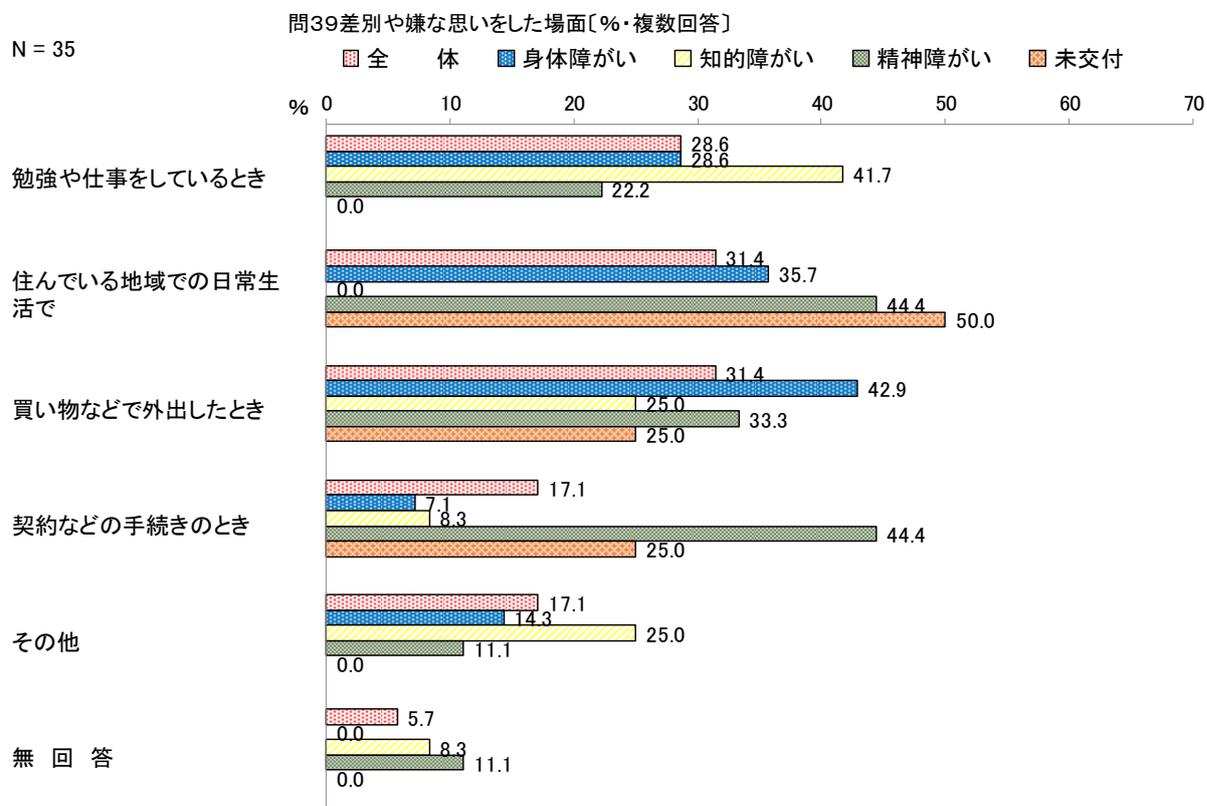
「ない」が54.8%、「ある」が30.4%となっている。

問38差別や嫌な思いをしたこと[%]



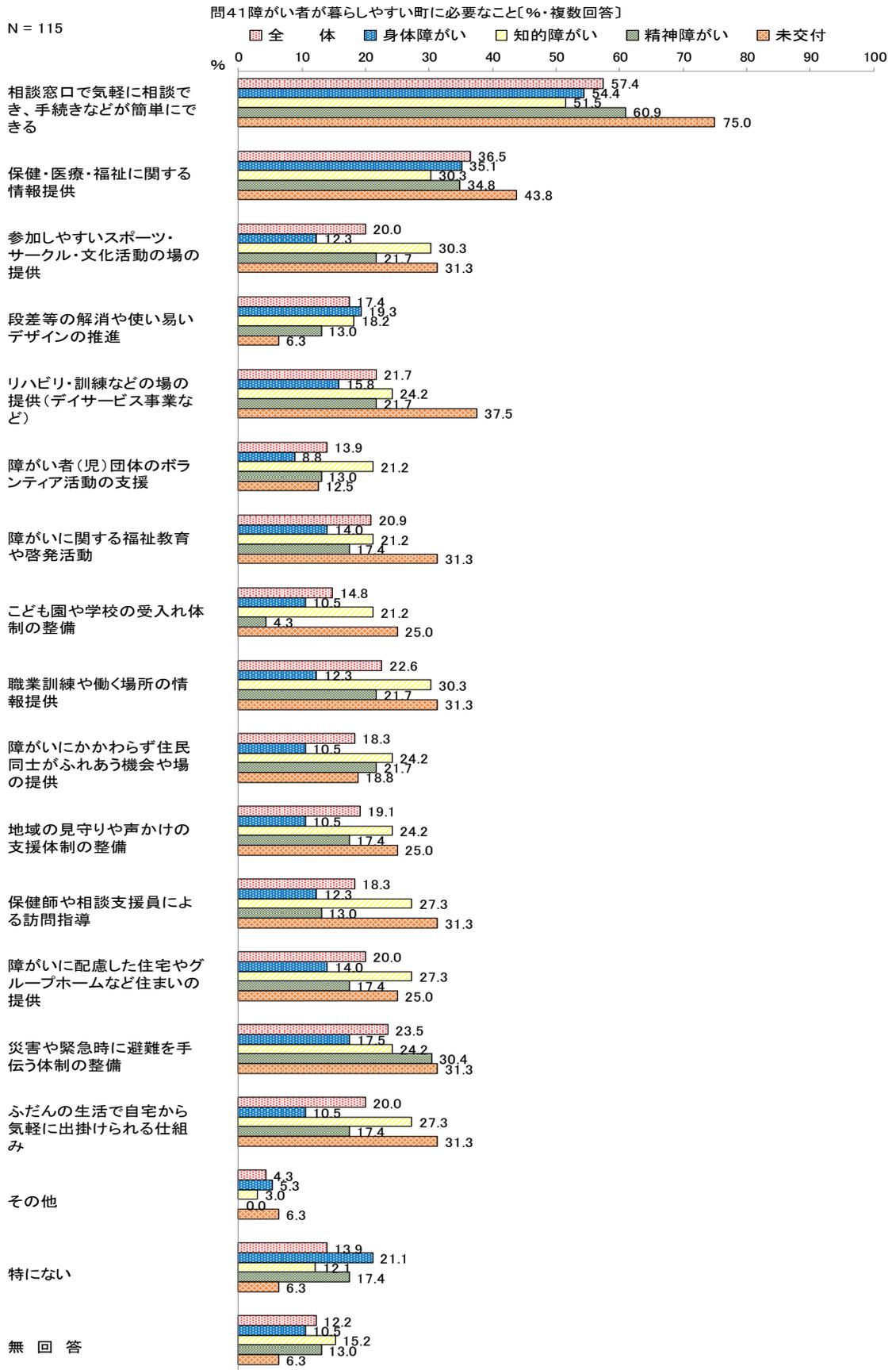
・差別や嫌な思いをした場面

「住んでいる地域での日常生活で」と「買い物などで外出したとき」がともに31.4%と最も多く、次いで「勉強や仕事をしているとき」が28.6%、「契約などの手続きのとき」が17.1%となっている。



・障がい者が暮らしやすい町に必要なこと

「相談窓口で気軽に相談でき、手続きなどが簡単にできる」が57.4%と最も多く、「保健・医療・福祉に関する情報提供」が36.5%、「災害や緊急時に避難を手伝う体制の整備」が23.5%と続いている。



(6) アンケート結果からみえる課題

●障がいへの理解について

現在自宅で暮らしている人は8割近くおり、また、今後3年以内に自宅で生活したい人は8割以上で、地域生活を続けたいと希望されている方が多い現状です。

しかし、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことが「ある」と約3割の人が回答しており、その場面として「住んでいる地域での日常生活」や「買い物などで外出したとき」など地域生活のときと回答しています。

障がいのある人が地域の希望する場所で暮らしていくためには、障がい者や障がいについての正しい理解のための普及啓発や、地域生活全般への支援体制の整備が重要です。

●相談支援について

生活の中で欲しい情報として、「相談できる場所の情報」が上位に挙げられており、また、障がいのある人が暮らしやすい町になるために必要なこととして、「相談窓口で気軽に相談でき、手続きなどが簡単にできる」と回答した人が最も多くなっています。このことから、個別対応を重視し、必要に応じ専門機関や事業所へつなぎ、広報やホームページ、申請時などで、相談支援体制の周知をしていく必要があります。

●災害時の避難について

一人で避難が「できない」人が4割以上で、災害時に近所に助けてくれる人が「いない」人も4割以上います。また、暮らしやすい町になるために必要だと思うこととして、「災害や緊急時に避難を手伝う体制の整備」が上位に挙げられています。

そのため、災害時に障がい者も安全な箇所へ避難できるよう、関係団体との連携や、災害時の移動支援体制の整備が必要であると考えられます。

●就労について

今後、「仕事をしたい」と半数以上の方が回答しています。しかし、「勉強や仕事をしているとき」に差別や嫌な思いをしたと回答した人が3割近くいます。

仕事をするために必要だと思うことでは、「事業主や職場の人たちの理解がある」の回答が上位に挙げられていることから、障がいのある人本人への就労支援をはじめ、障がいに対する職場の理解や、安心して働き続けられるよう就労支援体制の整備を進めていくことが必要です。

4. ヒアリング調査結果

(1) 調査対象者

石川地方内の障がい（児）福祉に関わる法人、入所施設、精神科病院、支援学校、相談支援、親の会、居宅介護、日中活動事業所、グループホーム、障がい者就業・生活支援センター

(2) 調査方法

郵送による配布・回収（石川地方障がい者基幹相談支援センター実施）

(3) 調査基準日

令和5年9月30日

(4) 回収状況

配布延べ件数：53件、有効回答率：100%

(5) 主な調査結果

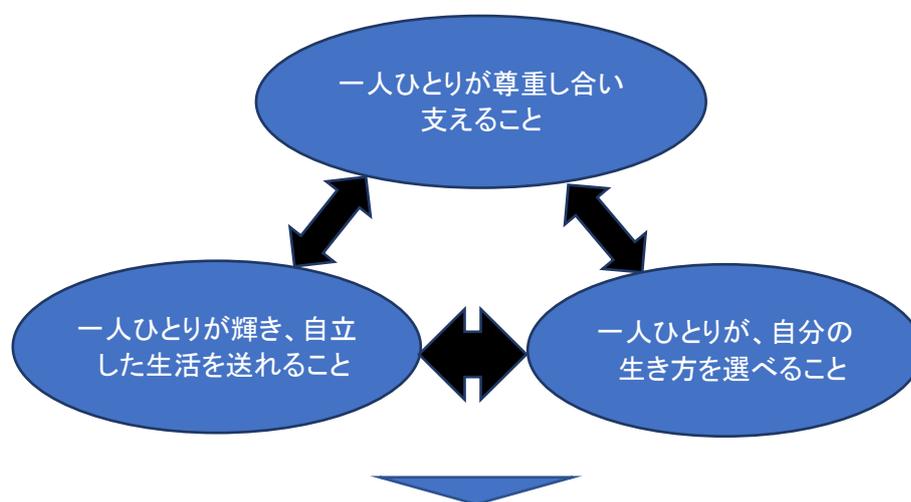
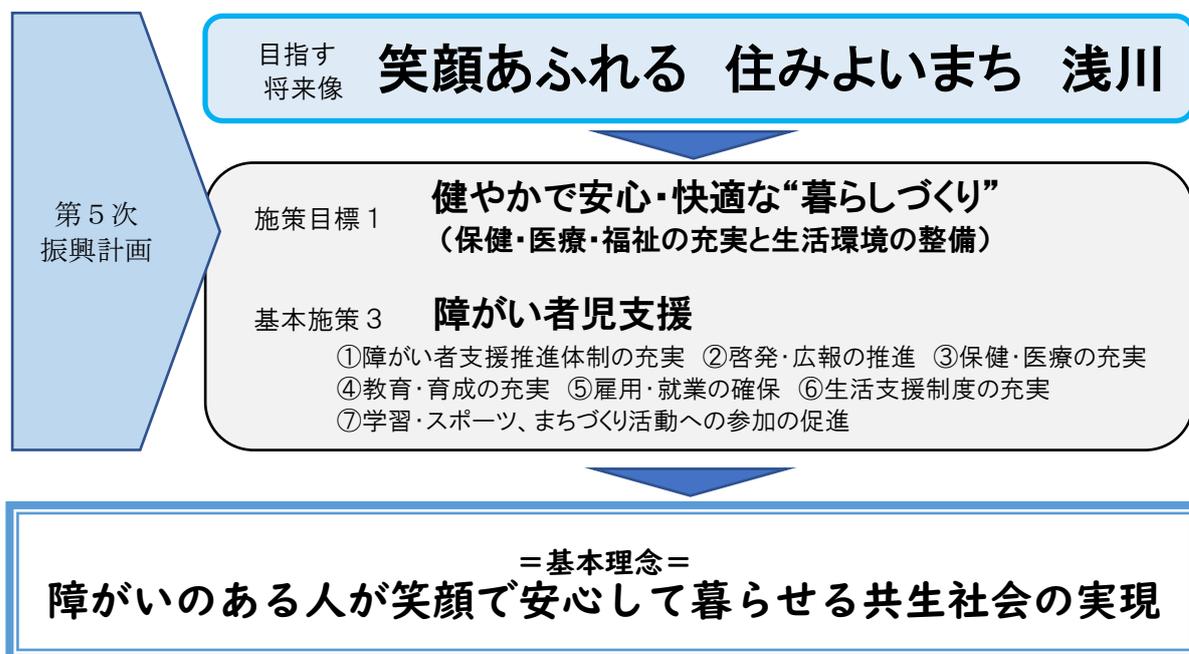
施設種別	考察まとめ
法人	<ul style="list-style-type: none">・ 相談支援：障がい児相談支援は郡内3か所、特定相談支援は4か所・ 児童発達支援事業所が石川地方に1か所、放課後等デイサービスが3か所と需要と供給が相反しており、希望曜日、希望回数利用につながらないという状況もある。・ 就労継続支援B型事業所や生活介護事業所：利用定員より利用実人数が上回っている。事業所職員の確保が難しい。利用者の出席率が安定しない。・ 居宅介護事業所：社会福祉協議会で実施している居宅介護のみで各町村1事業所のみ。地域性から居宅介護事業所の新規参入にはハードルの高さを感じるため、共生型サービスを視野に入れ、高齢分野からの参入を働きかける仕組みが必要。・ 共同生活援助：男女1か所ずつ運営している事業所あり。新規で共同生活援助を今後検討したいという意向も一部みられる。・ 石川地方は交通弱者が多く、路線バスや乗り合いタクシーなどの少なさから自宅近隣から活動の場を広げていけない。移動支援サービスもない現状の中、移動手段としてどのようなことが考えられるのか、地域で考えられるような仕組みづくりが必要。
入所施設	<ul style="list-style-type: none">・ 石川地方には、福祉型障がい児入所施設が1か所、入所支援施設が2か所。重症心身障がい児・者及び医療的ケアを必要とする方の利用については、まだ利用できない状況にあり、今後の利用に向けての整備も予定がない。・ 地域移行における課題：地域の受け皿不足（グループホーム）。成人施設に空きがない。児童入所施設では加齢児の地域移行、対象者の行き先が決まらない。・ 施設入所の方でも地域で生活ができる方は地域へ移行していきませんが、地域生活が難しく手厚い支援を要する方は施設への移行を希望されても成人施設での空きがなく待機者が多く、施設への移行が難しい状況。
精神科病院	<ul style="list-style-type: none">・ 入院者数は石川町が最も多く、浅川町、平田村の順となっている。石川地方には地域移行支援事業所が1か所あるが長期入院の方で、地域移行が進まない。・ 地域移行を進める時には地域包括ケアシステムの視点から考え、入院時・退院時の情報共有をオートマチックに行われるような仕組みづくりができると良い。地域自立支援協議会へ参画してもらえらるような働きかけをしても良い。

施設種別	考察まとめ
支援学校	<ul style="list-style-type: none"> 石川郡内に設置されている福島県立石川支援学校への在籍数が最も多く、中でも高等部へ通う生徒数が多い。 卒業後の進路先は、一般就労(障がい者枠)、就労継続支援B型事業所の利用を希望されている方が多い。 本人・家族と学校の意向が合わない。見立てとマッチングしない状況から就職はしたものの定着につながらない。 関係機関で情報共有を行い、本人の見立て、本人の希望の摺合せが必要。在籍中に、本人にマッチングする仕事などをナビゲートしていく役割を学校に担っていただきたい。
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 石川地方では、特定相談の事業所が1事業所、障がい児相談支援を行う事業所が1事業所増えた。 人材不足から相談支援専門員の数、相談支援事業所が増えない。相談支援専門員が過剰な件数を抱えている。人材育成。 石川地方の特色として、一般相談員は町村から委託を受け専従で配置されているが、特定相談・障がい児相談においては他職種との兼務で相談業務を担っている方が主である。 相談支援事業所増に向けて、各法人へ働きかけを毎年行っているが、思うようには進まない。近年では困難なケースや家族支援を要するケースなど多様なケースが多く、特定相談・障がい児相談ではあるが一般相談的な動きを要するなど、計画相談のみの支援にとどまらず必要に応じた支援が求められている。相談支援専門員の役割の理解と、相談支援専門員は関係機関の中心ではなく同じ立ち位置である事の理解を深めていただくことから始めていけると良い。
親の会	<ul style="list-style-type: none"> 1か所は、会員の高齢化に伴い、令和5年4月1日より活動中止。会員の高齢化がみられる。 単町村での活動が難しいのであれば、石川郡での活動も視野に入れながら、どうしたら活動を存続できるのか、考えていける場づくりができると良い。
居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護事業所は、各町村の社会福祉協議会のみ。主たる対象者については、3障がい対応が多いなか、難病に対応している事業所が2事業所あり。 ヘルパーの高齢化。人材不足が課題である。 居宅介護事業所には生活面の支援が必要な方のお手伝いを担っていただきたい。
日中活動支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> 石川郡内4町村に日中活動の場が設置されているが、古殿町は日中活動の場がなく、他地域にも遠いということから日中活動に行くには送迎サービスが必須となる。児童発達支援事業は郡内に1事業所。石川地方には児童発達支援センターが未設置。 人材不足。専門職としての質の担保や質の向上。利用児や家族の意向が充足されていない。 人材不足や専門職としての質は、医療的ケアを必要とする方の受入れや重症心身障がいの方の受入れができないという要因にもなっている。児童発達支援センター設置へ向けた働きかけを協議化するなどが必要。
グループホーム	<ul style="list-style-type: none"> 課題:定員に達しない。建物の老朽化。利用者の高齢化による支援の多様性。 グループホームの建物、高齢化に対応した運営など利用者の方の安心安全な生活につながるよう、環境整備が必要。
障がい者就業・生活支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 通う手段がない。地域外での就労の場合、生活の場が必要。就労後、定着しない。 石川郡内では自立生活援助の必要性が少ないかもしれないが、圏域という大きな地域で考えると自立生活援助が整備されることで生活面が安定し、就労へも少なからず良い影響につながってくる。

第3章 計画の基本的方向

1. 基本理念

障がいの有無に関わらず、すべての方が安心して自分らしくいきいきと暮らせるような環境づくりを進めるにあたって基本理念を設定します。



基本目標別の施策及び施策の方向性

障がいのある人が笑顔で安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、計画推進のための4つの基本目標及び施策の方向性を示します。

2. 障がい者基本計画の目標

本計画では、基本理念の実現に取り組むため、分野ごとに基本目標を掲げます。

基本目標1 障がい児の育ちと学びの支援

特別な配慮と支援が必要な子どもの個性と能力を育み、心身ともに健やかな発達を促します。

基本目標2 相談支援体制と生活支援の充実

ライフスタイルの多様化等によるニーズの変化と抱える課題の重複化等に対応できるように、相談支援体制の連携強化を図り、地域における生活支援サービスの充実を図ります。

基本目標3 就労支援と社会参加の拡大

一人ひとりの働く意識や社会に貢献する意欲を尊重し、様々な場面で社会参加が促進される環境づくりを進め、主体的で生きがいのあふれる地域を築きます。

基本目標4 安心・安全に暮らせる環境と基盤の整備

一人ひとりの権利を守り、地域で自立して生活していくための基盤を整備し、すべての人にやさしいまちを目指します。

3. 施策の体系



第2編
第5次浅川町障がい者基本計画
(令和6~11年度)

基本目標1 障がい児の育ちと学びの支援

現状の取組内容

本町では、保健センターが各関係機関と連携し、妊娠・出産期から学童・思春期まで各期における事業を行っており、乳幼児健診受診率は毎年度100%に近い状況となっています。専門職による行動や遊びの観察を行い、子どもの疾病等の早期発見に努めています。そして、子どもの発達過程にあわせた対応としては、子どもの成長等を記録できるサポートファイルの配布や乳児向け訪問指導など、切れ目ない支援となるように取り組んでいます。また、保護者からの相談に随時応じ、きめ細かな個別対応を重視した支援を行っています。

また、障がい児福祉サービスの利用者は15人程度で、計画相談や放課後等デイサービスが主に利用されています。今後も利用ニーズを把握しながら、必要なサービスの利用を促進します。

そして、こども園・小学校・中学校で、障がい等のある児童・生徒を可能な限り受け入れ、障がいのある子もない子も地域で共に育つ環境づくりに努め、施設内で支援が必要な子どもに指導員等の配置を推進しています。

現状からみられる課題

町内には令和5年度現在、あさかわこども園（保育部、幼稚部）、小学校、中学校がそれぞれ1か所あります。いずれの施設においても、障がい等のある児童・生徒を可能な限り受け入れ、障がいのある子もない子も地域で育てる環境づくりに努めています。妊娠期から出産、乳幼児期から保健センターが中心となって関わりをつくり、必要な支援を考えていく必要があります。また、施設内で、支援が必要なお子さんには指導員等の配置を行うよう努めています。また、体制が十分でない場合もあり、その都度、関係機関と協議し、適切な人員の配置や指導・支援内容の共有に努め、就学や必要なサービスの利用を支援していくことが課題です。

施策の方向性

(1) 母子保健各期における保健・療育の確保

- 乳幼児健康診査等時、保健師や健診スタッフによる行動や遊びの観察を行い、疾病等の早期発見に努めます。
- 要保護児童対策協議会による情報共有と支援の方向性を検討します。
- 未就学児を対象にした発達検査を実施し、発達段階に応じた寄り添った支援により、専門的医療・療育がスムーズにつながるようにします。
- 子育て支援事業への勧奨、育児相談や家庭訪問を実施し個別対応を重視します。
- 子どもが心身ともに元気に成長できるよう、子育て世代包括支援事業により保健師等が関係機関と連携しながら18歳になるまで、子どもと家族のサポートに努めます。
- 児童の発達障がいやその傾向にある子供を持つ保護者等を対象とした、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援の確保に努めます。

(2) 就学前保育・教育の充実

- 県中児童相談所が行う巡回相談などの活用や、臨床心理士による発達検査の実施などを行います。
- 個別ケース会議を行い協議などによる受け入れ体制の強化を図ります。
- 各関係機関や専門機関と連携を図り、専門機関のアドバイス等を受けながら、合理的配慮への留意と教育・保育内容の充実に努めます。

(3) 特別支援教育の推進

- 学校教育課と連携し、特別支援教育コーディネーターを中心に、教職員の特別支援教育に対する理解の促進に努め、児童・生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進します。
- 保護者に対しても、心身の状況や支援の必要性についてきめ細かな説明・相談等を行います。
- 支援者である保育士や、教職員を対象とした研修を行い、障がい児支援に対するスキルを高めます。

(4) 障がい児福祉サービスの適切な利用促進

- 障害児通所支援等・障害児相談支援などの制度の仕組みを説明し、個別の発達段階に応じた福祉サービスが受けられるよう情報提供を行います。
- サポートブックを活用しながら、支援が必要な児童・生徒・保護者を始め、支援する関係機関との情報共有・連携を強化し、切れ目のない継続した支援体制を構築します。
- 支援が必要な児童・生徒に対し、福祉、医療などと連携し、療育の必要性について合理的配慮を意識した多面的な支援にあたります。

基本目標 2 相談支援体制と生活支援の充実

現状の取組内容

障がい等により支援が必要な人とその家族を、相談支援から生活支援施策につながるように支援していくことが重要であり、相談窓口については専門的な相談への対応や相談窓口間の連携など相談支援の機能強化が重要となっています。

これまでも、障がい福祉の啓発冊子の配置や広報による障がい者向けの情報の提供を行いながら、相談支援と生活支援の各種施策を実施してきました。しかし、各種制度の変更や福祉サービスは複雑でわかりにくいことから、障がいの特性等にあわせた対応に努めています。

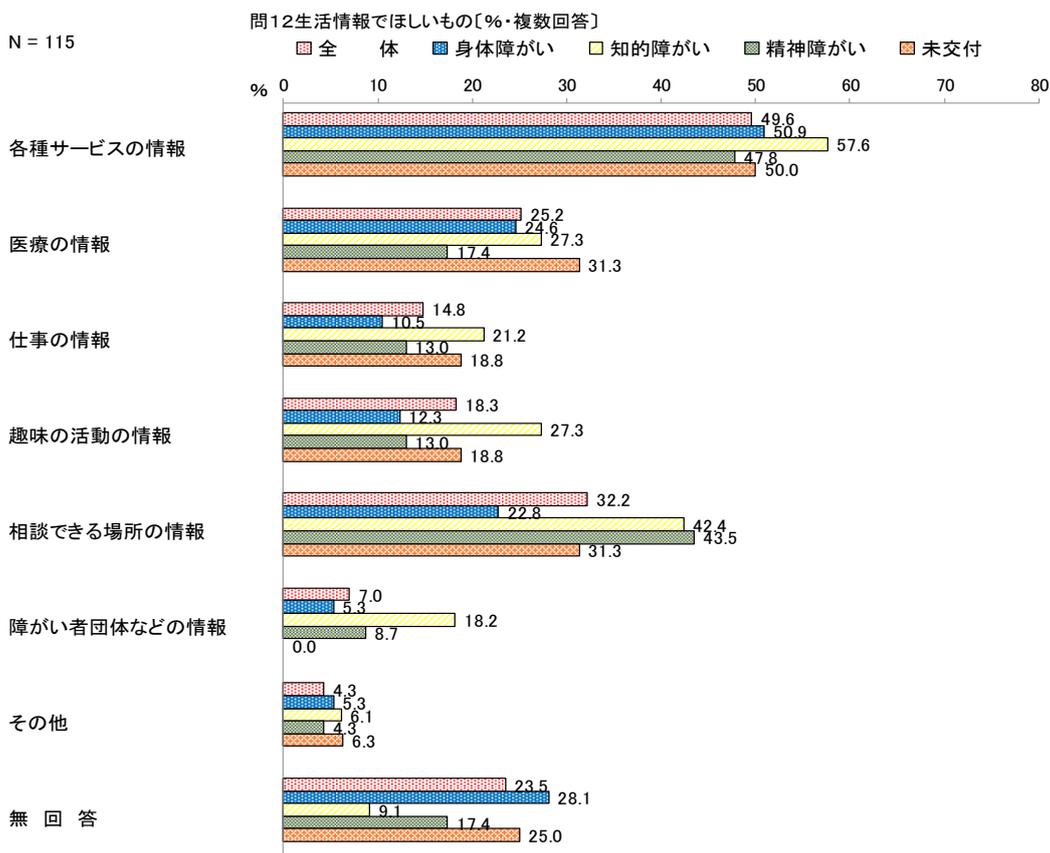
また、障がいのある人が施設から地域生活への移行や、社会参加の促進を図っていく中で、地域に向けて、障がいに対する正しい理解の促進や、障がいの有無にかかわらず安心して地域で生活できる共生社会への意識を高めることが重要です。

現状からみられる課題

障がい福祉としても啓発冊子の配置や広報による障がい者向けの情報を発信するなどの事業を実施していますが、アンケート調査からは、障がい種別により必要な情報が異なることから、周知・伝達方法やその内容を変えるなど、きめ細かに配慮した対応・体制が必要となっています。

障害者差別解消法の施行に伴い、「障がい」や「障がいのある人」への偏見や差別が法的に禁止され、同法の改正に伴い、令和6年4月からは事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されることから、地域住民や事業者に向けて意識啓発を継続していく必要があります。

また、本人及び介護者の高齢化に伴い、世帯全体への支援強化が必要となっています。地域包括支援センターをはじめ、関係機関の連携がより一層求められています。



施策の方向性

(1) 相談体制の充実

- 令和3年度に、石川圏域に基幹相談支援センターが設置されました。相談支援専門員等に安心して気軽に相談できる体制づくり、また必要な福祉サービスの調整・利用など、個々の問題や課題を早期に解決できるよう、個別対応を重視し実施しています。
- 地域生活支援事業での相談支援事業を実施するとともに、困難事例への円滑な対応や、地域の関係機関の相談ネットワークの構築に努めます。
- 石川地方地域自立支援協議会や地域ケア会議については、地域全体や個別の障がい福祉関連の課題や現状を整理し、各種事業内容を充実させ、関係機関全体で本人・家族を支える体制を強化していきます。
- 障がい者の高齢化が進み、介護分野における関係機関との連携などスムーズな支援を提供できるよう関係づくりを進めていきます。
- 障がい疑われる事例やひきこもりの方等の現状を把握し、早期に適切な機関につながるよう支援していきます。

(2) 広報の充実と円滑な意思疎通の支援

- 「広報あさかわ」や「社協だより」などについて、障がい者福祉制度の紹介などの積極的な掲載を図るとともに、町ホームページを活用し、積極的に情報発信するほか、障がい福祉ハンドブック等の更新に努めます。
- 町内の民間事業者に対しては、障害者差別解消法に基づき、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されることなどについて、周知に努めます。
- 意思疎通支援事業などを活用することなどで、円滑なコミュニケーションがとれるようにします。
- 行事・イベントなどでの手話奉仕員などの活用を積極的に促進し、障がい者のコミュニケーション手段の確保に努めます。

(3) 障がい福祉サービスの適切な利用促進

- 利用者のニーズや家族の意向などを尊重し、相談支援専門員や関係機関と連携をとりながら、広域的に福祉サービスを活用できるよう努めます。
- 制度の仕組みや新しいサービスなどを広報や町ホームページ等を活用し、住民の方に周知するとともに、石川地方地域自立支援協議会での情報共有、各関係機関との連携のもと、地域生活で困りごとを持つ方に適切なサービスが行き渡るよう努めます。
- 障がい福祉ハンドブックを今後も継続して作成し、民生委員や関係機関団体へ周知を図ります。
- 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を実施します。
- 地域生活支援事業については、地域の現状を踏まえ、定期的にサービス実施の見直しを行います。

(4) 地域医療との連携促進

- 医療機関の地域連携部門、関係機関等と連絡を密にし、継続支援の協力を求めるとともに、福祉サービスや社会資源等について情報を提供し、地域生活が円滑に送れるよう調整します。
- 民生委員協議会や地域ケア会議等を活用し、地域の実情やニーズの集約に努め、安心して地域医療を受けられる体制づくりに生かします。
- 国の法制度に基づき、自立支援医療制度の給付事業を継続して経済的負担を減らし受診継続を支援します。

(5) 心身の健康づくりの促進

- 疾病予防に視点をおいた各種健（検）診や健康教育・相談、家庭訪問など、保健事業の充実を図ります。
- 「健康あさかわ 21」に基づき内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）予防対策、糖尿病対策をはじめ、不安、ストレスなどのメンタルヘルス対策に重点的に取り組みます。
- 国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）との連携を図ります。
- 障がい者一人ひとりの健康の維持・増進につながるよう個別対応に努めます。
- いのち支える浅川町自殺対策行動計画との連携を図り、心身の健康づくりと自殺予防対策を推進します。

基本目標3 就労支援と社会参加の拡大

現状の取組内容

障がいのある人の就労環境は、町内や近隣地域には就労の場が少ないことや、就労内容や通勤手段の配慮・調整、働く場でのジョブコーチ等の支援者の不足など様々な課題があり、就労開始まで時間を要することがあります。利用者向けの就労セミナーや、雇用する企業側の理解を深めるための企業向け研究会を、地域自立支援協議会が開催しています。

また、学習活動や地域活動、まちづくり活動などへの障がいのある当事者の参加を促進していくために、身近な地域住の障がい者に関する正しい理解を深めていくこと、対面・ZOOM方式など実施内容の検討等、バリアフリーの視点を考慮し、多面性を持たせ検討していくことが重要です。

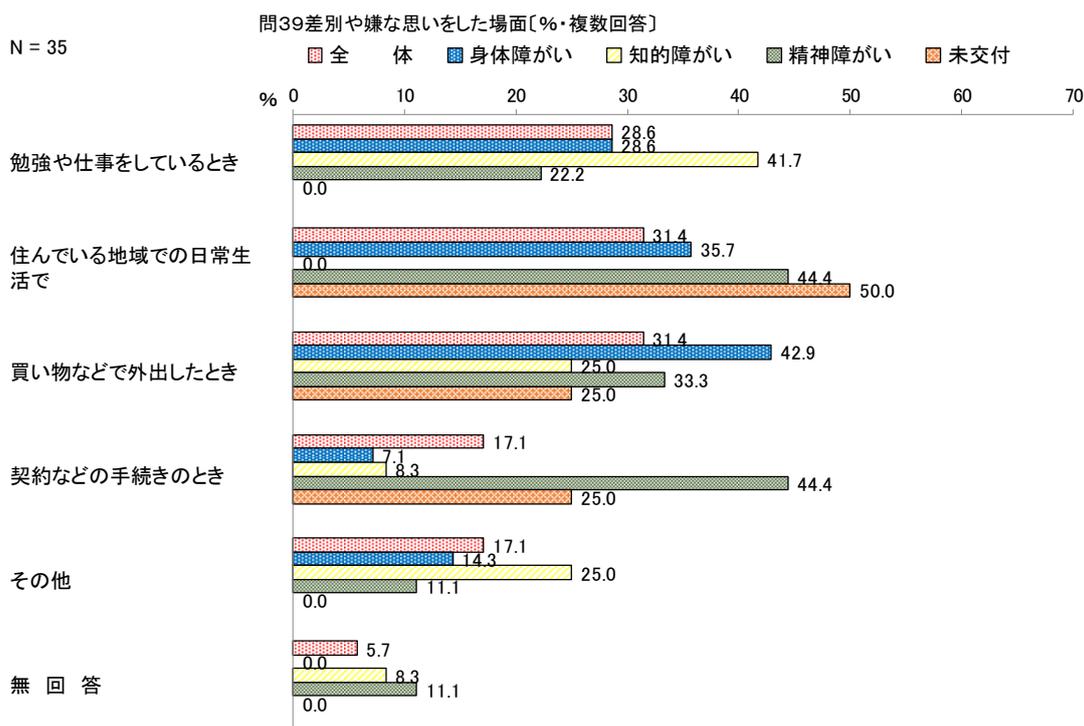
現状からみられる課題

障がいがあっても、就労することで社会参加の拡大が期待できます。

本人の障がい特性やニーズに応じ、可能な福祉サービスを調整し、一人でも多く就労につなげられるよう、関係機関との情報共有・連携を強化します。限られた地域の資源を活用しながら就労の場の拡充を図っていくことは地域にとっても重要な課題です。

障がい者本人が、差別なく地域社会に参画できるためには、より身近な地域の方々に、障がい者に対する正しい理解を深めてもらうことが重要です。買い物や移動等、日常生活の様々な場面において、少しの支援で問題が解決することもあります。アンケート調査結果からも障がい者差別に対する理解は、十分ではありません。

また、高齢化が進む中、各種団体の加入数の減少や高齢化がみられます。今後、高齢者福祉との連携をはじめ、障がいの有無にかかわらず、町民誰もが社会活動に参加しやすい体制づくりの推進が課題です。



施策の方向性

(1) 就労の促進

- 本人の希望や心身の状況などを確認し、適切な情報提供等を行い、各事業所等と連携しながら、社会参加や就労支援に努めます。
- 就労内容や勤務時間、交通機関の確保等環境の整備についても、石川地方地域自立支援協議会や関係機関と情報を共有しながら進めていきます。
- 本人の能力向上及び継続した支援を行い、一般企業への就労及び職場定着が図られるよう、関係機関との連携を深めるほか、各種助成金制度や雇用の場における合理的配慮の必要性について周知を図ります。
- 本人・家族が心身ともに安心・安全に就労が継続できるよう、職業訓練やジョブコーチ等を活用し、より自立を促進できるようサポートします。
- 福祉サービスの利用を希望しない場合であっても、支援が必要な方へ就労支援ができる体制づくりに努めます。
- ニートやひきこもり等、福祉サービスに該当しない場合であっても、支援が必要な方へ就労支援ができる体制づくりに努めます。

(2) 障がい者雇用対策の強化

- 令和6年度から2.5%に引き上げられる法定雇用率の遵守に努めるとともに、障がい者が働きやすいよう、職員意識の啓発や、施設・設備の環境整備など、合理的配慮に努めます。
- 役場や保健センター、社会福祉協議会等において、支援学校や福祉事業所に通う方を対象とした職場実習の受け入れ等についても、積極的に取り組んでいきます。
- 障害者優先調達法の普及啓発を図り、公共機関等で積極的に活用します。
- 自立支援協議会主催の障害者雇用に関する企業向けの研修会を年1回実施します。

(3) 障がい者団体の活性化

- 障がい者の自立や社会参加を促進する組織として重要な障がい者団体への加入について、手帳交付時に身体障害者福祉会の入会斡旋をするなど、対象者の要望を取り入れ、団体活動が自主的に継続できるよう支援します。
- 当事者や親の会の紹介をし、新規メンバーの獲得・サポート強化を図ります。
- 関係機関や石川地方地域自立支援協議会等と連携し、団体全体の活性化が図れるよう協議していきます。

(4) 生涯にわたる学習機会の拡大

- 地域における様々な学習機会に障がい者が気軽に参加できるよう、障がい者に配慮した学習施設・設備等の改善に努めます。
- 広報や町ホームページを有効に活用し、情報提供に努め、参加を働きかけます。

(5) スポーツ・文化活動等への参加の促進

- 障がいの有無に関わらず、より気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、広報や町ホームページ等を活用し関係団体からの情報を提供するとともに、スポーツ施設・公園等の整備・改善や、障がい者団体によるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動の実施の促進に努めます。

- 石川郡身体障害者福祉会が中心となり実施している障がい者参加型のレクリエーション大会は、参加者のニーズや要望を取り入れ、事業内容を検討し開催が継続できるよう支援していきます。

(6) まちづくり活動への参画の促進

- 町で実施される各種施策・事業について、可能な限り、障がい者の参画を促進します。特に、各種審議会や委員会など、政策検討の場への積極的な参画を図り、当事者のニーズや想いを反映できるよう努めます。
- 石川地方地域自立支援協議会の各部会では、当事者やその家族の方も参画し、よりニーズにあった福祉政策を目指します。
- 地域包括支援センターで立ち上げ支援をした各地区サロン等を活用しながら、地域の現状にあった福祉ニーズを把握し、地域全体で共に支えあう体制づくりを強化します。

基本目標4 安心・安全に暮らせる環境と基盤の整備

現状の取組内容

近年の自然災害において、町民すべてが安心・安全に日常生活が送れる地域づくりのために環境整備を見直してきました。防災・防犯対策として、福祉避難所の確保や障がい者が必要と思われる備蓄品の充実なども行ってきました。福祉避難所は、町内に保健センター、武道館、地域福祉センター、特別養護老人ホームさぎそうの4か所を指定していますが、約4割が避難場所を知らない状況です。今後、認知度をさらに高めて、受け入れマニュアルの作成など運用に向けた検討が必要です。

また、令和2年度以降のコロナ禍では、様々な行動制限や新しい生活様式のなかで今までに経験したことのない対応が求められました。直接の対面方式による支援が困難となり、障がい福祉サービスの利用中止、病気に対する不安や恐怖に加え、当事者や家族の方が周囲との孤立・孤独感を深めたこともあったと考えられます。感染症対策は特殊であり、限られた人員・支援体制のなかでより効果的な支援内容・方法を検討する必要があります。

権利擁護について、高齢化が進むなか必要性が高まっています。しかし、町として成年後見制度の利用促進や必要な助言、援助等の施策が十分であるとはいえません。

現状からみられる課題

様々な自然災害等を見据え、総務課等と連携しながら環境整備に努めています。町全体としても、そして個人や家族としても防災・防犯に対する備えに関する正しい知識の普及や備蓄品の整備、災害時の障がい者に対する居場所（福祉避難所）の確保、町内避難所や避難グッズ認知度を高めるため、広報やホームページをはじめ、申請時や相談時での個別周知を充実させる必要があります。

さらに、安心・安全に避難できるよう障がいの特性に合わせた支援マニュアルの作成やその運用に向けた検討も必要です。

権利擁護については、今後、個別検討を重ねながら関係機関と協議し、成年後見制度の利用促進に努める必要があります。

また、虐待防止についても、関係機関・関係団体への周知をはじめ、定期的に広報誌等を活用した情報周知を行うことや、虐待防止研修等新たな事業展開をするなど、町全体で見守り、支え合う意識の共有化を図ることが重要です。

施策の方向性

(1) 災害等生活安全対策の推進

- 緊急時に備えた地域ぐるみでの安心・安全ネットワークづくり推進に向け、避難行動要支援者名簿などの定期的な見直し・整備、地区の民生委員などへの情報提供が必要時にスムーズに行えるようにします。
- 防災については、消防署や消防団、行政区などが連携しながら、緊急時の情報伝達や避難誘導、救助体制の充実を図ります。特に、障がい者の日中活動の場での防災対策の強化、在宅の災害時要援護者については、一人ひとりに対して、地域住民や関係機関との情報伝達手段の確保を図ります。
- 防犯については、定期的に広報や防災無線等で、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域防犯活動を促進し、「地域の安全は地域で守る」という自主防犯意識の高揚を図りながら、犯罪被害の発生を未然に防ぐまちづくりを進めます。
- 高齢者と連携した、見守りネットワークを構築し地域での見守りを強化するとともに行方不明者等が発生した場合の支援が早期に行えるよう事業構築します。

(2) 成年後見の利用と権利擁護の推進

- 地域生活支援事業での成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、成年後見制度の利用促進などを図ります。
- 家庭・地域での虐待や金銭詐取などに対して、浅川町虐待防止対策地域協議会や石川地方地域自立支援協議会などを活用し、防止ネットワークの強化に努めます。
- 法制度の普及について、関係機関と連携し、家族をはじめ関係団体にも啓蒙普及を図ります。

(3) 虐待防止に向けた体制づくり

- 関係機関と連携し、広報やリーフレット等により虐待の現状や相談体制、防止策等の知識を普及することで、地域における早期発見や予防などの協力を要請します。

(4) 障がい者にやさしい施設等の整備

- 町の方針を踏まえ、道路や公園、公共建築物などについて、障がい者にやさしい公共空間づくりに努めるとともに、駅や商店など民間公益施設についても、改善への協力を要請します。
- バリアフリー、ユニバーサルデザインの導入に際し、石川地方地域自立支援協議会各部会や障がい者団体等、当事者からの意見を聴き、整備計画に反映させるよう努めます。
- 住民の理解と協力を得ながら、皆が歩きやすい歩道の確保のため、雪かきボランティア等の育成について検討していきます。
- 当事者や家族、関係機関や団体をはじめ、一般町民へもヘルプマーク及びヘルプカードの普及・啓発に努めます。

(5) 暮らしやすい住宅づくりの促進

- 民間住宅の改修について、改修費助成制度の利用の普及促進を図ります。また、公営住宅については、利用者のニーズにあわせ、他の制度も活用しながら、改修や建て替えの際にバリアフリー、ユニバーサルデザインを目指します。

(6) 外出手段の確保

- 外出支援のため、タクシー・燃料券助成事業の周知と理解を図り、事業を継続して実施します。
- 各種手帳保持者が利用できる公共交通機関の割引など、経済的負担軽減について普及啓発に努めます。
- 公共交通機関の利用にあたり、関係機関とともに、路線の維持・確保・充実や利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実などに努めます。
- 外出するための支援とあわせ、買い物支援を望む声もあります。現在の移動販売の実施体制について、より地域住民全体のニーズが反映できるよう関係機関と協議し、生活が安心して送れるよう検討していきます。
- 外出支援策については、広域的に地域自立支援協議会での検討や、高齢者や児童などの他分野とあわせて協議していきます。

第3編

第7期浅川町障がい福祉計画 第3期浅川町障がい児福祉計画

(令和6～8年度)

第1章 浅川町障がい（児）福祉計画の基本指針

1. 基本方針・重点的な取組

（1）基本方針

少子化・高齢化を背景に、家族形態やライフスタイルが多様化し、様々な分野の課題が絡み合うとともに、家族で複数の課題を抱えているなど利用者のニーズは複雑になっています。そのため、障がい福祉サービスと介護保険サービスとの関係、障がい児支援のためのサービス、地域包括支援体制の構築など個々の状況に応じてサービスを複合的に利用できるように推進します。

乳幼児期から高齢期に至るまで、様々な障がいの特性とライフステージに応じた切れ目のない支援施策を多職種・多分野連携による支援により切れ目のない支援体制の確立を目指します。

（2）重点的な取組

①相談支援体制の強化

人口構造の変化やライフスタイルの多様化等を背景に障がいのある人とその家族が抱える課題は複雑化・複合化しています。ひきこもりや重度の身体障がい等による長期療養、その他様々な要因により地域や家族、社会から孤立し、相談支援やサービスの利用につながっていない人に対する支援の在り方が課題のひとつとなっています。このため、相談支援体制づくりとして地域におけるネットワークの形成や相談支援専門員等の育成といった人材確保につながる取組を進めるなど、地域における相談支援体制の充実強化を図ります。

②発達障がい児等支援の推進

発達障がいのある児童の支援は幼少期から成人期移行まで、対象者の成長段階に応じた支援策の充実を図っていくとともに、それらを包括的かつ継続的に進めていくための支援体制の構築が重要となります。これらのことから、地域における児童の発達障がい等支援をさらに推進していくため、保健・教育・福祉・医療等の連携のもと地域の支援力の向上に向けて取り組みます。

③医療的ケア児への支援の推進

医療的ケア児とその家族への支援には、必要なケアや生活の実態等を把握する必要があります。そのため、多様な分野で関係機関が連携し、適切な支援を受けられるよう努めます。

④障がいのある人の就労支援

障がいのある人が地域で意欲的に働くことは、経済的な自立のみでなく、生きがいのある生活を送るために必要となります。そのため、自立支援協議会等と連携し、就労の機会や場の確保・拡充に努めます。

第2章 第7期浅川町障がい福祉計画

1. 基本指針に定める成果目標

(1) 前回計画の目標と実績

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数については、目標を達成することはできませんでした。

項目	目標数値	実績数値 (令和4年度)
施設入所者数	13人 (令和元年度)	11人
地域生活移行者数	1人	0人
	7.7%	0.0%
削減数	1人	2人
	7.7%	15.4%

②地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点の整備については、第7期内的での整備に向けて調整していきま
す。

項目	目標数値	実績数値 (令和4年度)
地域生活支援拠点の整備	1か所	0か所

③福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等については、一般就労移行者数の目標は下回って
いるものの、就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数が1人いました。

項目	目標数値	実績数値 (令和4年度)
一般就労移行者数	2人	1人
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	1人	1人
就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	0人	0人
就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	1人	0人
一般就労移行者数のうち就労定着支援事業利用者数	0人	0人
就労定着率が8割以上になる就労定着支援事業所数		0箇所

④相談支援体制の充実・強化等

・総合的・専門的な相談支援の実施

総合的・専門的な相談支援の実施については、目標を達成することができました。

項目	目標数値	実績数値 (令和4年度)
実施の有無	有	有

・訪問等による専門的な指導・助言

訪問等による専門的な指導・助言については、目標を達成することができました。

項目	目標数値	実績数値 (令和4年度)
指導・助言件数	12件	70件

・相談支援事業者の人材育成の支援

相談支援事業者の人材育成の支援については、目標を達成することができました。

項目	目標数値	実績数値 (令和4年度)
支援件数	12件	140件

・地域の相談機関との連携強化

地域の相談機関との連携強化については、目標を達成することができました。

項目	目標数値	実績数値 (令和4年度)
実施回数	6回	57回

⑤障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

・障害福祉サービス等に係る研修への町職員の参加

障害福祉サービス等に係る研修への町職員の参加については、目標を達成することはできませんでした。

項目	目標数値	実績数値 (令和4年度)
参加人数	1人	0人

・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、関係自治体等と共有

体制の有無、共有回数ともに目標を達成することはできませんでした。

項目	目標数値	実績数値 (令和4年度)
体制の有無	有	無
共有回数	1回	0回

(2) 本町の設定目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域移行は、令和4年度の11人から令和8年度には10人に削減することを目指し、地域生活への移行者数を1人見込みます。

項目	数値
令和5年3月31日時点の施設入所者数	11人
【目標値】地域生活移行者数	1人
	9.1%
【目標値】削減見込者数	1人
	9.1%

②地域生活支援の充実

地域生活支援拠点については、令和6年度当初から町で整備し、最終的には石川郡共同での設置を目指します。

・地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	数値
令和5年3月31日時点の設置数	0か所
【目標値】整備数	1か所
令和5年3月31日時点のコーディネーターの配置人数	0人
【目標値】配置人数	1人
令和5年3月31日時点の運用状況の検証・検討回数	0回/年
【目標値】検証・検討回数	1回/年

・強度行動障がい者を有する者に対する支援体制の整備

項目	数値
令和5年3月31日時点の強度行動障がい者を有する者の状況や支援ニーズの把握の有無	無
【目標値】状況や支援ニーズの把握の有無	有
令和5年3月31日時点の整備の有無	無
【目標値】整備の有無	有

③福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行者については、令和8年度に1人の一般就労を目指します。

項目	数値
令和3年度の一般就労移行者数	0人
【目標値】一般就労移行者数	1人
	—
令和3年度の就労移行支援事業移行者数	0人
【目標値】就労移行支援事業移行者数	1人
	—

項 目	数 値
令和 3 年度の就労継続支援 A 型事業移行者数	0人
【目標値】就労継続支援 A 型事業移行者数	1人 —
令和 3 年度の就労継続支援 B 型事業移行者数	0人
【目標値】就労継続支援 B 型事業移行者数	1人 —
令和 3 年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者が5割以上の事業所数	0か所
令和 8 年度の就労移行支援事業所数(見込)	0か所
【目標値】一般就労移行者が 5 割以上になる就労移行支援事業所数	0か所 —
令和 3 年度の就労定着支援事業利用者数	0人
【目標値】就労定着支援事業利用者数	人 —
令和 8 年度の就労定着支援事業所数(見込)	0か所
【目標値】就労定着率が 7 割以上になる就労定着支援事業所数	0か所 0%

④相談支援体制の充実・強化等

石川郡 5 町村で共同設置している「石川地方障がい者基幹相談支援センター」を中心に、相談支援体制の充実と強化を図ります。

・基幹相談支援センターの設置

項 目	数 値
令和 4 年度までの設置の有無	有
【目標値】設置の有無	有

・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言

項 目	数 値
令和 4 年度の指導・助言件数	45 件
【目標値】指導・助言件数	50 件

・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援

項 目	数 値
令和 4 年度の支援件数	7 件
【目標値】支援件数	10 件

・基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施

項 目	数 値
令和 4 年度の実施回数	107 回
【目標値】実施回数	110 回

・基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数

項 目	数 値
令和 4 年度の実施回数	0回
【目標値】実施回数	1回

- ・ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数

項目	数値
令和4年度の配置数	1人
【目標値】配置数	1人

- ・ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施

項目	数値
令和4年度の実施回数	3回
【目標値】実施回数	6回
令和4年度の参加事業者・機関数	13か所
【目標値】参加事業者・機関数	13か所

- ・ 協議会の専門部会の設置

項目	数値
令和4年度の設置数	4部会
【目標値】専門部会の設置数	4部会
令和4年度の専門部会の実施回数	16回
【目標値】専門部会の実施回数	16回

⑤障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

職員の研修への参加を引き続き実施するとともに、障がい福祉サービスの質を向上させるための体制づくりを引き続き行います。

- ・ 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加

項目	数値
令和4年度の参加人数	1人
【目標値】参加人数	1人

- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制

項目	数値
令和4年度の体制の有無	無
【目標値】体制の有無	有
令和4年度の実施回数	0回
【目標値】実施回数	1回

2. 障がい福祉サービス等の実績と見込量

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画では、利用実績と本町の障がいのある方が希望する地域生活を支えるサービス量を踏まえ、障がい福祉サービス等の見込量を設定します。

(1) 障がい福祉サービス（訪問系サービス）

【事業概要】

サービス	事業の内容
居宅介護	ホームヘルパーが居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を提供する。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障がい者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動中の介護を総合的に提供する。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する者等に移動の援護等を提供する。
行動援護	常時介護を必要とする知的、精神障がい者に対し、外出時の移動中の介護等を提供する。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者等に対し、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等を包括的に提供する。

①居宅介護

【実績・見込み】

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間分	計画	30	30	30	28	28	28
	実績	33	21	20			
人	計画	5	5	5	4	4	4
	実績	4	3	3			

【確保のための方策】

訪問系サービスは、居宅介護（ホームヘルプ）のみ利用となっています。今後、福祉施設からの退所や入院施設からの退院などにより地域移行する障がい者の増加が予想されることから、利用事業所の開拓をはじめ、本人のニーズを把握し適切な支援が行われるよう努めていきます。

(2) 障がい福祉サービス（日中活動系サービス）

【事業概要】

サービス	事業の内容
短期入所	居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、障がい者等を施設等へ短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等を提供する。福祉型は障がい者支援施設等、医療型は重症心身障がい者を対象に医療機関等で実施する。
療養介護	医療及び常時介護を必要とする障がい者に対し、主に昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、監護、医学的管理下の介護、日常生活上の世話等を提供する。
生活介護	常時介護を必要とする障がい者に対し、主に昼間に施設で入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会等を提供する。

①短期入所

【実績・見込み】

・医療型

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	1	0	0	0
人分	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	1	0	0	0

・福祉型

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	計画	10	10	10	44	44	44
	実績	27	44	43			
人分	計画	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2			

【確保のための方策】

現行の提供体制の確保に努めるとともに、地域生活移行や家族状況に変化が生じるなどにより需要の伸びが生じた際には、提供量の拡大などを検討します。近隣や広域的に利用可能な場所の確保を図り、本人・家族が安心して在宅生活を継続できるよう努めます。また、介護者のレスパイトケアを目的とした利用促進に努めます。

②療養介護

【実績・見込み】

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人分	計画	1	1	1	2	2	2
	実績	2	2	2			

【確保のための方策】

施設利用者のニーズなどを踏まえて、サービス事業者等と連携しながら当該サービスの実施を促進します。

③生活介護

【実績・見込み】

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	計画	480	480	480	447	447	447
	実績	443	447	399			
人分	計画	24	24	24	20	20	20
	実績	21	20	19			

【確保のための方策】

生活介護は、一定数の利用者を見込んでおり、施設利用者のニーズや事業所と連携し、既存でのサービスを実施していきます。利用者が希望した日数を利用できるよう、事業所の確保に努めます。

(3) 障がい福祉サービス（施設系サービス）

【事業概要】

サービス	事業の内容
施設入所支援	常時介護を要する人に対し、夜間の居住の場などを提供する。

①施設入所支援

【実績・見込み】

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人分	計画	13	13	12	10	10	9
	実績	12	11	10			

【確保のための方策】

今後は、地域移行を進めていくため人数の減少を見込んでいますが、利用者のニーズにあわせたサービス提供に努めます。

(4) 障がい福祉サービス（居宅系サービス）

【事業概要】

サービス	事業の内容
自立生活援助	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を実施する。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、主に夜間に共同生活を営む住居での相談や日常生活上の援助を行う。

①自立生活援助

【実績・見込み】

		第6期実績			第7期計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人分	計画	0	0	1	0	0	0
	実績	0	0	0			

【確保のための方策】

今後、利用希望等があった場合は、利用者のニーズにあわせたサービス提供に努めます。

②共同生活援助（グループホーム）

【実績・見込み】

		第6期実績			第7期計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人分	計画	8	8	9	12	12	13
	実績	12	12	12			

【確保のための方策】

地域移行や家族からの独立など、引き続き利用ニーズが見込まれるため、グループホームの拡充や新規事業参入など積極的に促進していきます。

(5) 障がい福祉サービス（訓練系・就労系サービス）

【事業概要】

サービス	事業の内容
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者を対象として、病院を退院または特別支援学校(視覚・聴覚支援学校)を卒業した後、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などが必要な人に対し訓練を行う。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者や精神障がい者で病院や施設を退院・退所した人、特別支援学校の卒業生に対し、地域生活を営む上で必要な社会的な訓練を行う。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に対し、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練を行う。
就労継続支援 (A型・雇成型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、雇用契約に基づく就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行う。
就労継続支援 (B型・非雇成型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、雇用契約を結ばないで就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図るための訓練等を行う。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して就業した方の就労を継続するために、事業所や家族との相談や連絡調整などの支援を実施する。

①自立訓練

【実績・見込み】

・機能訓練

		第6期実績			第7期計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人日分	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
人分	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

・生活訓練

		第6期実績			第7期計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人日分	計画	1	0	0	15	15	15
	実績	0	0	14			
人分	計画	23	0	0	1	1	1
	実績	0	0	1			

【確保のための方策】

機能訓練の利用予定はなく、生活訓練については1名の利用を見込んでおり、今後の利用者のニーズや事業所の動向などを勘案し、利用希望等が出る場合にはサービス事業者等と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

②就労選択支援

【実績・見込み】

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	計画						
	実績				-	0	5
人分	計画						
	実績				-	0	1

【確保のための方策】

令和7年度から導入されるサービスです。本町では、令和8年度からの利用を見込み、本人にあった就労場所・内容があり継続できるよう必要なサービス量の確保に努めます。

③就労移行支援

【実績・見込み】

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	計画	23	23	23	38	38	38
	実績	39	38	20			
人分	計画	1	1	1	2	2	2
	実績	2	2	1			

【確保のための方策】

事業所や県、ハローワークなどと連携しながら、一般就労への移行と職場定着への支援、また実情に見合ったサービス量の確保に努めます。

④就労継続支援（A型）

【実績・見込み】

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	計画	46	46	46	40	40	40
	実績	43	40	38			
人分	計画	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2			

【確保のための方策】

就労継続支援（A型）は一定数の利用者を見込んでおり、サービス事業者等と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

⑤就労継続支援（B型）

【実績・見込み】

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	計画	420	420	420	520	520	540
	実績	473	504	453			
人分	計画	23	23	23	26	26	27
	実績	25	25	26			

【確保のための方策】

利用人数・利用量が計画値を上回り、微増しており、利用者のニーズを尊重しつつ、引き続きサービス実施を促進していきます。

⑥就労定着支援

【実績・見込み】

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人分	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

【確保のための方策】

今後、利用希望等があった場合は、必要量等確保できるように関係機関と連携します。

(6) 障害福祉サービス（相談支援）

【事業概要】

サービス	事業の内容
計画相談支援	支給決定前にサービス等利用計画を作成。支給決定後にサービス等の利用状況を検証し計画の見直しを行う。
地域移行支援	施設や病院に入所・入院している障がい者の地域生活への移行を促進するため、地域移行推進員が住居の確保や新生活の準備等を支援する。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がい者に対し、緊急時への対応や相談等を行い地域生活への定着をサポートする。

①計画相談支援

【実績・見込み】

単位		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人分	計画	98	96	102	95	100	105
	実績	77	93	45			

【確保のための方策】

サービス等利用計画については、現在は相談支援専門員の不足により、障がい福祉サービス利用者全員の計画を立案することが困難な状況であり、専門員の確保など提供体制の充実に努めます。

②地域移行支援

【実績・見込み】

単位		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人分	計画	1	1	1	0	0	1
	実績	0	0	0			

【確保のための方策】

地域相談支援に関してはスムーズな地域移行・地域定着及び安定した地域生活が送れるよう、指定相談支援事業者と連携して進めます。

③地域定着支援

【実績・見込み】

単位		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人分	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

【確保のための方策】

地域相談支援に関してはスムーズな地域移行・地域定着及び安定した地域生活が送れるよう、指定相談支援事業者と連携して進めます。

(7) 精神障がい者支援（地域包括ケアシステムの構築）

【事業概要】

サービス	事業の内容
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステム。

【見込み】

サービス種類	単位	第7期計画		
		6年度	7年度	8年度
協議の場の開催	回	0	0	1
協議の場の保健関係者の参加人数	人	0	0	1
協議の場の医療(精神科)関係者の参加人数	人	0	0	1
協議の場の医療(精神科以外)関係者の参加人数	人	0	0	1
協議の場の福祉関係者の参加人数	人	0	0	2
協議の場の介護関係者の参加人数	人	0	0	2
協議の場の当事者の参加人数	人	0	0	1
協議の場の家族の参加人数	人	0	0	1
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	0	0	1
地域移行支援	人分	0	0	1
地域定着支援	人分	0	0	1
共同生活援助	人分	0	0	1
自立生活援助	人分	0	0	1
自立訓練(生活訓練)	人分	0	0	1

【確保のための方策】

地域の実情に合った地域包括ケアシステムを構築できるよう、関係機関と連携しながらサービスを提供していきます。

(8) 地域生活支援事業（必須事業）

【事業概要】

サービス	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを実施する。
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）に対し支援を行う。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センターの相談支援機能の強化を図るため、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施する。
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置する。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援する。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者等に対し、制度の利用を支援することにより、その障がい者等の権利擁護を推進する。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度の法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを実施する。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を実施する。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、日常生活用具の給付や貸与をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を推進する。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障がい者等の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるいす等のうち、障がい者等及び介助者が容易に使用でき実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置その他の障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用でき実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がい者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用でき実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障がい者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用でき実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストマ用装具その他の障がい者等の排泄管理を支援する用具・衛生用品のうち、障がい者等が容易に使用でき実用性のあるもの。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を目的とした外出の際の移動を支援する。
地域活動支援センター機能強化事業	障がい者の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するために地域活動支援センター※の機能を充実強化する。 ※地域活動支援センター：地域で生活している身体・精神・知的障がいを抱える人に、創作活動や交流の機会を提供する施設。地域で生活する障がい者の中には、社会との関わりを持つ機会が少なく、自宅に閉じこもりになってしまう人もいるため、社会参加を支援する。 【設置要件】10人以上が利用できる規模（創作活動などに必要な場所・美品を整備）。施設長1人、指導員2人以上の職員を配置。

①理解促進研修・啓発事業

【実績・見込み】

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	無	無	無			

【確保のための方策】

今後も、チラシの配布や研修会などを通して障がいのある方に対する理解啓発事業を継続して実施していきます。

②自発的活動支援事業

【実績・見込み】

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画	有	有	有	無	有	有
	実績	無	無	無			

【確保のための方策】

相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所などと連携し、制度の周知と利用促進に努めます。

③相談支援事業

【実績・見込み】

基幹相談支援センター等機能強化事業

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有			

住宅入居等支援事業

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画	無	無	無	無	無	無
	実績	無	無	無			

【確保のための方策】

相談支援体制の中心的役割を果たす石川地方を単位とした「基幹相談支援センター」の設置に向けて取組を強化します。

④成年後見制度利用支援事業

【実績・見込み】

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

【確保のための方策】

相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所などと連携し、制度の周知と利用促進に努めます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

【実績・見込み】

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画	有	有	有	無	無	有
	実績	無	無	無			

【確保のための方策】

相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所などと連携し、制度の周知と利用促進に努めます。

⑥意思疎通支援事業

【実績・見込み】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件	計画	3	3	3	3	3	3
	実績	1	4	2			

手話通訳者設置事業

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

【確保のための方策】

社団法人福島県聴覚障害者協会と連携し、障がい者一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。必要時、町事業等や訪問による相談において、手話通訳を活用できるよう協議していきます。

⑦日常生活用具給付等事業

【実績・見込み】

介護・訓練支援用具

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	計画	0	1	0	1	1	1
	実績	0	0	1			

自立生活支援用具

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	計画	0	0	1	1	1	1
	実績	1	0	0			

在宅療養等支援用具

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	計画	1	0	0	1	1	1
	実績	2	0	0			

情報・意思疎通支援用具

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	2	1	0			

排泄管理支援用具

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	計画	180	180	180	170	170	170
	実績	149	162	60			

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	1			

【確保のための方策】

障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。制度の利用については、障がい福祉事業所、相談支援専門員、地域包括支援センター等と情報を共有し、早期に福祉サービスの利用につながるように努めます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

【実績・見込み】

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

【確保のための方策】

近隣市町村と合同で事業を実施するなど、担い手の確保に努めます。

⑨移動支援事業

【実績・見込み】

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	0			
延べ利用量	計画	2	2	2	5	5	5
	実績	7	84	0			

【確保のための方策】

利用者の希望する提供体制の確保に努めるとともに、地域自立支援協議会等で提供体制の充実・実施事業所の拡充について検討を行います。

⑩地域活動支援センター事業

【実績・見込み】

		第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センターⅠ型	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
地域活動支援センターⅡ型	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
地域活動支援センターⅢ型	計画	0	0	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

【確保のための方策】

利用ニーズ等を確認し、第7期内で地域生活支援センター事業の立ち上げを行い、地域で安心して生活が送れるよう支援します。

(9) 地域生活支援事業（任意事業）

【事業概要】

サービス	事業の内容
点字図書給付事業	視覚障がい児・者の情報入手手段である点字図書の購入に対する公費助成。
日中一時支援事業	日中、監護する方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中活動の場を確保する。
訪問入浴サービス事業	自宅を訪問し、居宅で入浴サービスを提供する。
生活サポート事業	障がい児・者の介護を行う保護者が、疾病等により介護することができない場合に、保護者に代わって登録介護者やサービスステーションが介護サービスを提供する。
更生訓練費・就職支度金給付事業	就労移行支援事業、自立訓練事業を利用している人（通所者を含む）に対し、社会復帰の促進を図るため、更生訓練費※と就職支度金を支給する。
障害者自動車運転免許取得費助成事業	身体障害者手帳、療育手帳を所持する障がい者の自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。
身体障害者用自動車改造費助成事業	重度身体障がい者が就労等に伴って自動車を改造するときに、その経費を助成する。
障害者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止、早期発見・迅速な対応を図るため、関係機関との協力体制を強化（障がい者虐待防止センター※）する。
成年後見制度普及啓発事業	判断能力が十分ではない障がい者が、財産管理や契約の際に不利益が生じることがないように、成年後見制度への理解を広げるための広報・普及啓発活動を実施（高齢福祉と連携し実施）する。

【実績・見込み】

サービス	第6期実績			第7期計画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
①点字図書給付事業	0件	0件	0件	1件	1件	1件
②日中一時支援事業	0件	0件	0件	1件	1件	1件
③訪問入浴サービス 事業	1件	1件	0件	1件	1件	1件
④生活サポート事業	0件	0件	0件	1件	1件	1件
⑤更生訓練費・就職支 度金給付事業	0件	0件	0件	1件	1件	1件
⑥障害者自動車運転 免許取得費助成事業	0件	0件	1件	1件	1件	1件
⑦身体障害者用自動 車改造費助成事業	0件	0件	0件	1件	1件	1件
⑧障害者虐待防止対 策支援事業	1件	1件	1件	1件	1件	1件
⑨成年後見制度普及 啓発事業	0件	0件	0件	1件	1件	1件

【確保のための方策】

サービス利用者のニーズにあわせ、関係機関と連携しながらサービス提供に努めます。

第3章 第3期浅川町障がい児福祉計画

1. 基本指針に定める成果目標

(1) 前回計画の目標と実績

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、すでに子ども部会内に設置しています。

その他の目標については、達成には至りませんでした。

①児童発達支援センターの整備

項目	目標数値	実績数値 (令和4年度)
整備数	1	0

②保育所等訪問支援事業所の整備

項目	目標数値	実績数値 (令和4年度)
整備数	1	0

③重症心身障がい児を支援する事業所の整備

- ・重症心身障がい児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所

項目	目標数値	実績数値 (令和4年度)
整備数	1	0

- ・重症心身障がい児を主たる支援の対象としている放課後等デイサービス事業所

項目	目標数値	実績数値 (令和4年度)
整備数	1	0

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

- ・関係機関の協議の場の設置

項目	目標数値	実績数値 (令和4年度)
設置箇所数	1	1

- ・医療的ケア児等コーディネーターの配置

項目	目標数値	実績数値 (令和4年度)
配置人数	1	0

(2) 本町の設定目標

引き続き、児童発達支援センターについては、石川郡共同での設置を目指します。

医療的ケア児等コーディネーターについては、必要に応じて町の保健師が研修を受講予定です。

また、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の整備、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置に向けて取り組めます。

①児童発達支援センターの整備

項 目	数 値
令和5年3月31日時点の整備数	0 か所
【目標値】整備数	1 か所

②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築（保育所等訪問支援事業所の整備）

項 目	数 値
令和5年3月31日時点の整備数	0 か所
【目標値】整備数	1 か所

③重症心身障がい児を支援する事業所の整備

- ・重症心身障がい児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所

項 目	数 値
令和5年3月31日時点の整備数	0 か所
【目標値】整備数	1 か所

- ・重症心身障がい児を主たる支援の対象としている放課後等デイサービス事業所

項 目	数 値
令和5年3月31日時点の整備数	0 か所
【目標値】整備数	1 か所

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

- ・関係機関の協議の場の設置

項 目	数 値
令和5年3月31日時点の整備数	1 か所
【目標値】協議の場の数	設置済み

- ・コーディネーターの配置

項 目	数 値
令和5年3月31日時点の整備数	0 人
【目標値】配置数	1 人

2. 障がい児福祉サービス等の実績と見込量

【事業概要】

サービス	事業の内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行う。
医療型児童発達支援	日常生活での基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援と治療を実施する。
放課後等デイサービス	学校に通学している障がい児に対して、放課後、休日、夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等を支援する。
保育所等訪問支援	こども園・小学校等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援等を実施する。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。
福祉型障害児入所施設	障害児施設入所者の保護・日常生活の指導や知識技能の付与を実施する。
医療型障害児入所施設	障害児入所施設等の入所者に、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を実施する。
障害児相談支援	障害児通所支援の支給決定前に利用計画を作成するとともに、支給決定後にサービス等の利用状況を検証し計画の見直しを行う。
医療的ケア児調整コーディネーター配置	総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進する。
短期入所（ショートステイ）	居宅で介護を行う保護者が疾病等で介護ができない場合に、障がい児等を施設等へ短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等を提供する。福祉型は障害者支援施設等、医療型は重症心身障がい児を対象に医療機関等で実施する。

①児童発達支援

【実績・見込み】

		第2期実績			第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	計画	10	10	10	22	22	27
	実績	23	17	22			
人分	計画	3	3	3	5	5	6
	実績	4	4	5			

【確保のための方策】

児童発達支援は利用の増加が見込まれることから、必要なサービス量の確保に努めます。

②医療型児童発達支援

【実績・見込み】

		第2期実績			第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	計画	0	0	0			
	実績	0	0	0			
人分	計画	0	0	0			
	実績	0	0	0			

③放課後等デイサービス

【実績・見込み】

		第2期実績			第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	計画	24	28	32	43	43	43
	実績	31	43	38			
人分	計画	6	7	8	9	9	9
	実績	8	9	9			

【確保のための方策】

放課後等デイサービスは今後も利用が見込まれることから、必要なサービス量の確保に努めます。

④保育所等訪問支援

【実績・見込み】

		第2期実績			第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
人分	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

【確保のための方策】

今後、利用希望等があった場合は、必要量等確保できるように関係機関と連携します。

⑤居宅訪問型児童発達支援

【実績・見込み】

		第2期実績			第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
人分	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

【確保のための方策】

今後、利用希望等があった場合は、必要量等確保できるように関係機関と連携します。

⑥障害児入所施設

【実績・見込み】

福祉型障害児入所施設

		第2期実績			第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人分	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

医療型障害児入所施設

		第2期実績			第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人分	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

【確保のための方策】

今後、利用希望等があった場合には、児童相談所等と連携を図り迅速な支援に努めます。

⑦障害児相談支援

【実績・見込み】

		第2期実績			第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人分	計画	18	20	22	2	2	2
	実績	0	2	1			

【確保のための方策】

障害児相談支援は今後も利用が見込まれることから、必要なサービス量の確保に努めます。

⑧医療的ケア児調整コーディネーター配置人数

【実績・見込み】

		第2期実績			第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	計画	0	0	1	0	0	1
	実績	0	0	0			

【確保のための方策】

第7期計画内で配置ができるよう、関係機関と連携しながらコーディネーターの確保に努めます。

⑨障がい児数

【実績・見込み】

保育所の利用を必要とする障がい児数

		第2期実績			第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
人分	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

認定こども園の利用を必要とする障がい児数

		第2期実績			第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
人分	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

放課後児童健全育成事業を必要とする障がい児数

		第2期実績			第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	計画	60	60	60	36	36	36
	実績	42	37	36			
人分	計画	4	4	4	2	2	2
	実績	2	2	2			

【確保のための方策】

放課後児童健全育成事業のニーズは今後も利用が見込まれることから、必要なサービス量の確保に努めます。

⑩短期入所（児童のみ）

【実績・見込み】

短期入所(医療型)

		第2期実績			第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
人分	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

短期入所(福祉型)

		第2期実績			第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	計画	2	2	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
人分	計画	1	1	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

【確保のための方策】

今後、利用希望等があった場合は、必要量等確保できるように関係機関と連携します。

第4編

計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制の確立

本計画の推進にあたっては、「浅川町障がい者基本計画・障がい福祉計画策定委員会」で、計画の全体的な実施状況の点検と進行管理を行います。

障がい者団体の代表、障がい福祉サービス事業者、石川地方地域自立支援協議会など関係機関等との連携を図り、計画の具体化に向けた協議を行うなど計画の推進に努めます。

庁内においても、障がい福祉施策の検討、連絡・調整を行うために各施策の進捗状況を定期的に把握します。

2. 円滑な推進に向けた方策

(1) 障がい福祉人材の確保、専門職の配置

障がいに関する専門知識に基づき障がい者等を支援していくため、社会福祉士等の専門職の配置と資質の向上に努めます。

サービスの質の向上に向け、行政担当者や事業所スタッフが研修会へ参加することを促進し、障がい児・者に関わる支援者等のスキルアップを図ります。

(2) 国・県・民間団体との連携

広域的な取組が必要なものについては、国・県・近隣市町村との連携に努めます。

また、石川郡内町村共同で運営する石川地方地域自立支援協議会が関係機関相互で総合的に情報を提供・共有できる機会として、役割が年々大きくなっていることを踏まえて、当協議会を通じて、社会福祉法人やNPO法人、民間団体等と連携し、相談支援の共有化や困難ケースの検討等を行うことで、質の高いサービスや支援の効果的な実施に努めます。

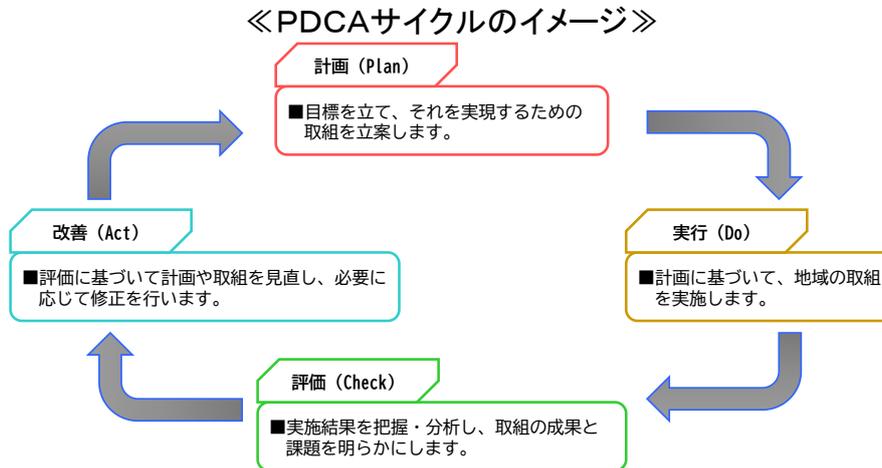
(3) 計画の周知及び情報の提供

本計画について広く住民に周知し、障がい者及び家族や地域住民、障がい者支援に関わる人々の関心を高め、共通の理解を得ることとします。

3. 計画の点検及び評価

(1) 点検及び評価の基本的な考え方

本計画においては、目標値（成果目標）と障がい福祉サービスの見込量等（活動指標）についてPDCAサイクルに沿って事業を実施し、中間評価の際にその実績を把握し、計画の達成状況の点検及び評価を図ります。



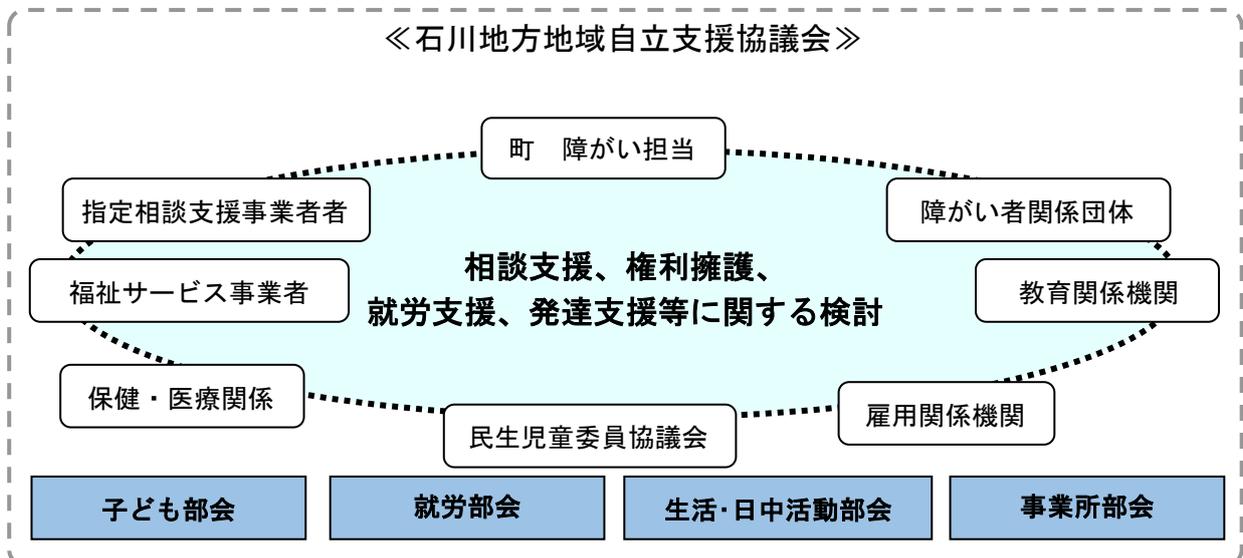
(2) 点検及び評価体制

計画の点検・評価にあたっては、石川地方地域自立支援協議会の活用等を検討し、毎年度の事業実績や検証結果をもとに、点検及び評価を実施します。

(3) 点検及び評価結果の周知

石川地方地域自立支援協議会から、計画の進捗状況や計画を推進していくための施策について意見・提案を受け、計画に見直し、施策に反映します。

特にサービス量の活動指標を設定する障がい者福祉計画・障がい児福祉計画においては、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の提供整備、自立支援給付・地域生活支援事業の円滑な実施を確保する必要があります。



資料編

1. 浅川町障がい者基本計画・障がい福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 浅川町障がい者基本計画・障がい福祉計画の策定にあたり、町民の総意に基づく計画内容とするため、浅川町障がい者基本計画・障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、7名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、障がい、保健、医療、福祉分野の関係者及びその他必要な各団体、機関の関係者等から町長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

(職務)

第5条 委員長は、議長となり委員会の事務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の内容により必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、保健福祉課内に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年要綱第2号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2. 浅川町障がい者基本計画・障がい福祉計画策定委員会委員

要綱第2条の組織	構成団体等	氏名	備考
社会福祉関係者	浅川町民生委員・児童委員協議会	深谷 公生	会長
	石川地方障がい者基幹相談支援センター	吉田 清美	管理者
	特定非営利活動法人あづまっぺ	緑川 美由紀	施設長
	浅川町ヘルパーステーション	松本 美子	サービス提供 管理者
障がい者団体関係者	浅川町身体障害者福祉会	関根 保男	会長
	住民代表	薄井 茂子	

任 期 : 令和5年12月14日～令和8年3月31日

委員長 : 緑川 美由紀

副委員長 : 深谷 公生

3. 計画策定の経緯

日程	内容
令和5年8月22日～9月15日	ヒアリング調査の実施
令和5年9月1日～9月22日	アンケート調査の実施
令和5年12月14日	第1回 策定委員会 (1)今後のスケジュールについて (2)計画の概要について (3)アンケート調査報告について (4)浅川町の概況について (5)時期計画の基本的方向について (6)意見交換
令和6年2月16日	第2回 策定委員会 (1)障がい者基本計画等の素案について (2)意見交換 (3)その他
令和6年2月21日～2月29日	パブリックコメントの実施
令和6年3月14日	第3回 策定委員会 (1)パブリックコメントの報告について (2)障がい者基本計画等(素案)の最終確認について (3)意見交換 (4)その他

4. 用語解説

用語	説明
SDGs	「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されている。
PDCAサイクル	保健事業の効果的かつ効率的な推進を図り、事業を継続的に改善するために、Plan(計画)Do(実施)Check(評価)Act(改善)を繰り返す手法。
医療的ケア児	病院以外の場所で、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする子どものこと。
基幹相談支援センター	総合的・専門的な相談支援の実施や地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待の防止など、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。
合理的配慮	障がいのある方の人権が障がいのない方と同じように保障されるように、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための個別の調整や変更のこと。
サポートファイル	乳幼児期から成人期までの一貫した支援を可能とするために、子どもの状態や必要な支援内容、養育に関する保護者の思い等を保護者と支援者とが協働で作成・ファイリングしたもの。
重症心身障がい児	重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児をいう。
障害支援区分	市町村が障がい福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料のひとつとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分。区分数字が大きくなるほど支援を要する。
障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的とした法律で、基本理念を定め、国や地方公共団体のなどの責務、施策の基本事項などを定めた法律。平成23(2011)年8月5日に障害者権利条約の批准のために改正された。
障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とした法律である。平成25(2013)年4月1日に、障害者自立支援法から名称が変更され、基本理念の創設や障がい者の範囲が拡大された。平成26(2014)年4月1日に、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。
障害者手帳	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類がある。身体障害者手帳は、身体障がいを持つ方が、各種の援護や制度上の便宜を受けるために必要な手帳。療育手帳は、知的障がいを持つ方が各種の援護や制度上の便宜を受けるために必要な手帳。精神障害者保健福祉手帳は、精神障がいを持つ方が各方面の協力による各種の支援策を受けるために必要な手帳。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、意思能力がない又は判断能力が不十分な人のために、金銭や身の回りの管理や保護に関する契約などの法律行為全般を行うための制度である。
相談支援事業所	相談支援専門員が障がいのある人やその家族から相談を受け、様々な情報の提供や助言及び福祉サービスを受けるための手続きなどのサポートを行う。
地域共生社会	障害の有無や年齢等にかかわらず、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、それぞれに役割を持ちながら参加できる社会。

用語	説明
地域自立支援協議会	地域における障がいのある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者および関係団体等の参加により市町村が設置・運営するもの。
地域生活支援拠点	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」の備え、入所施設や精神科病院からの地域移行等を推進するために、障がいのある人を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目的とした仕組み。
地域包括ケアシステム	可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。
中核機関	成年後見制度の利用を促すために必要とされる、様々な関係団体の地域ネットワークの中核を担う機関。家庭裁判所をはじめ、弁護士会などの専門職団体、医療福祉関係団体などと連携し、相談対応や後見人候補の調整といった役割を果たす。
特別支援学校	障がい者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした日本の学校である。
特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
難病	医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。昭和47(1972)年の厚生省(当時)の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。なお障害者総合支援法では、難病等(難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ)も障がい者の定義に加えられた(平成25(2013)年4月1日施行)。現在は361疾患に拡大された。
日常生活用具	障がいのある人が日常生活をしていく上で、その障がいを軽減し、自立した生活を支援・実現するための用具のこと。重度の障がいのある人に、障がいの内容に応じて、日常生活用具の給付を行っている。
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいをいい、その症状は様々で症状は人により異なる。
ピアサポート	障がいのある人が地域での生活になじむことができるよう、同じような立場の人によるさまざまなアドバイスを行い、必要な支援を行うこと。
モニタリング	サービス等利用計画(または障害児支援利用計画)に基づき障害福祉サービス等の支給決定がされた後に、サービスの利用状況や本人の状況の変化などを定期的に確認(検証)することをいう。必要に応じて、サービスの量や種類、内容などの見直しを行う。
要約筆記者	所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、難聴や中途失聴の人のために要約筆記を行う人。要約筆記とは、会議や講演などの場において話の内容を要約し、手書きやパソコンを用いて伝達する、聴覚障がい者に対する情報保障手段の一つ。

5. アンケート結果

1. 調査概要

1-1. 調査目的

本調査は、第5次浅川町障がい者基本計画、第7期浅川町障がい福祉計画策定の基礎資料にするために実施した。

1-2. 実施要領

基準日：令和5年9月1日

対象者：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・指定難病特定医療費受給者証を交付されている方、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスを利用されている方とそのご家族等

調査方法：郵送による配布・回収

調査時期：令和5年9月1日～9月22日

1-3. 回答状況

配布数：247件

有効回答数：115件

有効回答率：46.6%

1-4. 調査結果の表示方法

設問ごとに、有効回答数全体でみた回答状況、2段落目に障害者手帳別でみた回答状況を記述している。また、障害者手帳別以外の、介助の必要別、障がい福祉サービス利用状況別等のクロス集計により、傾向がみられる点について記述している。

その次に、回答状況をグラフ化している。各設問のグラフは、全体、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各所持者、受けていない（以下、「未交付」という。）の5段で回答状況を示している。1段目の全体は回答者総数を、2・3・4・5段目は本調査における回答状況（複数所持を含む。）から区分して示している。

グラフ横の「N」は、各設問に該当する回答者の総数であり、設問によって件数は異なる場合がある。

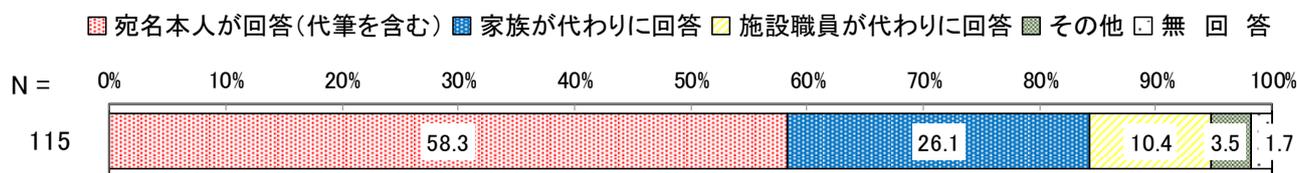
2. 調査結果

(1) あなたについて

問1 この調査に回答されているのはどなたですか。

「宛名本人が回答（代筆を含む）」が 58.3%と多く、次いで「家族が代わりに回答」が 26.1%、「施設職員が代わりに回答」が 10.4%となっている。

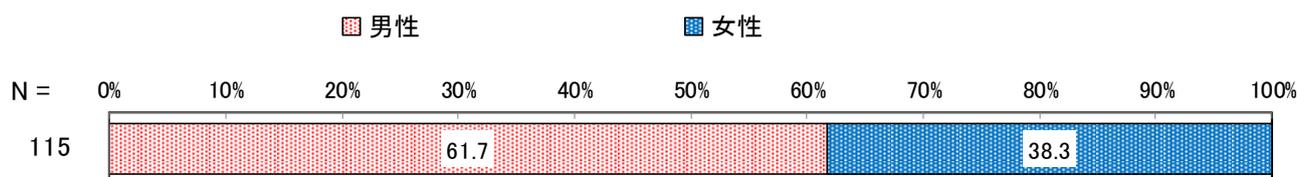
問1調査回答者[%]



問2 性別を教えてください。

「男性」が 61.7%、「女性」が 38.3%となっている。

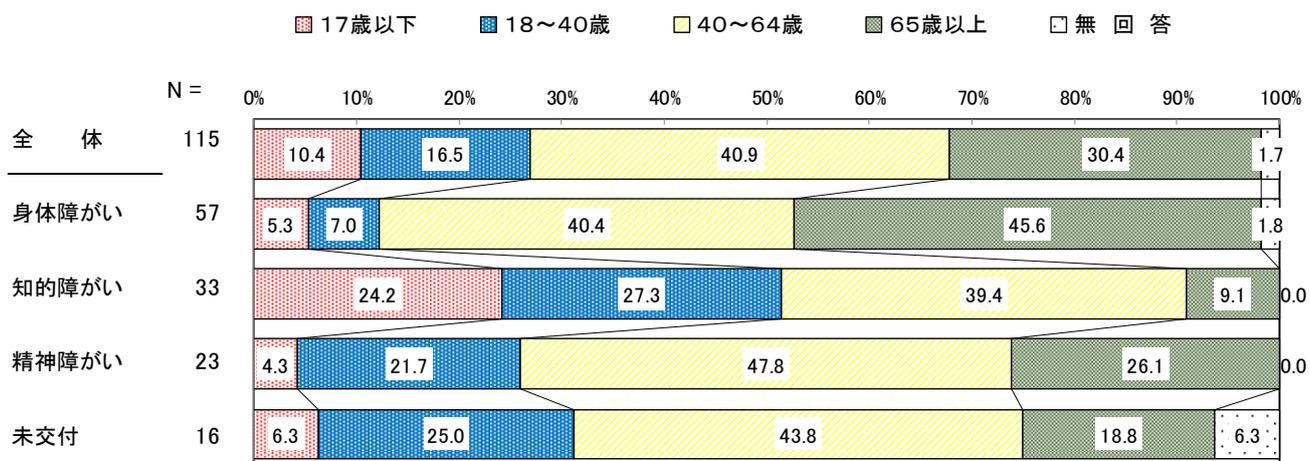
問2性別[%]



問3 年齢を教えてください。

「40～64歳」が 40.9%と多く、次いで「65歳以上」が 30.4%、「18～40歳」が 16.5%、「17歳以下」が 10.4%となっている。

問3年齢[%]

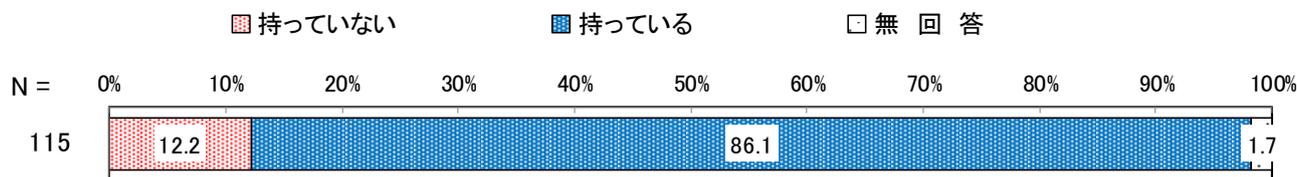


問4 あなたが持っている手帳の種類と程度についてお答えください。

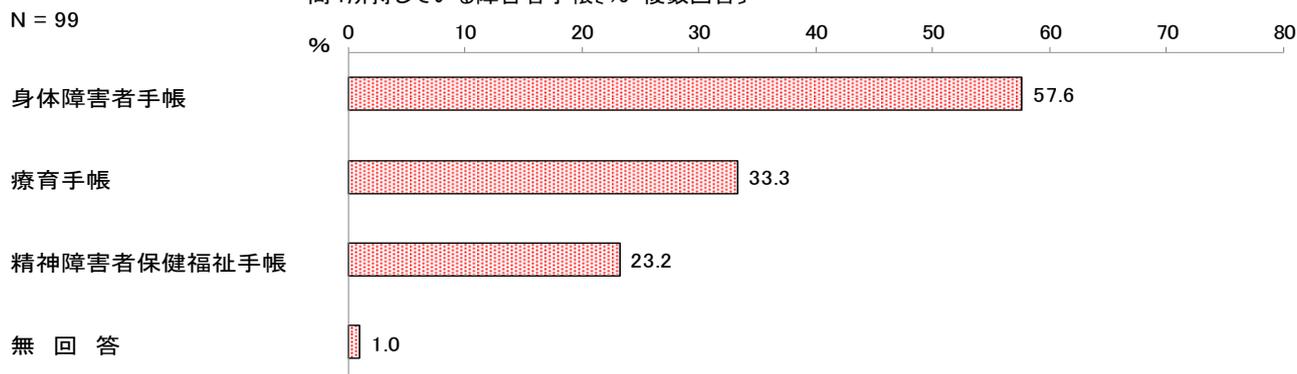
「持っている」が86.1%、「持っていない」が12.2%となっている。

手帳の種類は、身体障害者手帳が57.6%、療育手帳が33.3%、精神障害者保健福祉手帳が23.2%となっている。

問4障害者手帳の所持[%]



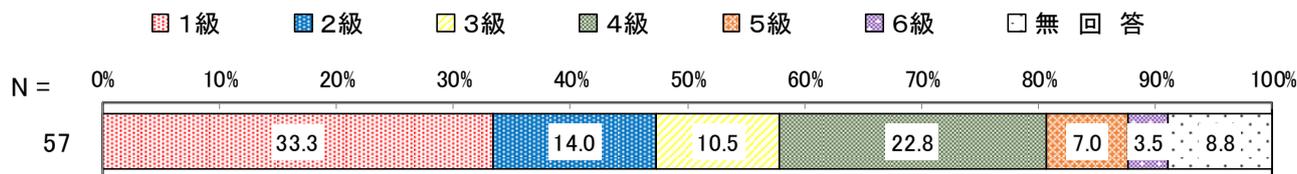
問4所持している障害者手帳[%・複数回答]



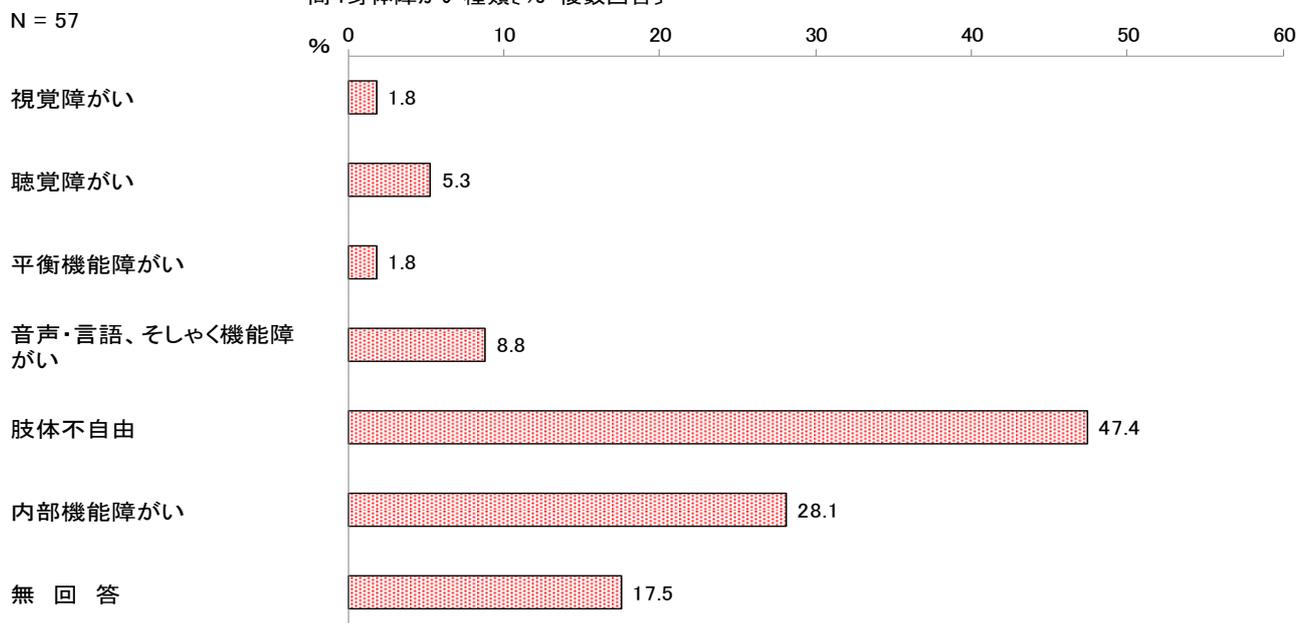
身体障害者手帳の等級は、「1級」が33.3%と最も多く、次いで「4級」が22.8%、「2級」が14.0%と続いている。

障がいの種類は、「肢体不自由」が47.4%と最も多く、次いで「内部機能障がい」が28.1%、「音声・言語、そしゃく機能障がい」が8.8%と続いている。

問4身体障害者手帳等級[%]

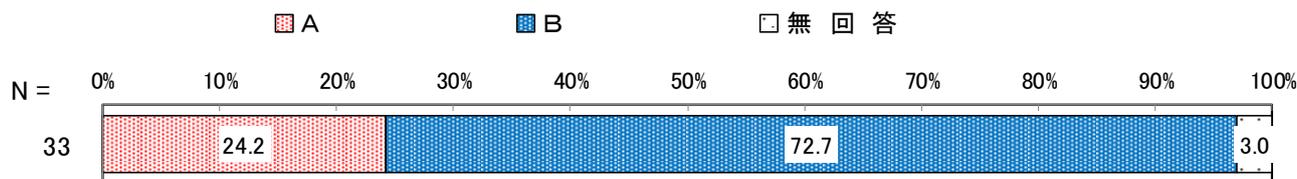


問4身体障がい種類[%・複数回答]



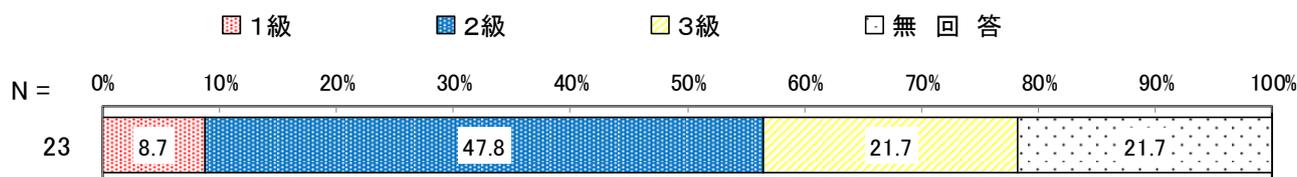
療育手帳所持者は、「B」が72.7%、「A」が24.2%となっている。

問4療育手帳程度[%]



精神障害者保健福祉手帳所持者は、「2級」が47.8%と多く、次いで「3級」が21.7%、「1級」が8.7%となっている。

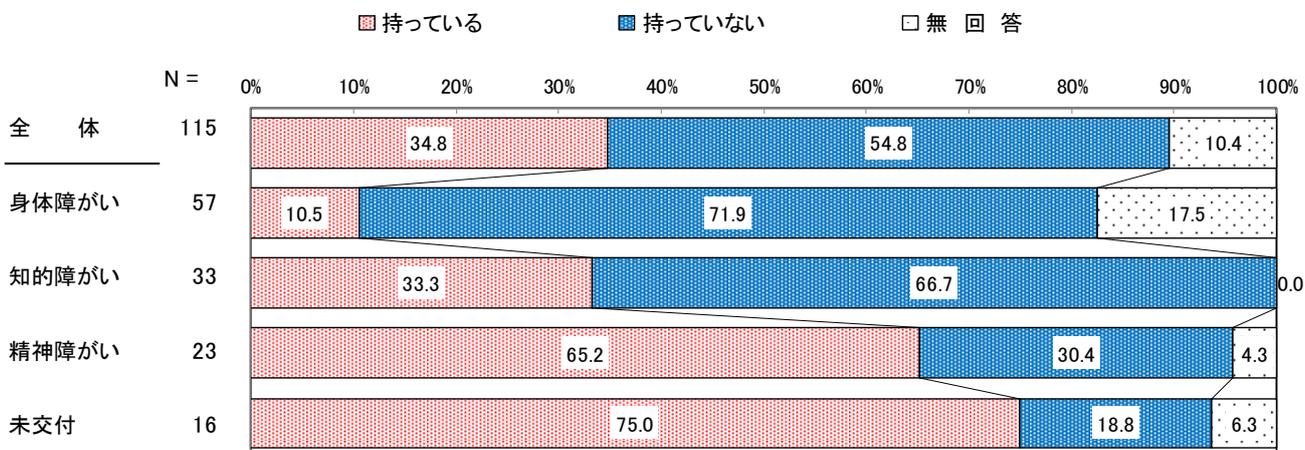
問4精神障害者保健福祉手帳等級[%]



問5 あなたは自立支援医療（精神通院）受給者証を持っていますか。

「持っていない」が54.8%、「持っている」が34.8%となっている。

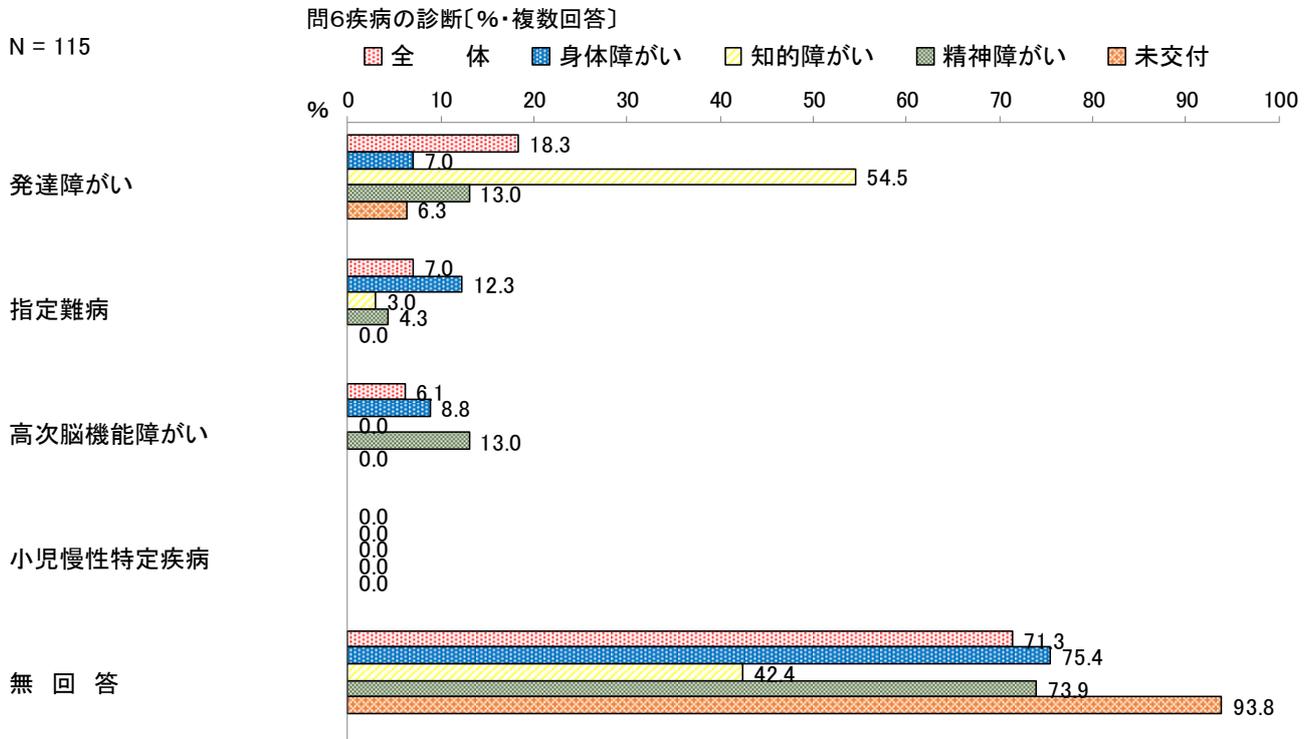
問5自立支援医療（精神通院）受給者証の交付[%]



問6 あなたは以下の疾病について、診断を受けていますか。

「発達障がい」が18.3%と最も多く、次いで「指定難病」が7.0%、「高次脳機能障がい」が6.1%となっている。

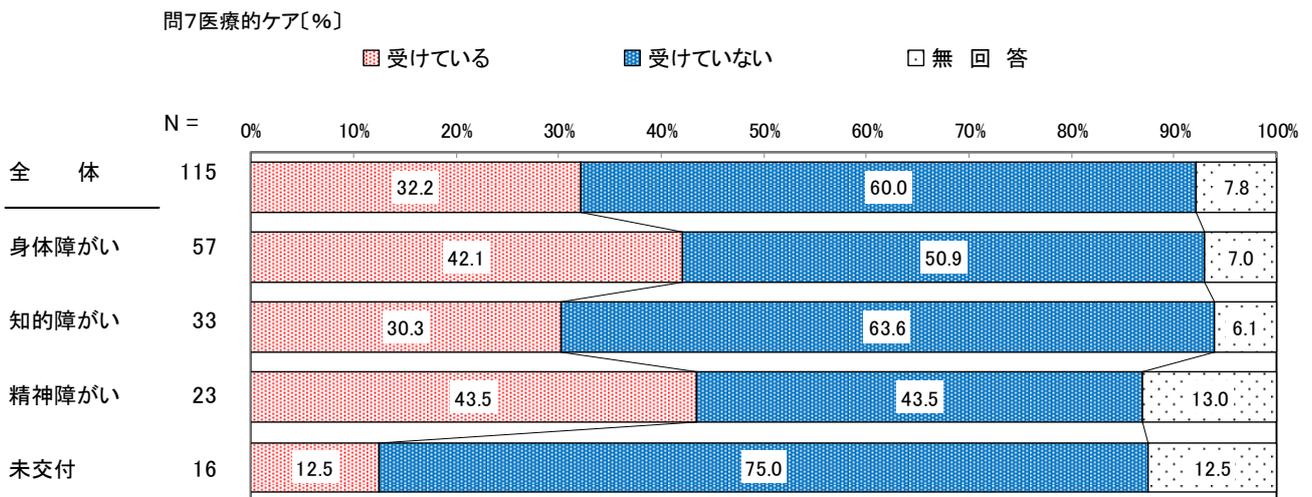
「発達障がい」が身体障がいで7.0%と少なく、知的障がいが54.5%と多い。



問7 あなたは現在医療的ケアを受けていますか。

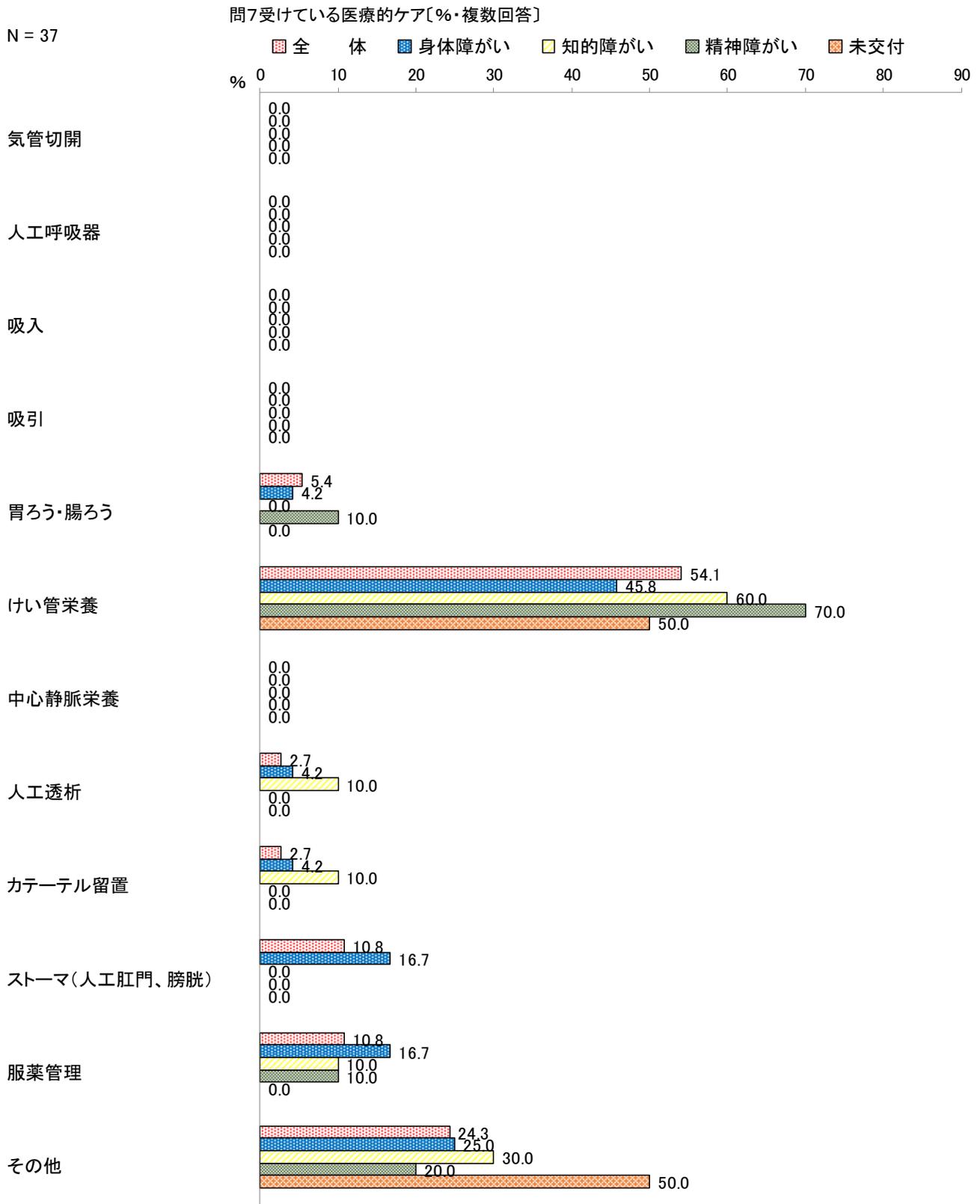
「受けていない」が60.0%、「受けている」が32.2%となっている。

「受けている」が身体障がいで42.1%、精神障がいで43.5%と多い。



現在受けている医療ケアは、「けい管栄養」が 54.1%と最も多く、次いで「その他」が 24.3%、「ストーマ（人工肛門、膀胱）」と「服薬管理」がともに 10.8%となっている。

精神障がいでは「けい管栄養」が 70.0%と多い。



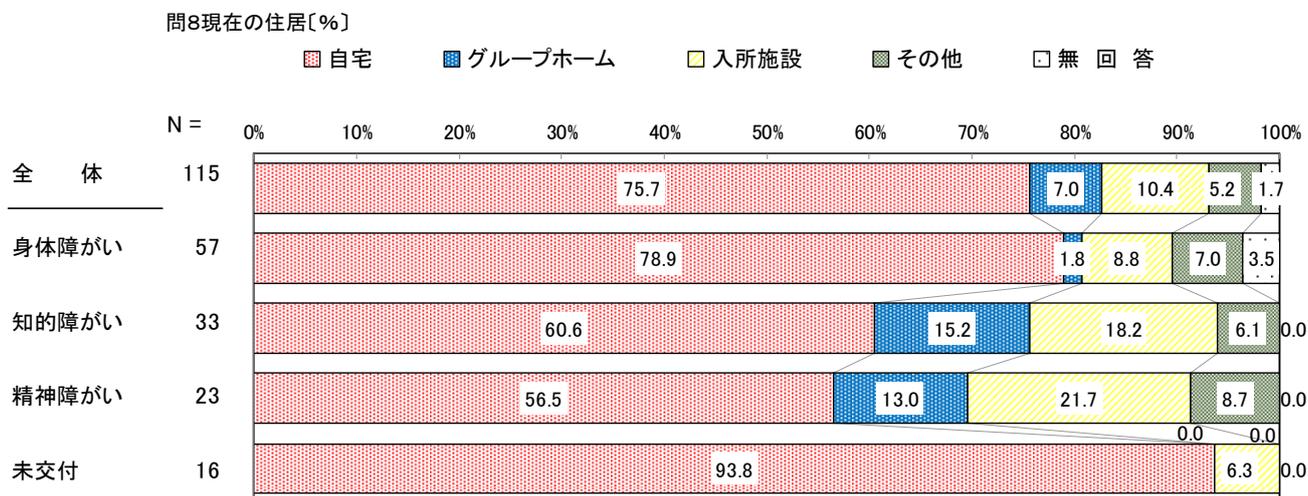
(2) お住まいと支援について

問8 あなたは現在、どこで暮らしていますか。

「自宅」が75.7%と最も多く、次いで「入所施設」が10.4%、「グループホーム」が7.0%となっている。

精神障がいでは「入所施設」が21.7%と多い。

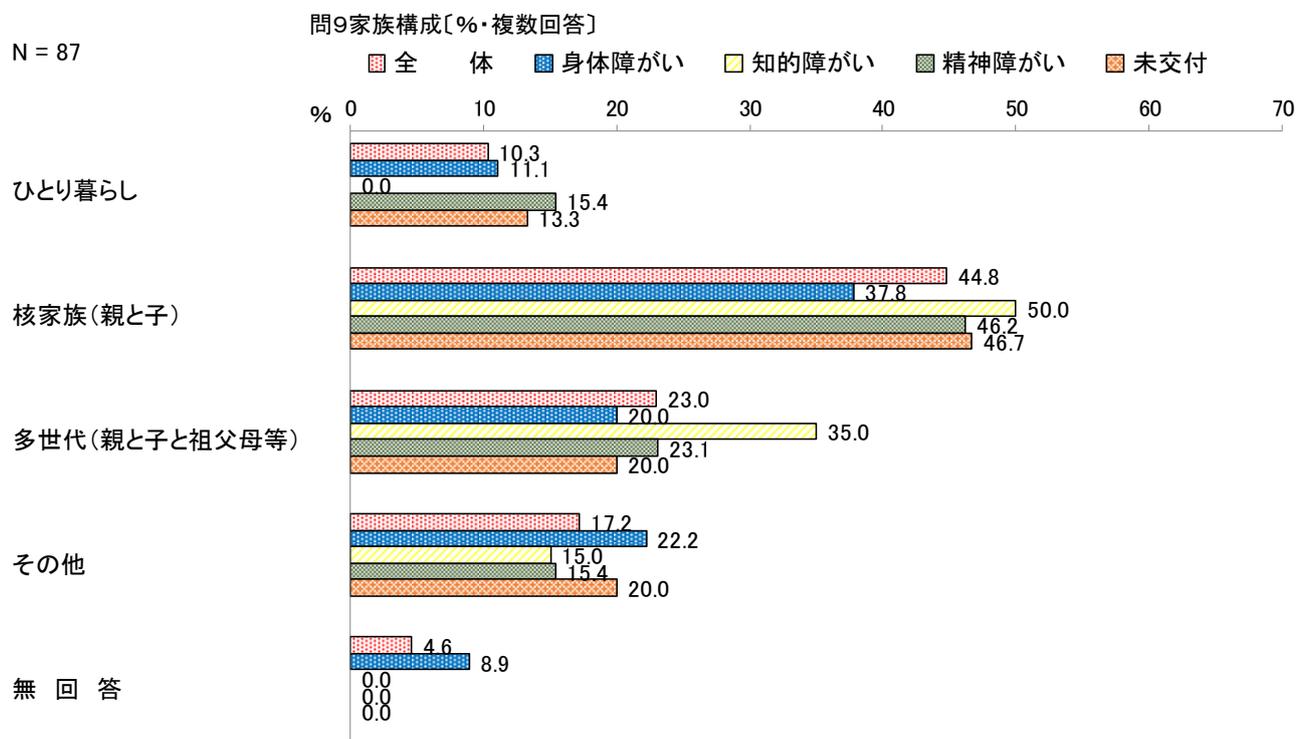
障がい福祉サービスの利用者では、「入所施設」が23.3%と多い。



問9 ご家庭はどのような家族構成ですか。

「核家族（親と子）」が44.8%と最も多く、次いで「多世代（親と子と祖父母等）」が23.0%、「ひとり暮らし」が10.3%となっている。

知的障がいでは「多世代（親と子と祖父母等）」が35.0%と多い。



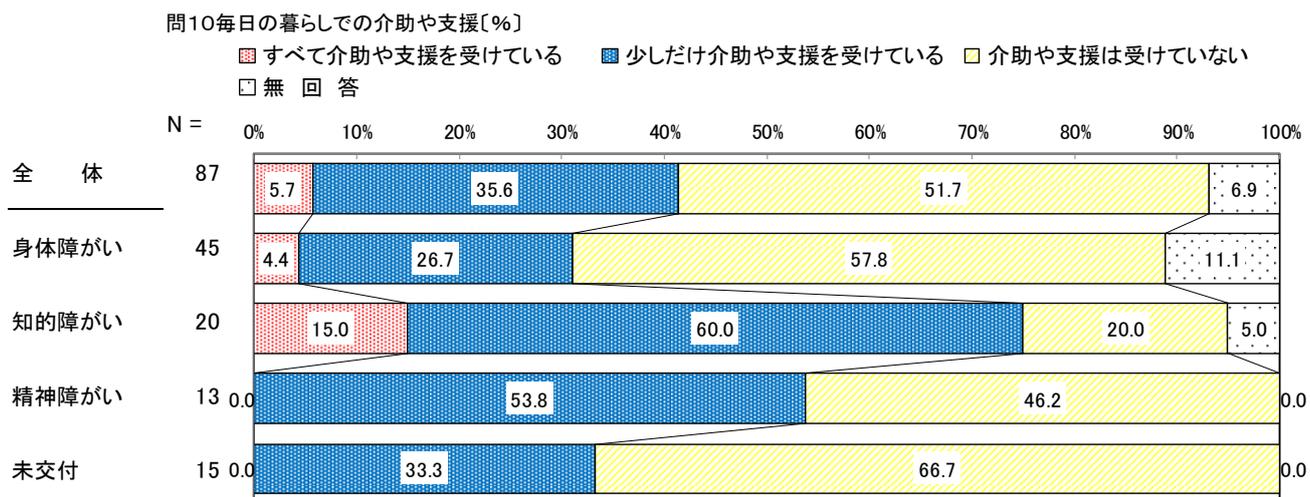
問10 毎日の暮らしで、家族などから介助や支援を受けていますか。

「介助や支援は受けていない」が51.7%と多く、次いで「少しだけ介助や支援を受けている」が35.6%、「すべて介助や支援を受けている」が5.7%となっている。

知的障がいと精神障がいで「少しだけ介助や支援を受けている」がそれぞれ60.0%、53.8%と多い。

家族構成別では、ひとり暮らしの回答者で「介助や支援は受けていない」が77.8%と多い。

障がい福祉サービスの利用者で「少しだけ介助や支援を受けている」が54.2%と多い。

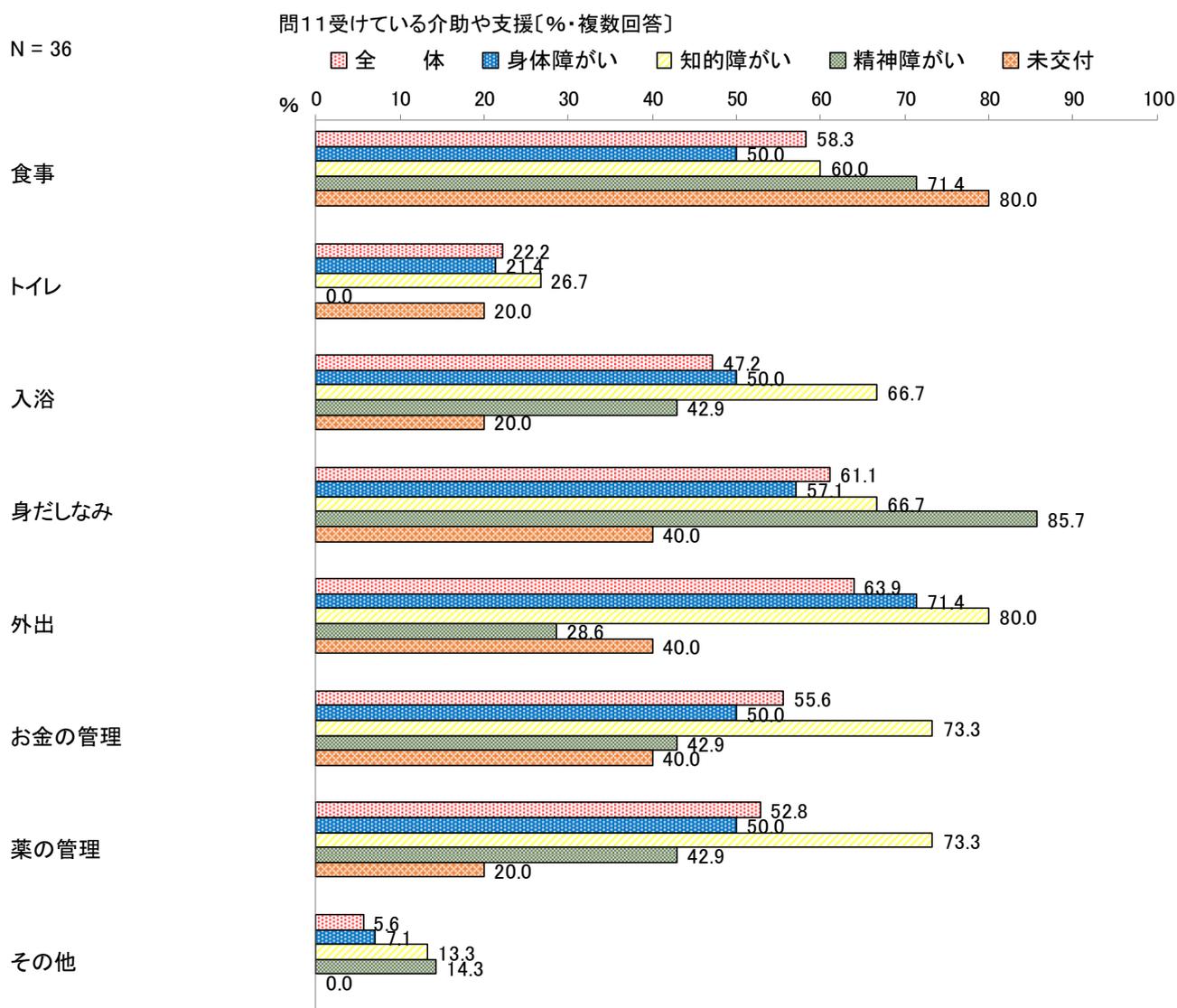


問11 どのような介助や支援を受けていますか。

「外出」が63.9%、「身だしなみ」が61.1%、「食事」が58.3%と多く回答されている。

身体障がいでは「外出」が71.4%とやや多い。知的障がいでは「外出」が80.0%、「お金の管理」と「薬の管理」がともに73.3%、「入浴」が66.7%とそれぞれ多い。精神障がいでは「身だしなみ」が85.7%、「食事」が71.4%とそれぞれ多い。

障がい福祉サービスの利用者では「外出」と「食事」がともに76.5%、「お金の管理」と「入浴」がともに70.6%、「トイレ」が41.2%と多い。



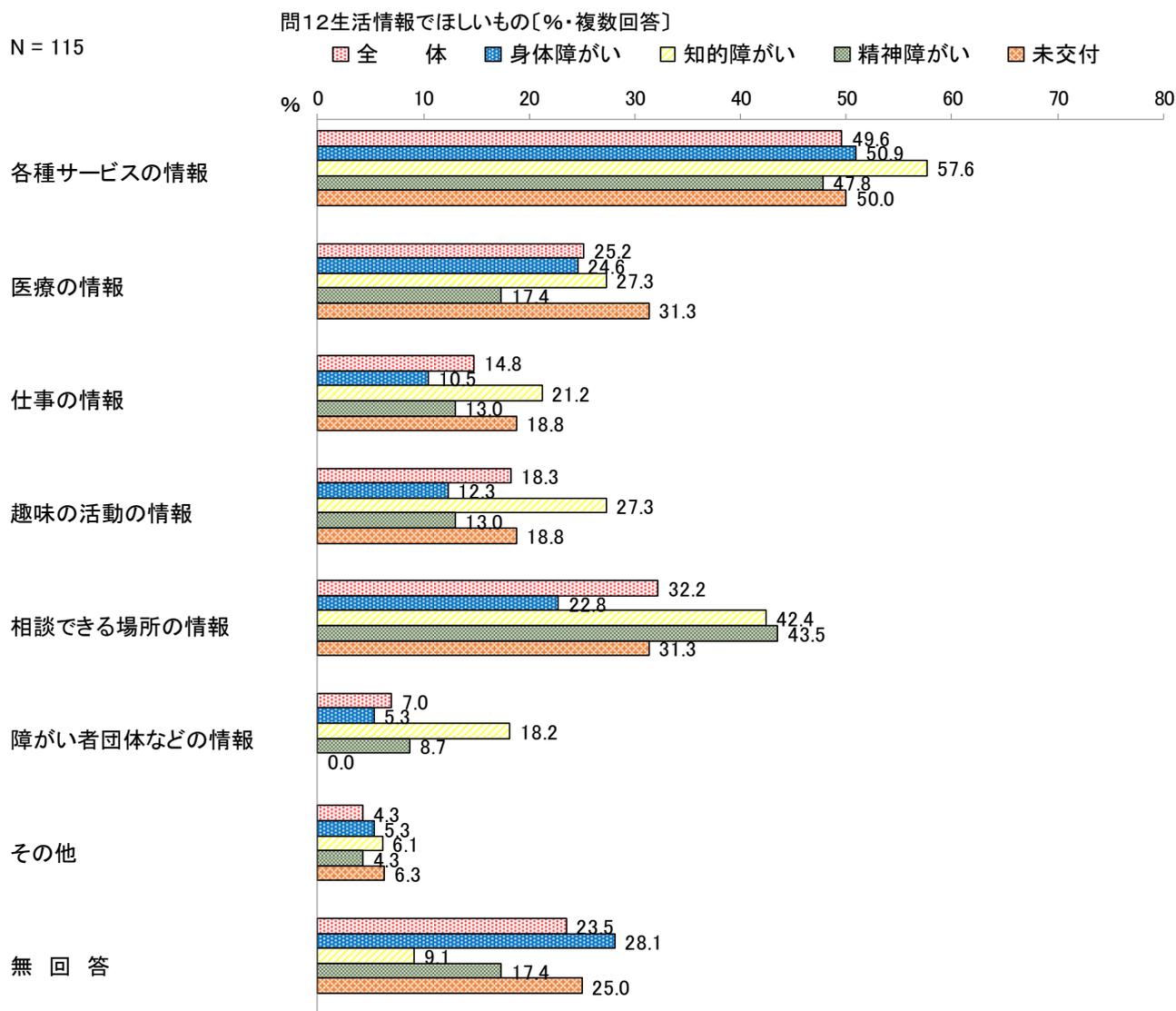
問12 あなたが生活する中で、どのような情報がほしいですか。

「各種サービスの情報」が49.6%と最も多く、次いで「相談できる場所の情報」が32.2%、「医療の情報」が25.2%となっている。

知的障がいでは「各種サービスの情報」が57.6%、「相談できる場所の情報」が42.4%と多く、「趣味の活動の情報」が27.3%と続いている。精神障がいでは「相談できる場所の情報」が43.5%と多い。

家族構成別では、ひとり暮らしの回答者で「各種サービスの情報」が66.7%と多い。

介助の必要別では、少しだけ介助や支援を受けている回答者で「相談できる場所の情報」が51.6%と多い。

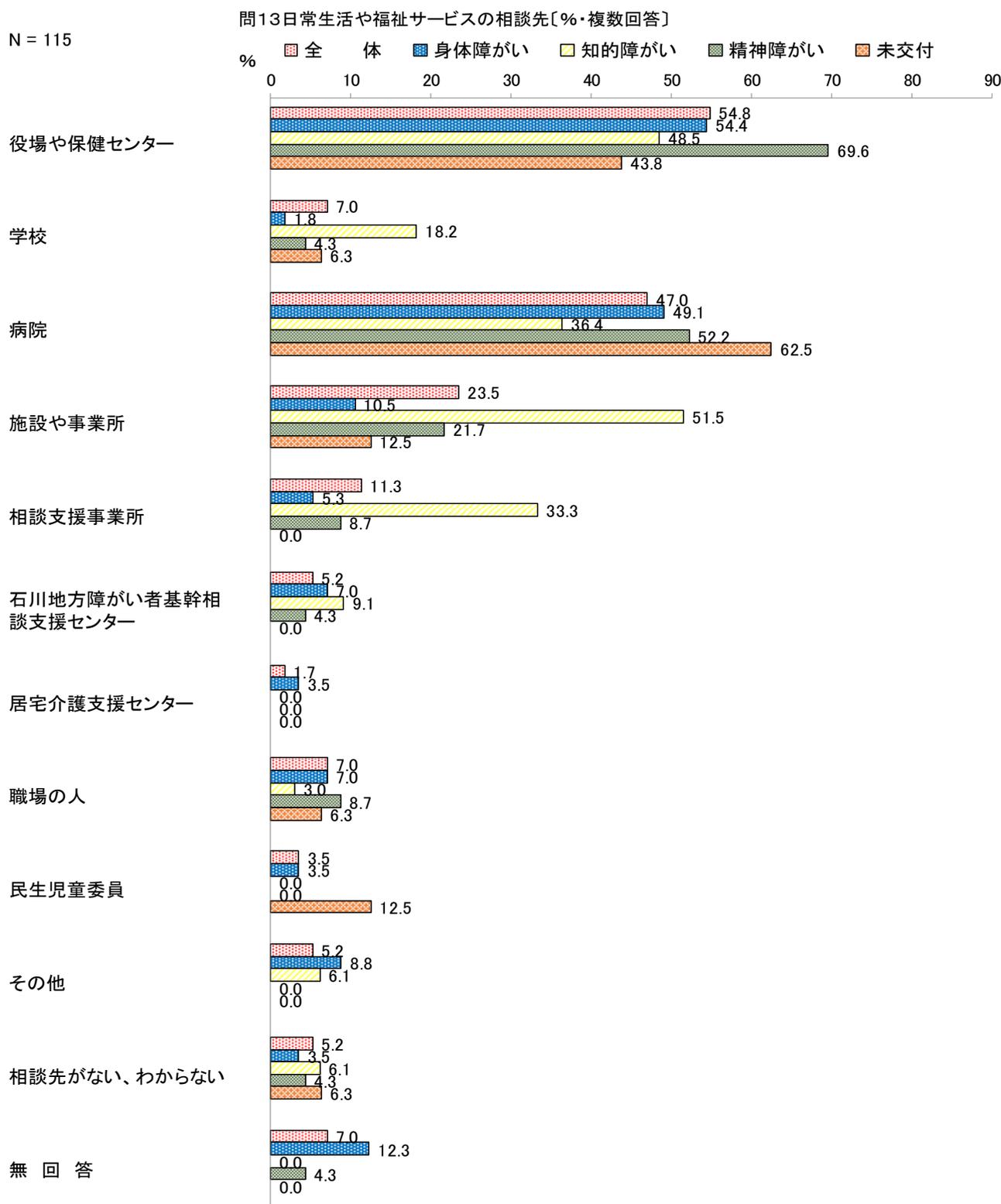


問13 あなたやあなたのご家族が、日常生活や福祉サービスについて相談できる
 ところはどこですか。

「役場や保健センター」が54.8%、次いで「病院」が47.0%、「施設や事業所」が23.5%となっている。

知的障がいでは「施設や事業所」が51.5%、「相談支援事業所」が33.3%とそれぞれ多い。精神障がいでは「役場や保健センター」が69.6%と多い。

障がい福祉サービスの利用者では「施設や事業所」が53.5%、「相談支援事業所」が30.2%とそれぞれ多い。

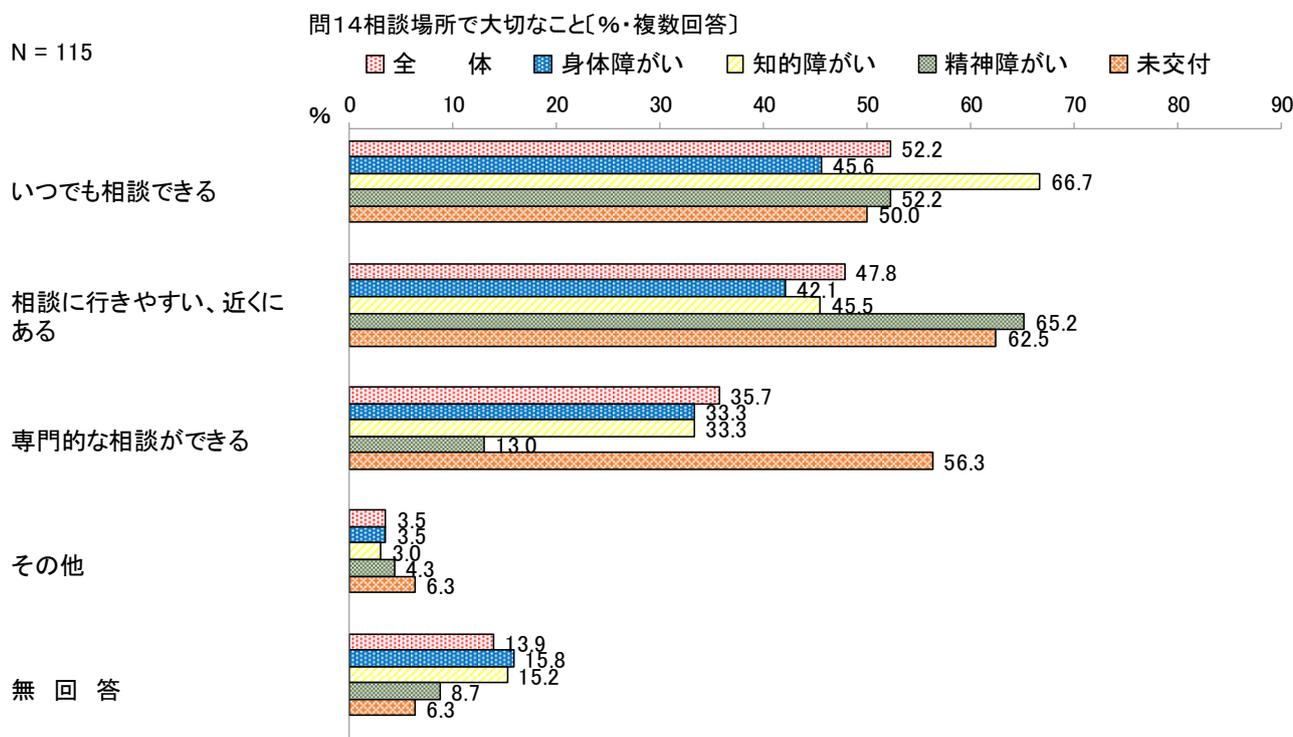


問14 日常生活や福祉サービスについて相談するところで大切だと思うのは、どのようなことですか。

「いつでも相談できる」が52.2%と最も多く、次いで「相談に行きやすい、近くにある」が47.8%、「専門的な相談ができる」が35.7%となっている。

知的障がいでは「いつでも相談できる」が66.7%と多い。精神障がいでは「相談に行きやすい、近くにある」が65.2%と多い。

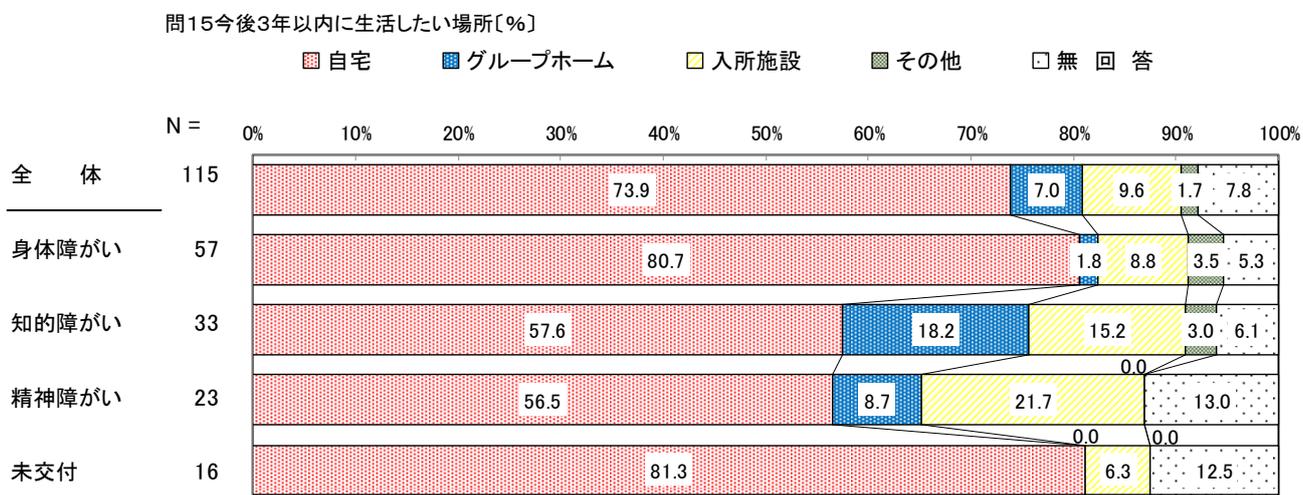
障がい福祉サービスの利用者では「いつでも相談できる」が65.1%と多い。



問15 あなたは今後3年以内に、どこで生活したいと思いますか。

「自宅」が73.9%と最も多く、次いで「入所施設」が9.6%、「グループホーム」が7.0%となっている。

知的障がいでは「グループホーム」が18.2%と多い。精神障がいでは「入所施設」が21.7%と多い。



問16 地域で希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。

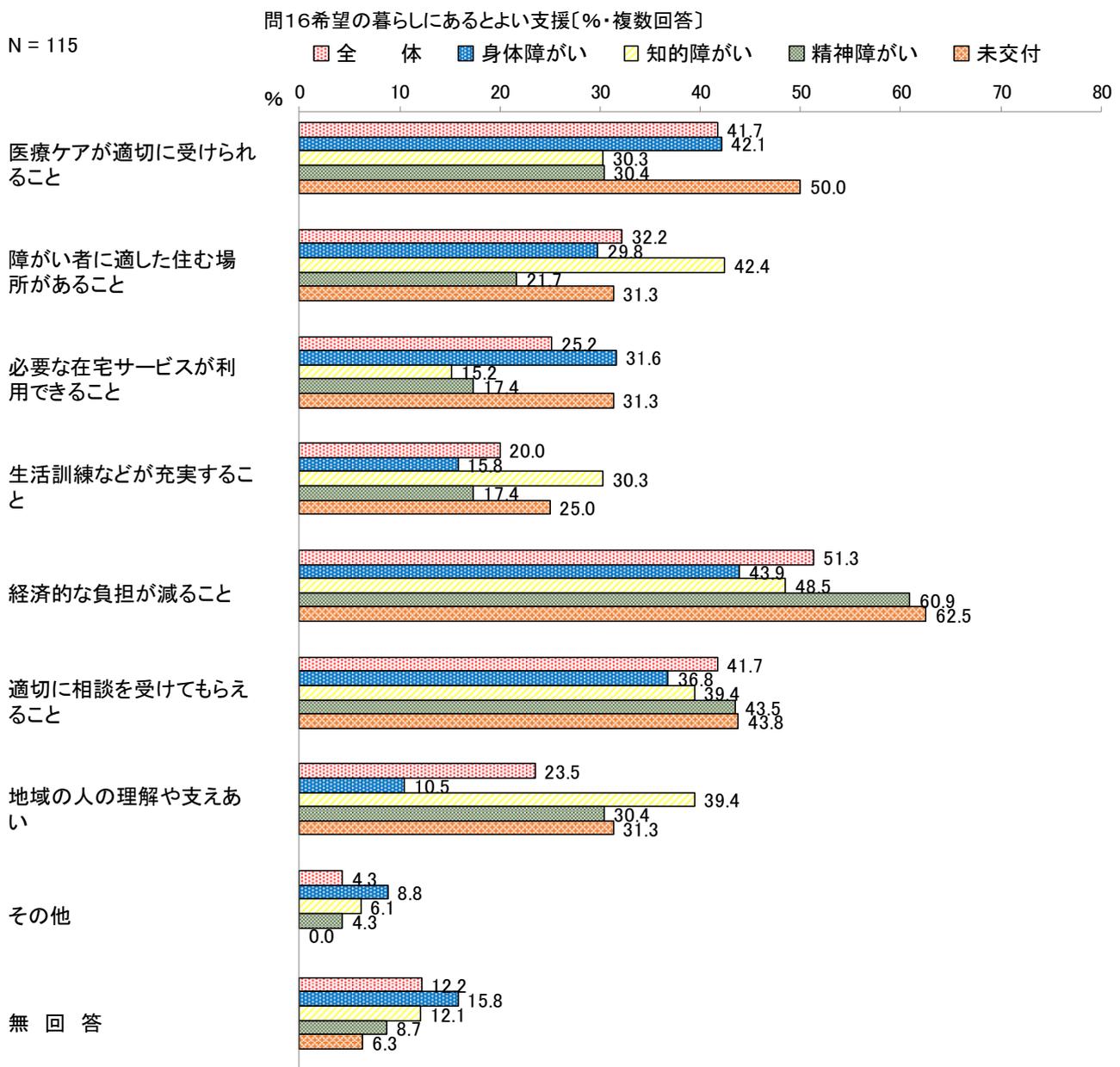
「経済的な負担が減ること」が51.3%と最も多く、次いで「医療ケアが適切に受けられること」と「適切に相談を受けてもらえること」がともに41.7%となっている。

知的障がい者で「障がい者に適した住む場所があること」が42.4%、「地域の人々の理解や支えあい」が39.4%、「生活訓練などが充実すること」が30.3%とそれぞれ多い。

介助の必要別では、少しだけ介助や支援を受けている回答者で「地域の人々の理解や支えあい」が35.5%、「生活訓練などが充実すること」が35.5%とそれぞれ多い。

障がい福祉サービスの利用者で「障がい者に適した住む場所があること」が46.5%、「地域の人々の理解や支えあい」が39.5%とそれぞれ多い。

今後3年以内に生活したい場所別では、入所施設の回答者で「障がい者に適した住む場所があること」が63.6%「地域の人々の理解や支えあい」が36.4%とそれぞれ多い。



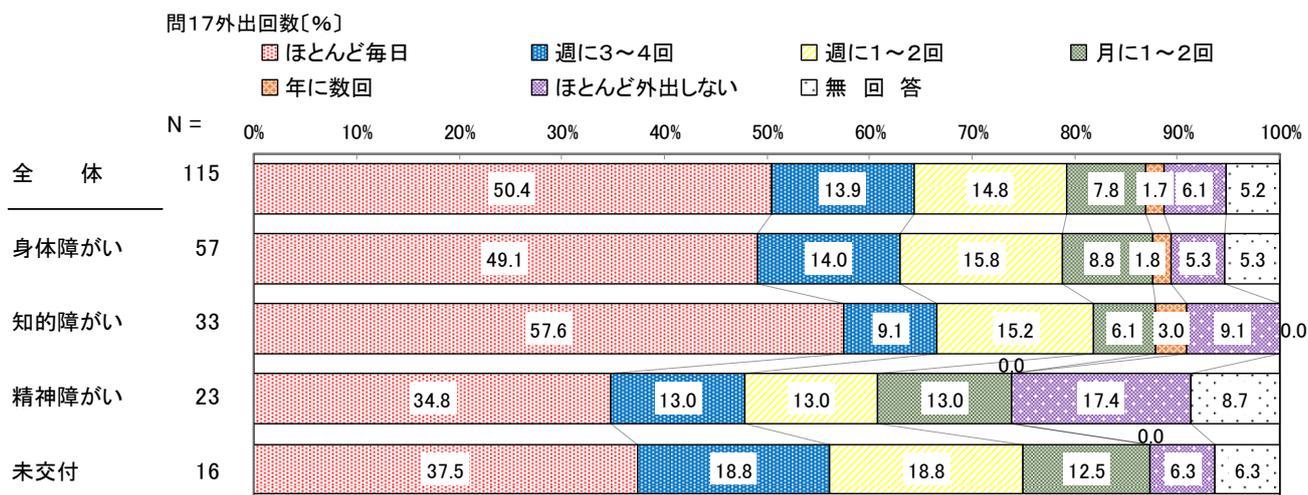
(3) 外出について

問17 外出の回数はどれくらいですか。

「ほとんど毎日」が50.4%と最も多く、次いで「週に1～2回」が14.8%、「週に3～4回」が13.9%となっている。

精神障がい、「ほとんど外出しない」が17.4%と多い。

外出時の支援の必要別では、いつも支援が必要で「ほとんど毎日」が36.4%と少なく、「月に1～2回」が22.7%と多い。

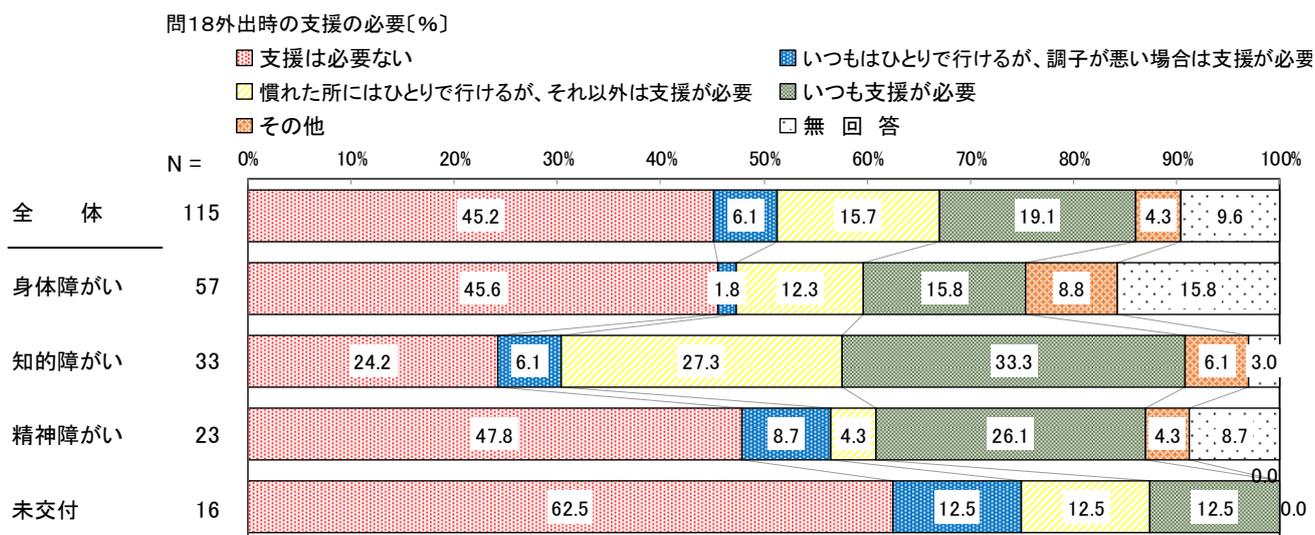


問18 外出の時に支援が必要ですか。

「支援は必要ない」が45.2%と最も多く、次いで「いつも支援が必要」が19.1%、「慣れた所にはひとりで行けるが、それ以外は支援が必要」が15.7%、「いつもはひとりで行けるが、調子が悪い場合は支援が必要」が6.1%となっている。

知的障がい、「いつも支援が必要」が33.3%、「慣れた所にはひとりで行けるが、それ以外は支援が必要」が27.3%とそれぞれ多い。

障がい福祉サービスの利用者で「いつも支援が必要」が34.9%と多い。

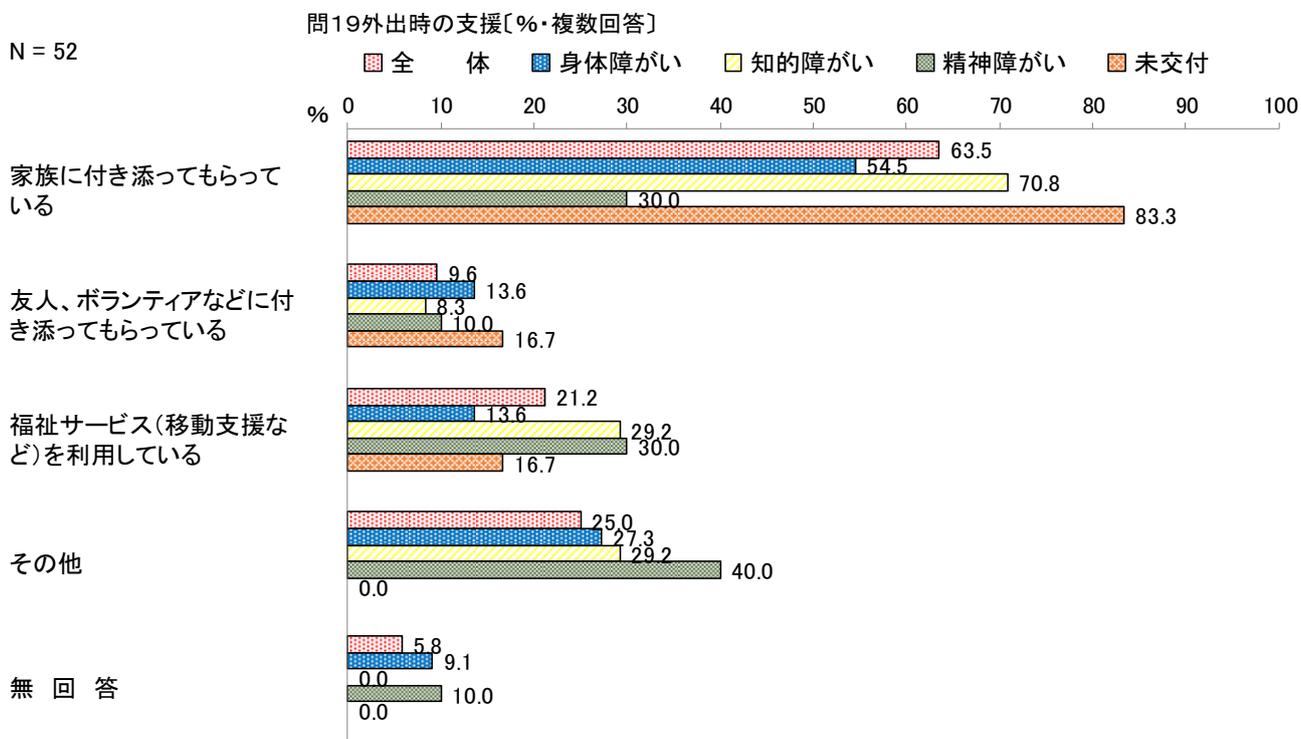


問19 外出する時、どのような支援を受けていますか。

「家族に付き添ってもらっている」が63.5%と多く、次いで「その他」が25.0%、「福祉サービス（移動支援など）を利用している」が21.2%となっている。

知的障がいでは「家族に付き添ってもらっている」が70.8%とやや多い。

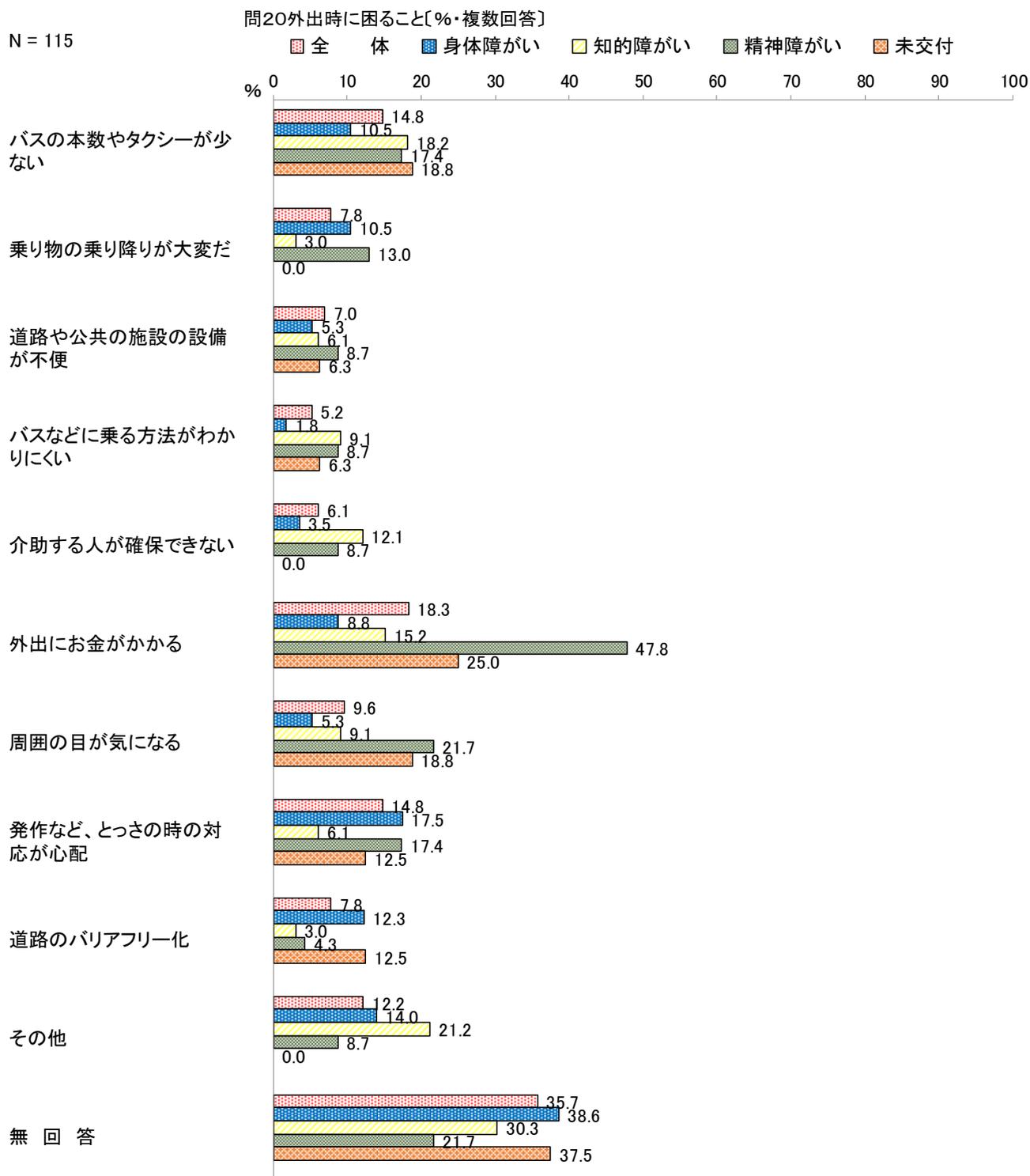
介助の必要別では、少しだけ介助や支援を受けている回答者で「家族に付き添ってもらっている」が89.5%と多い。



問20 外出する時に困ることは何ですか。

「外出にお金がかかる」が18.3%、次いで「バスの本数やタクシーが少ない」と「発作など、とっさの時の対応が心配」がともに14.8%となっている。

精神障がいで「外出にお金がかかる」が47.8%、「周囲の目が気になる」が21.7%とそれぞれ多い。

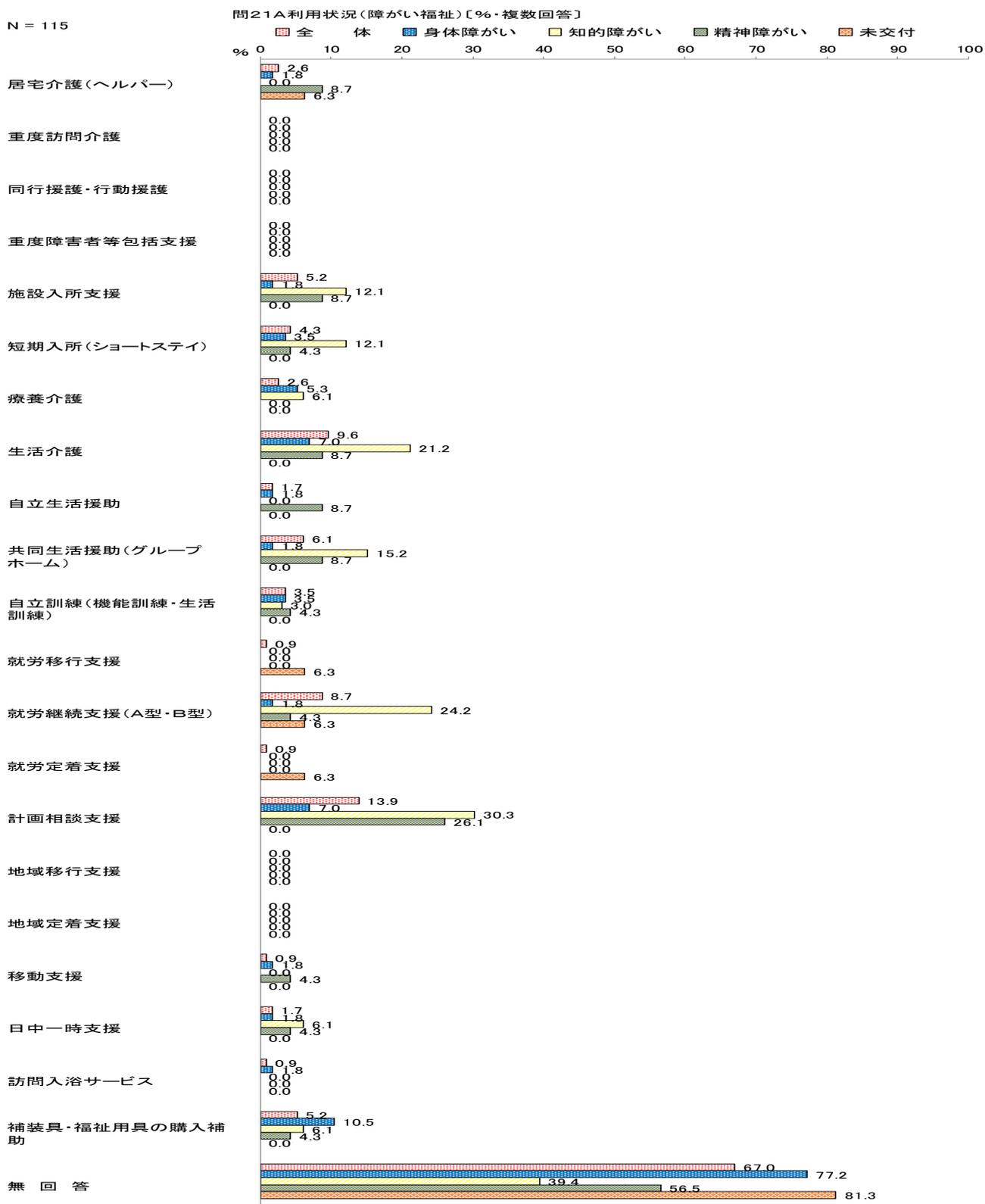


(4) 障がい福祉サービス等の利用について

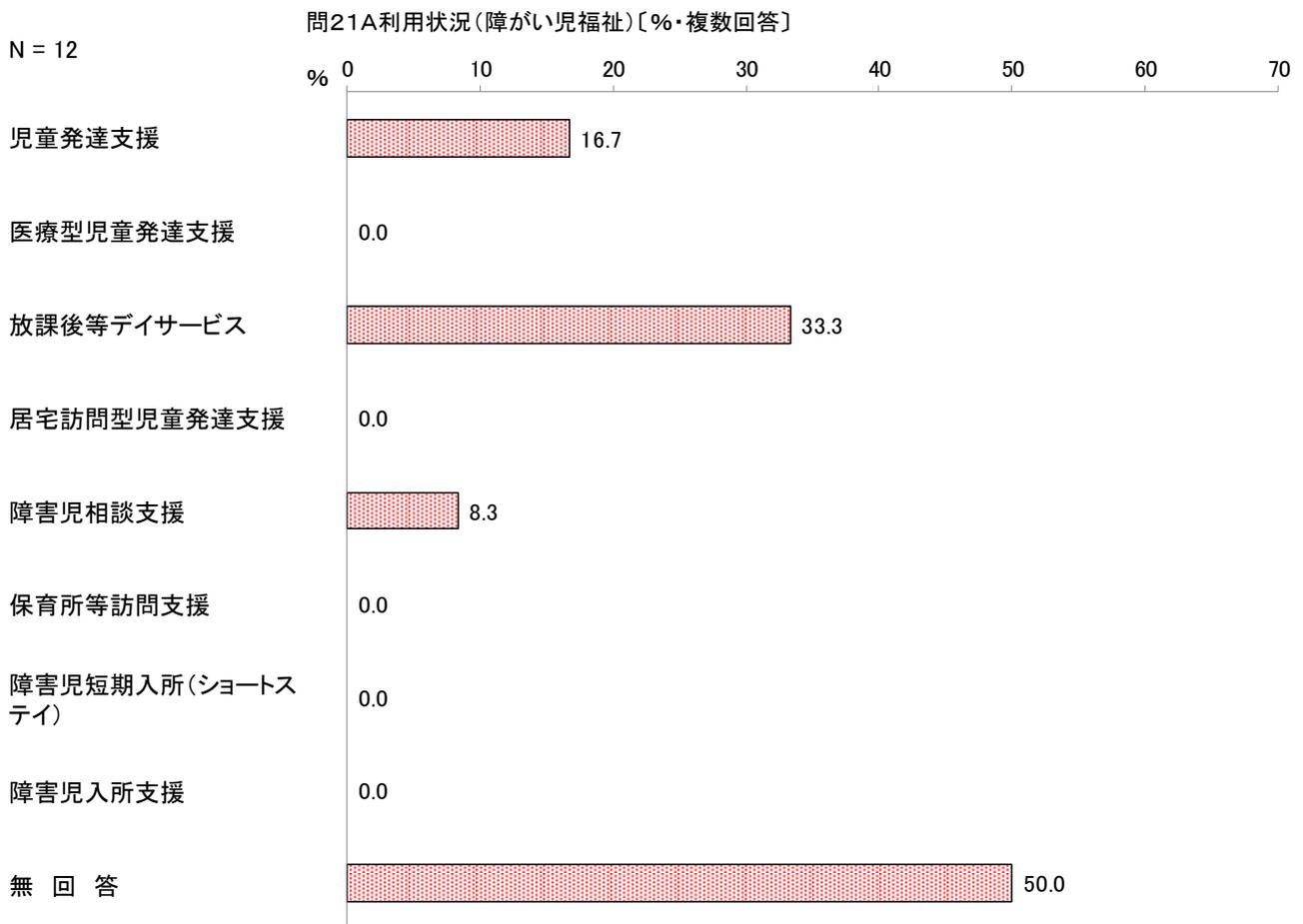
問21 次のサービスを利用していますか。

「計画相談支援」が13.9%と最も多く、次いで「生活介護」が9.6%、「就労継続支援（A型・B型）」が8.7%となっている。

知的障がいでは「計画相談支援」が30.3%、「生活介護」が21.2%、「就労継続支援（A型・B型）」が24.2%とそれぞれ多い。



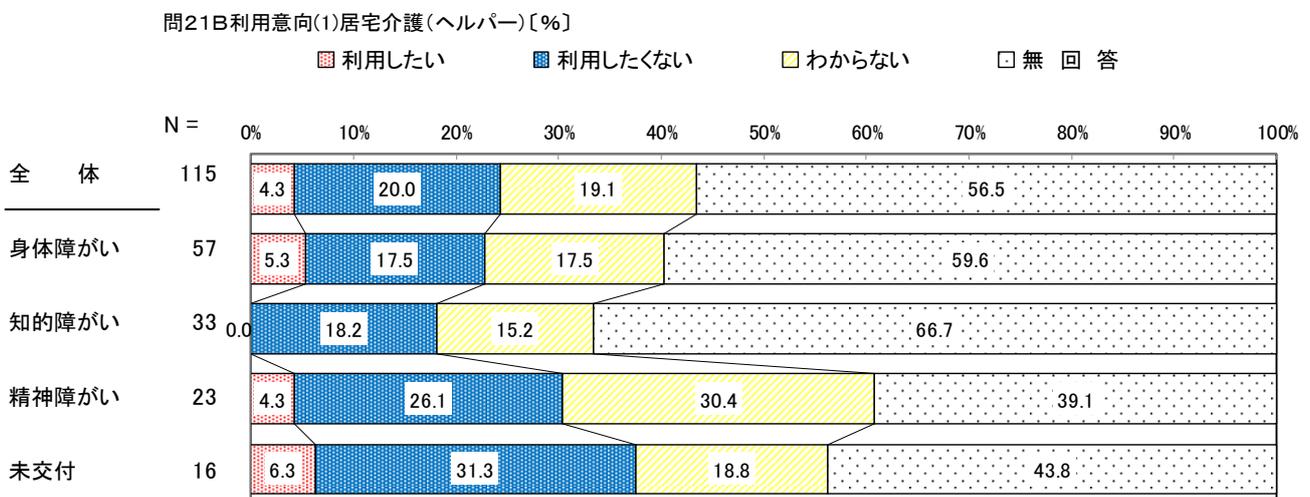
障がい児福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」が 33.3%と最も多く、次いで「児童発達支援」が 16.7%、「障害児相談支援」が 8.3%となっている。



問21 また今後(も)利用したいですか。

(1) 居宅介護(ヘルパー)

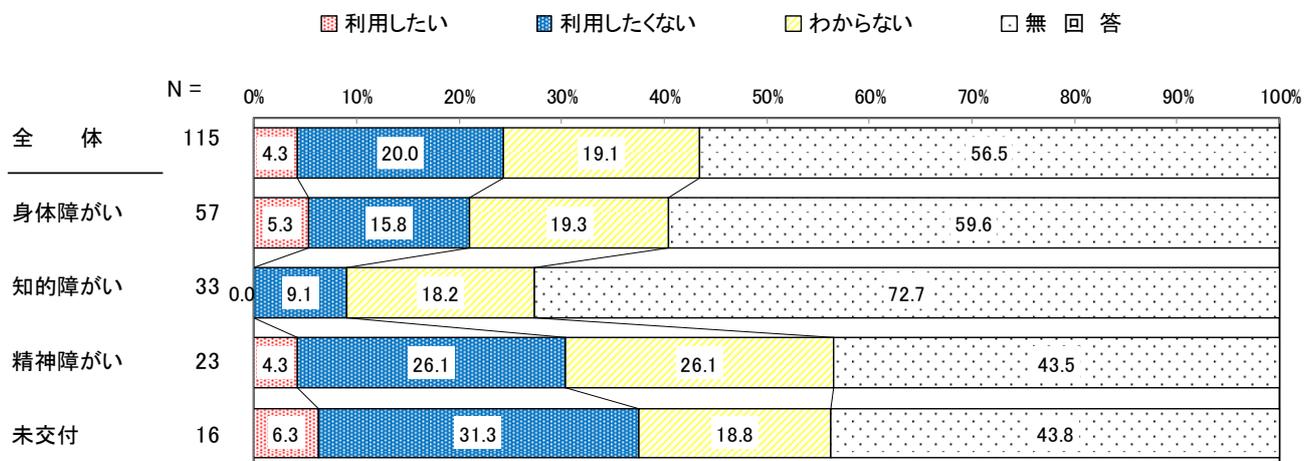
「利用したくない」が 20.0%と多く、次いで「わからない」が 19.1%、「利用したい」が 4.3%となっている。



(2) 重度訪問介護

「利用したくない」が20.0%と多く、次いで「わからない」が19.1%、「利用したい」が4.3%となっている。

問21B利用意向(2)重度訪問介護[%]

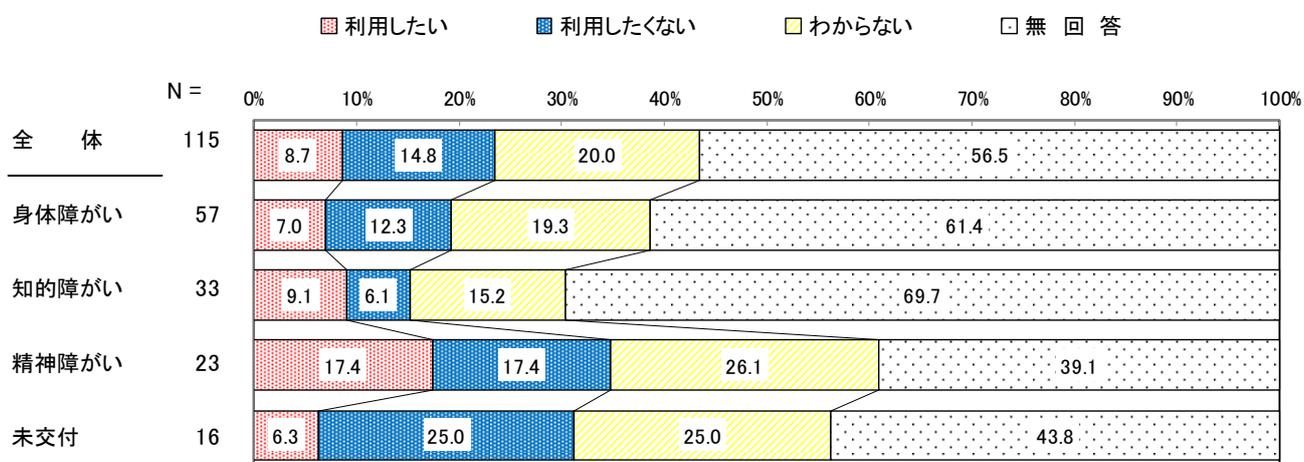


(3) 同行援護・行動援護

「わからない」が20.0%と多く、次いで「利用したくない」が14.8%、「利用したい」が8.7%となっている。

精神障がいでは「利用したい」が17.4%と多い。

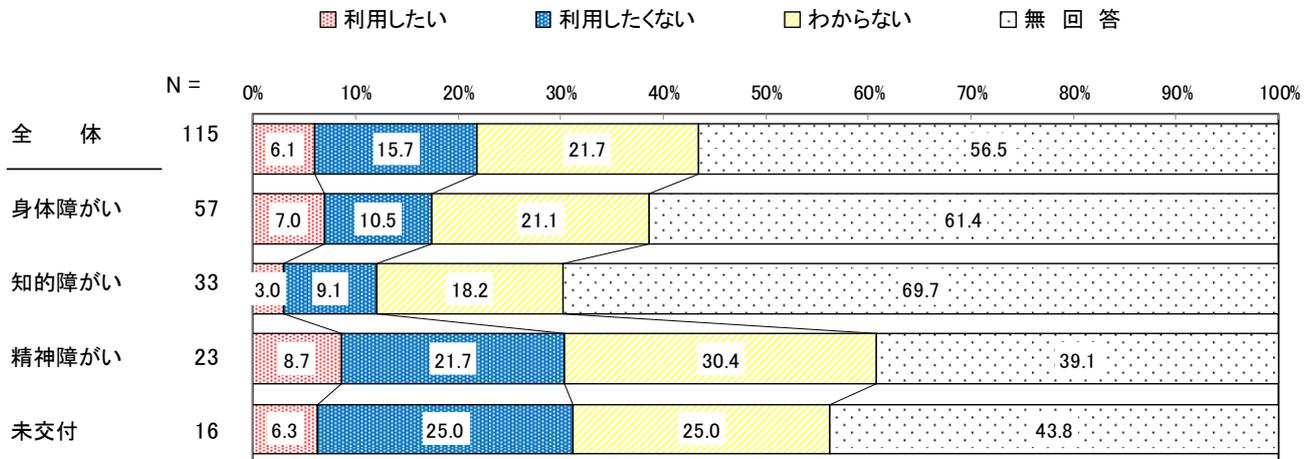
問21B利用意向(3)同行援護・行動援護[%]



(4) 重度障害者等包括支援

「わからない」が21.7%と多く、次いで「利用したくない」が15.7%、「利用したい」が6.1%となっている。

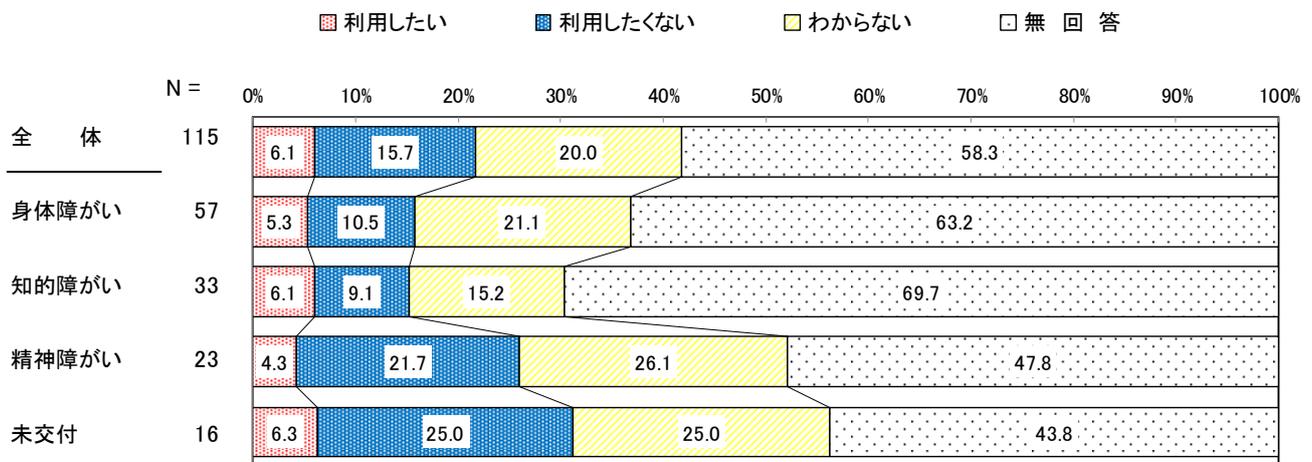
問21B利用意向(4)重度障害者等包括支援[%]



(5) 施設入所支援

「わからない」が20.0%と多く、次いで「利用したくない」が15.7%、「利用したい」が6.1%となっている。

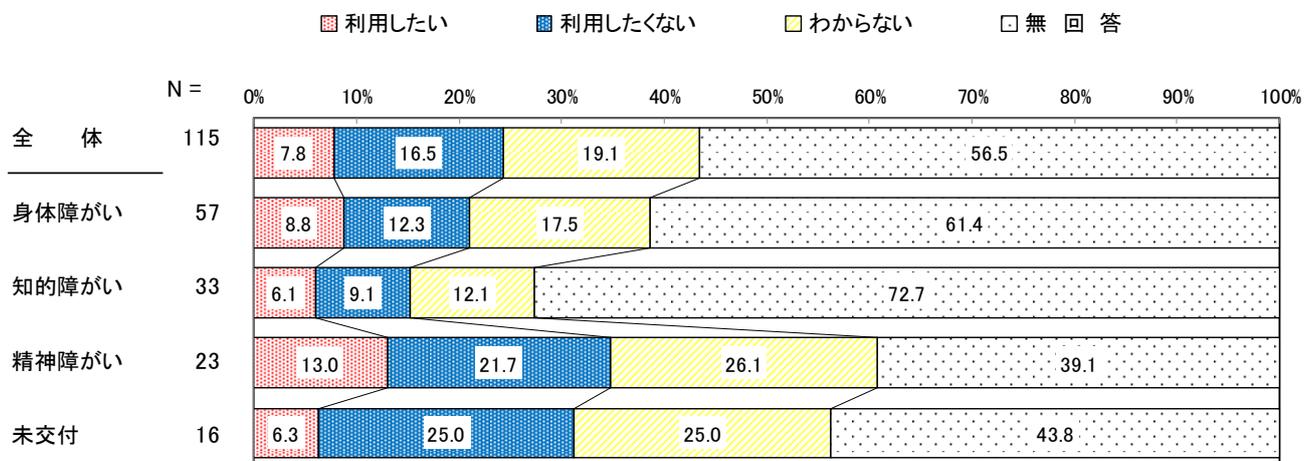
問21B利用意向(5)施設入所支援[%]



(6) 短期入所（ショートステイ）

「わからない」が19.1%と多く、次いで「利用したくない」が16.5%、「利用したい」が7.8%となっている。

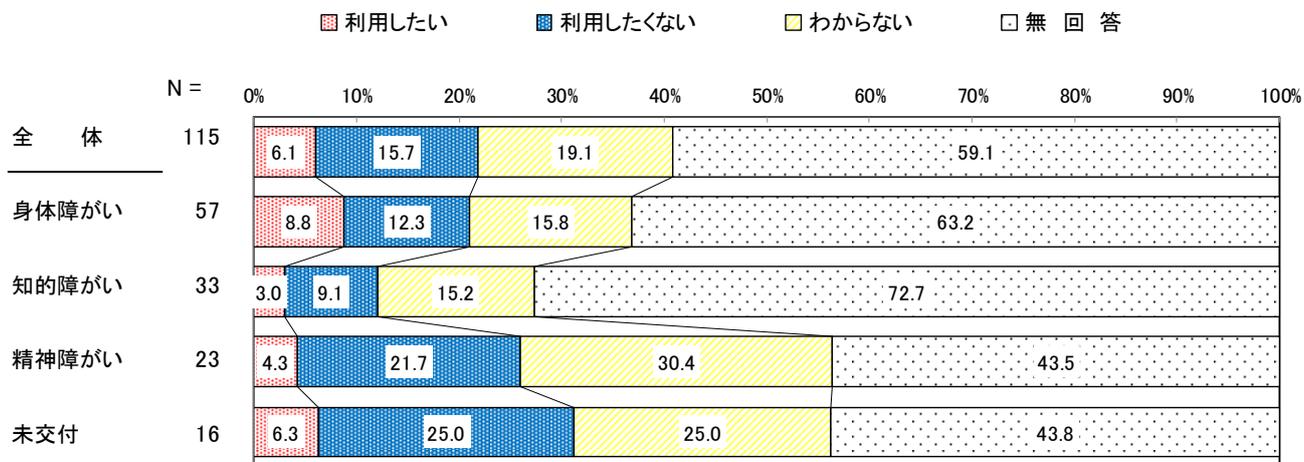
問21B利用意向(6)短期入所(ショートステイ) [%]



(7) 療養介護

「わからない」が19.1%と多く、次いで「利用したくない」が15.7%、「利用したい」が6.1%となっている。

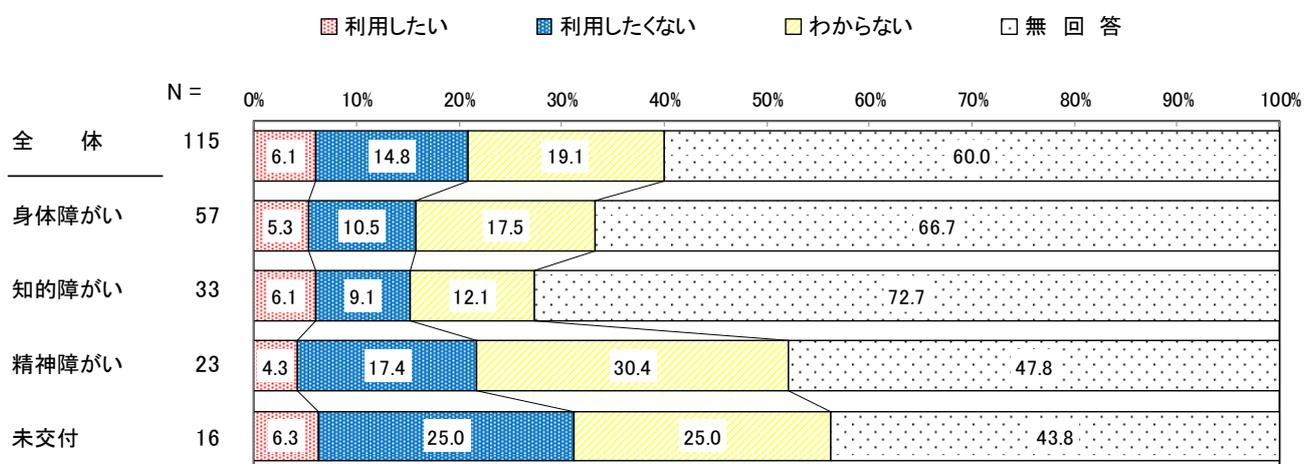
問21B利用意向(7)療養介護 [%]



(8) 生活介護

「わからない」が19.1%と多く、次いで「利用したくない」が14.8%、「利用したい」が6.1%となっている。

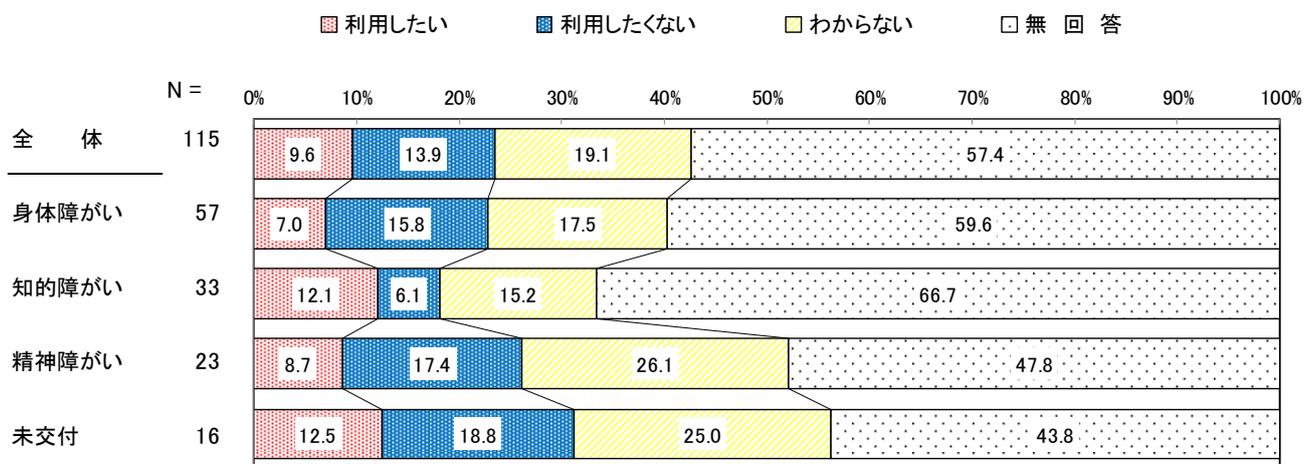
問21B利用意向(8)生活介護[%]



(9) 自立生活援助

「わからない」が19.1%と多く、次いで「利用したくない」が13.9%、「利用したい」が9.6%となっている。

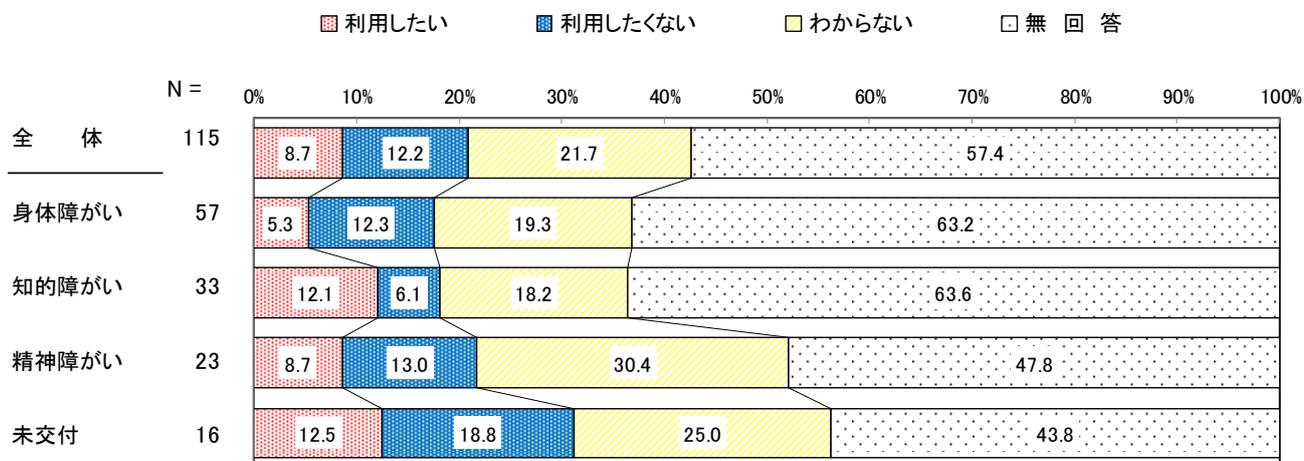
問21B利用意向(9)自立生活援助[%]



(10) 共同生活援助（グループホーム）

「わからない」が21.7%と多く、次いで「利用したくない」が12.2%、「利用したい」が8.7%となっている。

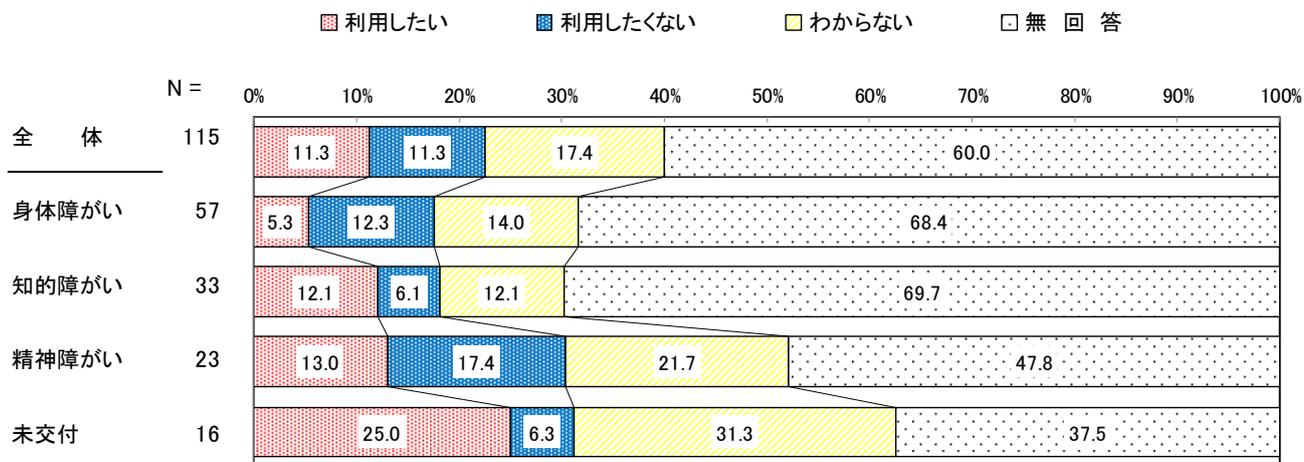
問21B利用意向(10)共同生活援助(グループホーム) [%]



(11) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

「わからない」が17.4%と多く、「利用したい」と「利用したくない」がともに11.3%となっている。

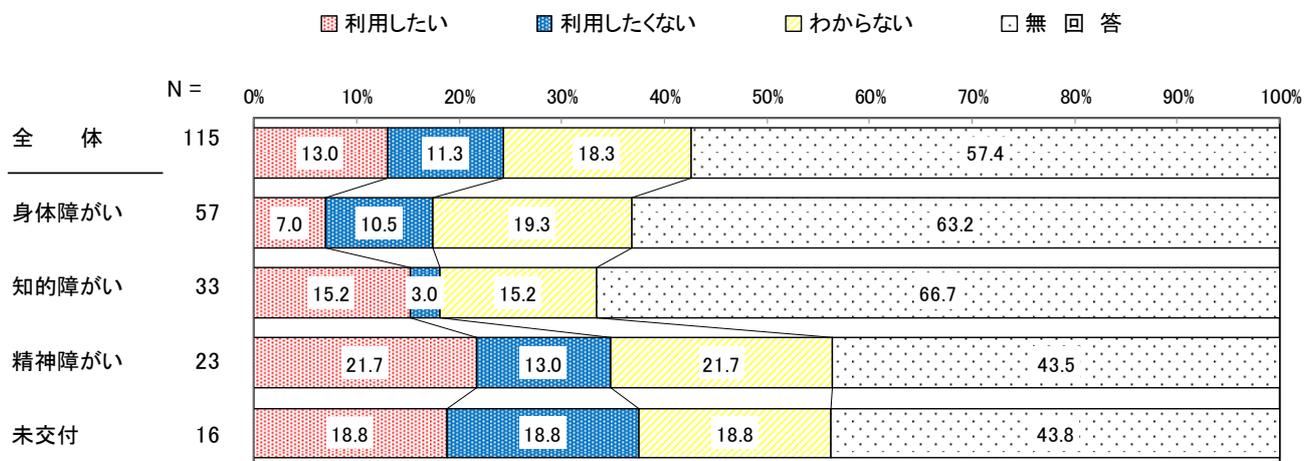
問21B利用意向(11)自立訓練(機能訓練・生活訓練) [%]



(12) 就労移行支援

「わからない」が18.3%と多く、次いで「利用したい」が13.0%、「利用したくない」が11.3%となっている。

問21B利用意向(12)就労移行支援[%]



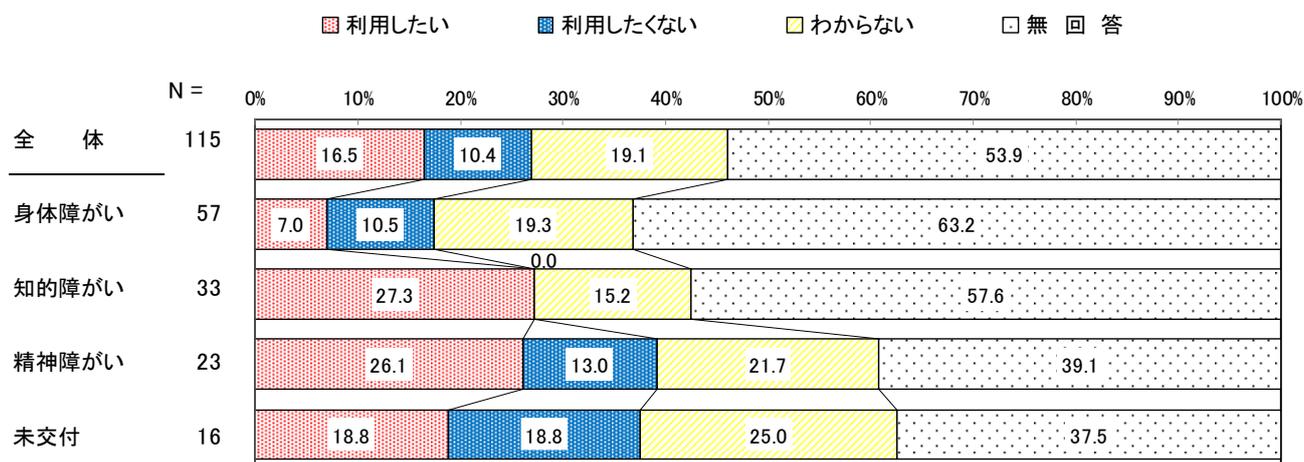
(13) 就労継続支援 (A型・B型)

「わからない」が19.1%と多く、次いで「利用したい」が16.5%、「利用したくない」が10.4%となっている。

「利用したい」が身体障がい7.0%と少なく、知的障がい27.3%、精神障がい26.1%とそれぞれ多い。

介助の必要別では、少しだけ介助や支援を受けているで「利用したい」が29.0%と多い。

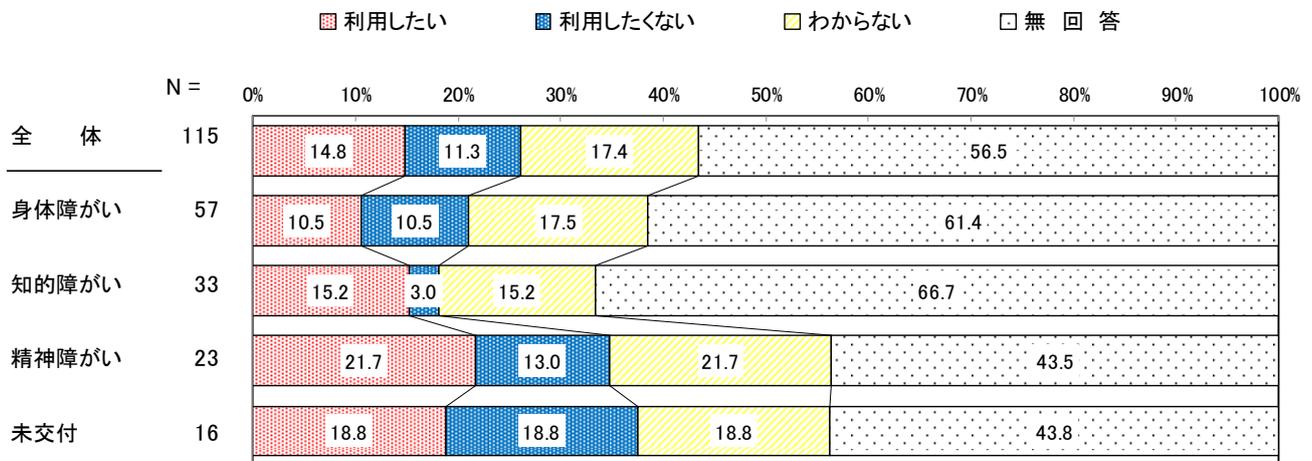
問21B利用意向(13)就労継続支援(A型・B型)[%]



(14) 就労定着支援

「わからない」が17.4%と多く、次いで「利用したい」が14.8%、「利用したくない」が11.3%となっている。

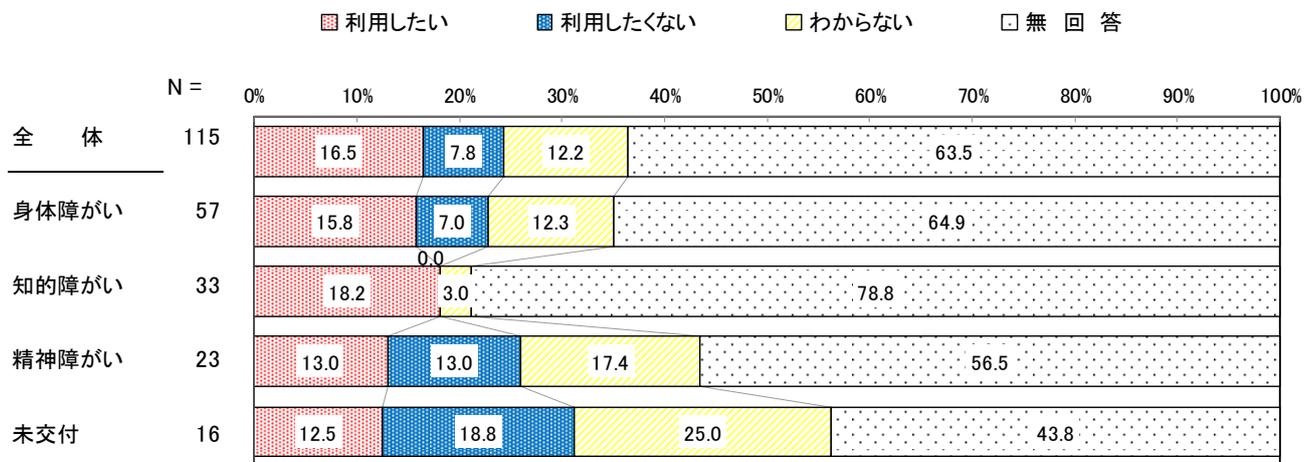
問21B利用意向(14)就労定着支援[%]



(15) 計画相談支援

「利用したい」が16.5%と多く、次いで「わからない」が12.2%、「利用したくない」が7.8%となっている。

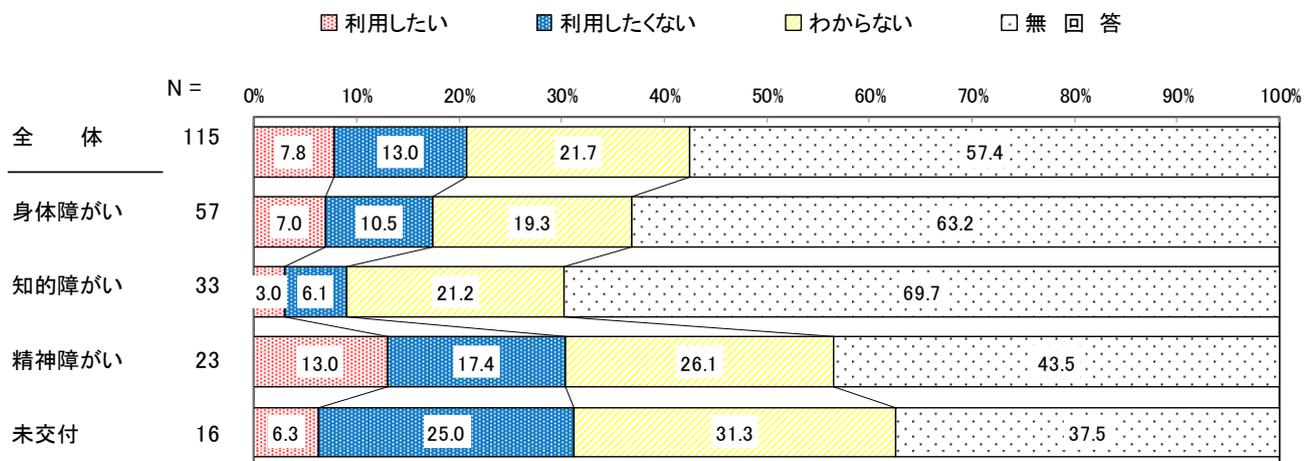
問21B利用意向(15)計画相談支援[%]



(16) 地域移行支援

「わからない」が21.7%と多く、次いで「利用したくない」が13.0%、「利用したい」が7.8%となっている。

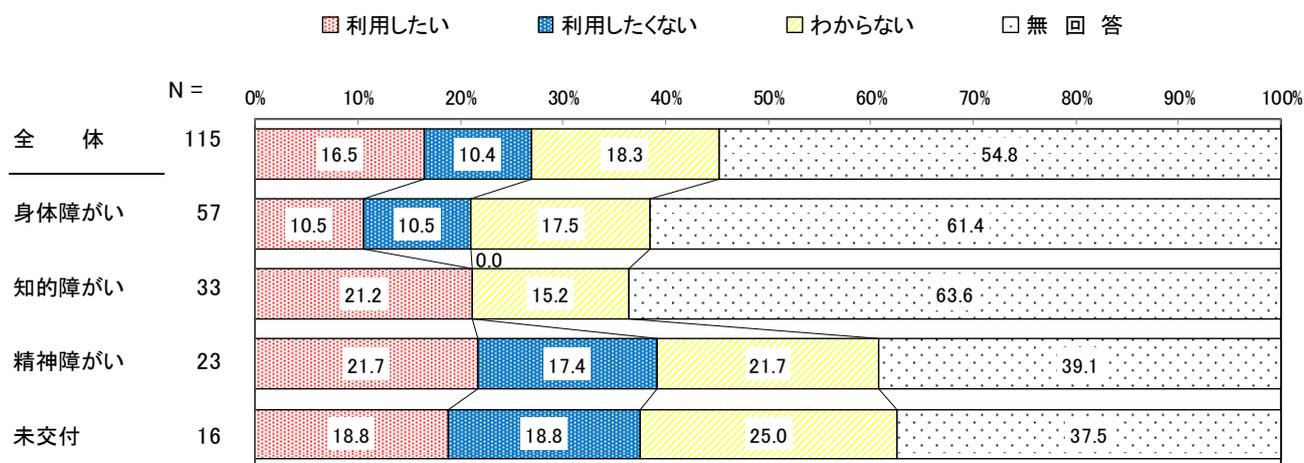
問21B利用意向(16)地域移行支援[%]



(17) 地域定着支援

「わからない」が18.3%と多く、次いで「利用したい」が16.5%、「利用したくない」が10.4%となっている。

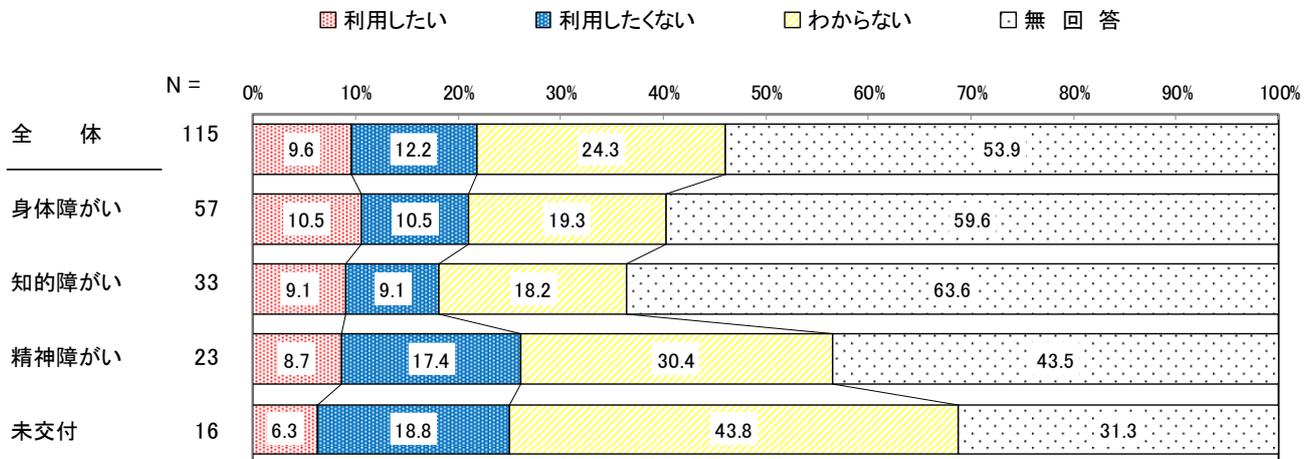
問21B利用意向(17)地域定着支援[%]



(18) 移動支援

「わからない」が24.3%と多く、次いで「利用したくない」が12.2%、「利用したい」が9.6%となっている。

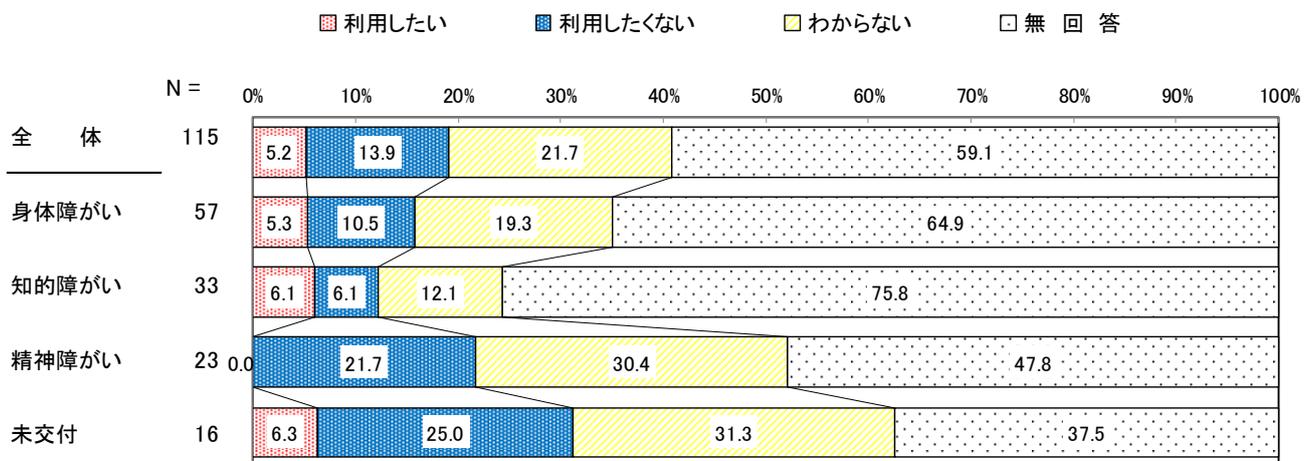
問21B利用意向(18)移動支援[%]



(19) 日中一時支援

「わからない」が21.7%と多く、次いで「利用したくない」が13.9%、「利用したい」が5.2%となっている。

問21B利用意向(19)日中一時支援[%]

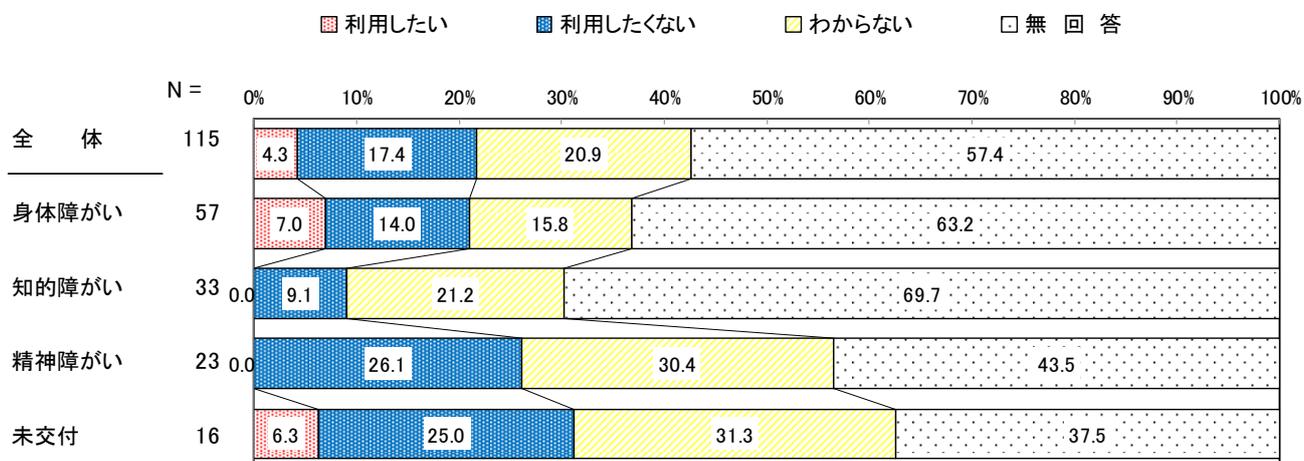


(20) 訪問入浴サービス

「わからない」が20.9%と多く、次いで「利用したくない」が17.4%、「利用したい」が4.3%となっている。

精神障がいでは「利用したくない」が26.1%と多い。

問21B利用意向(20)訪問入浴サービス[%]

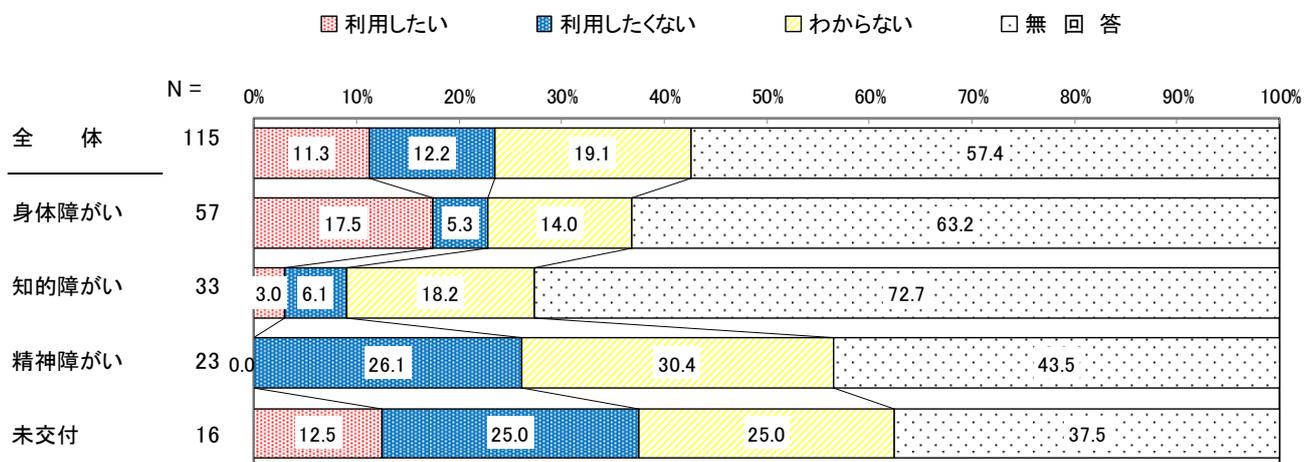


(21) 補装具・福祉用具の購入補助

「わからない」が19.1%と多く、次いで「利用したくない」が12.2%、「利用したい」が11.3%となっている。

精神障がいでは「利用したくない」が26.1%と多い。

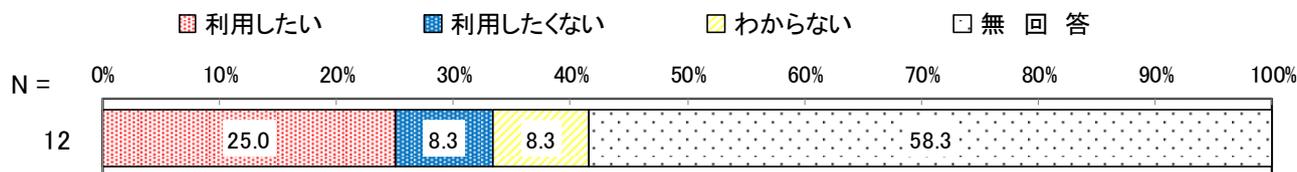
問21B利用意向(21)補装具・福祉用具の購入補助[%]



(22) 児童発達支援

「利用したい」が25.0%と多く、「利用したくない」と「わからない」がともに8.3%となっている。

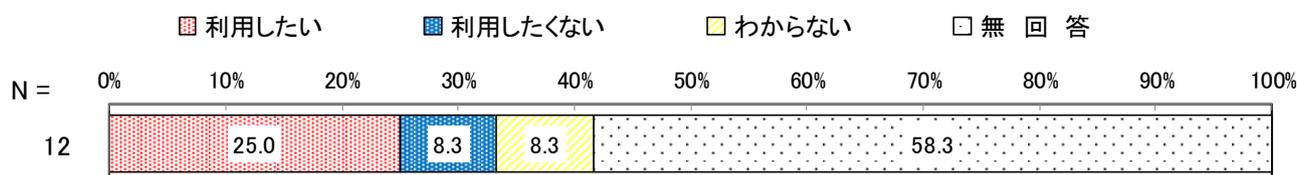
問21B利用意向(22)児童発達支援[%]



(23) 医療型児童発達支援

「利用したい」が25.0%と多く、「利用したくない」と「わからない」がともに8.3%となっている。

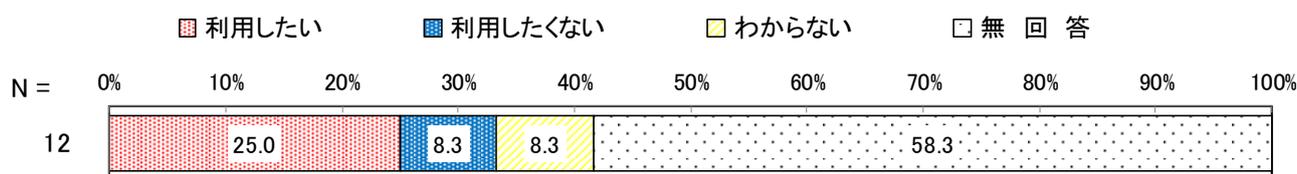
問21B利用意向(23)医療型児童発達支援[%]



(24) 放課後等デイサービス

「利用したい」が25.0%と多く、「利用したくない」と「わからない」がともに8.3%となっている。

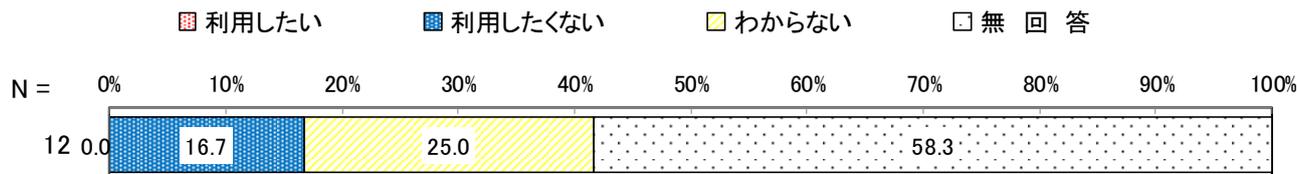
問21B利用意向(24)放課後等デイサービス[%]



(25) 居宅訪問型児童発達支援

「わからない」が25.0%と多く、「利用したくない」が16.7%、「利用したい」の回答はみられない。

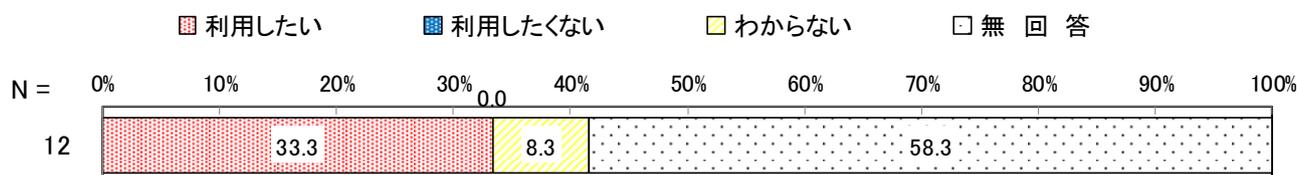
問21B利用意向(25)居宅訪問型児童発達支援[%]



(26) 障害児相談支援

「利用したい」が 33.3%と多く、「わからない」が 8.3%、「利用したくない」の回答はみられない。

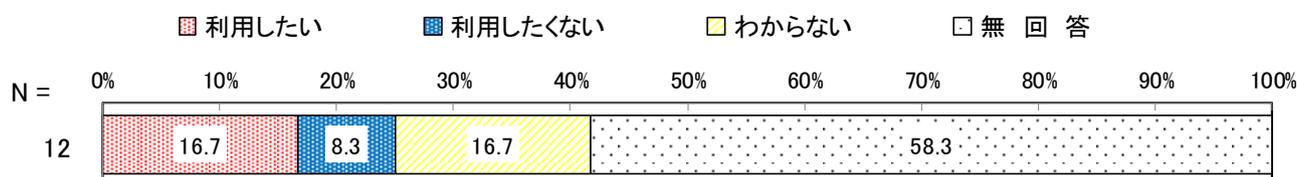
問21B利用意向(26)障害児相談支援[%]



(27) 保育所等訪問支援

「利用したい」と「わからない」がともに 16.7%、「利用したくない」が 8.3%となっている。

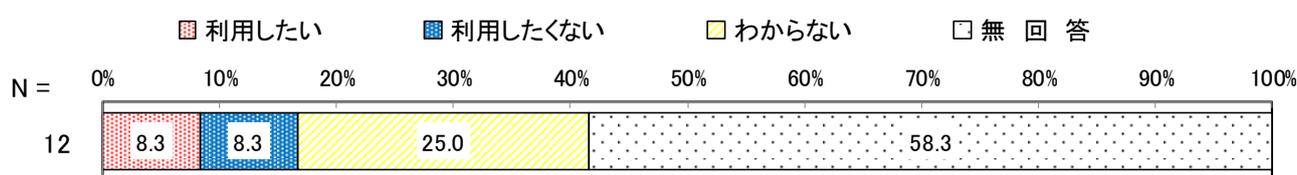
問21B利用意向(27)保育所等訪問支援[%]



(28) 障害児短期入所（ショートステイ）

「わからない」が 25.0%と多く、「利用したい」と「利用したくない」がともに 8.3%となっている。

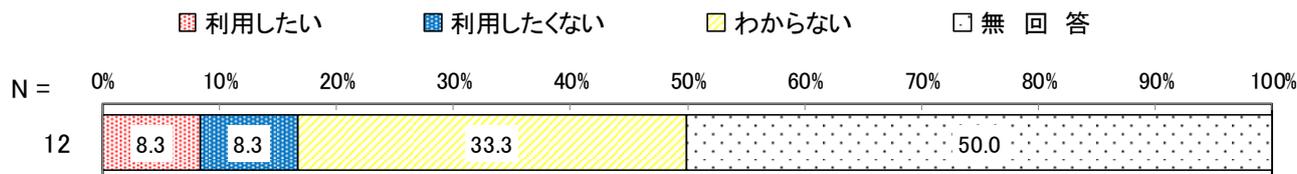
問21B利用意向(28)障害児短期入所(ショートステイ)[%]



(29) 障害児入所支援

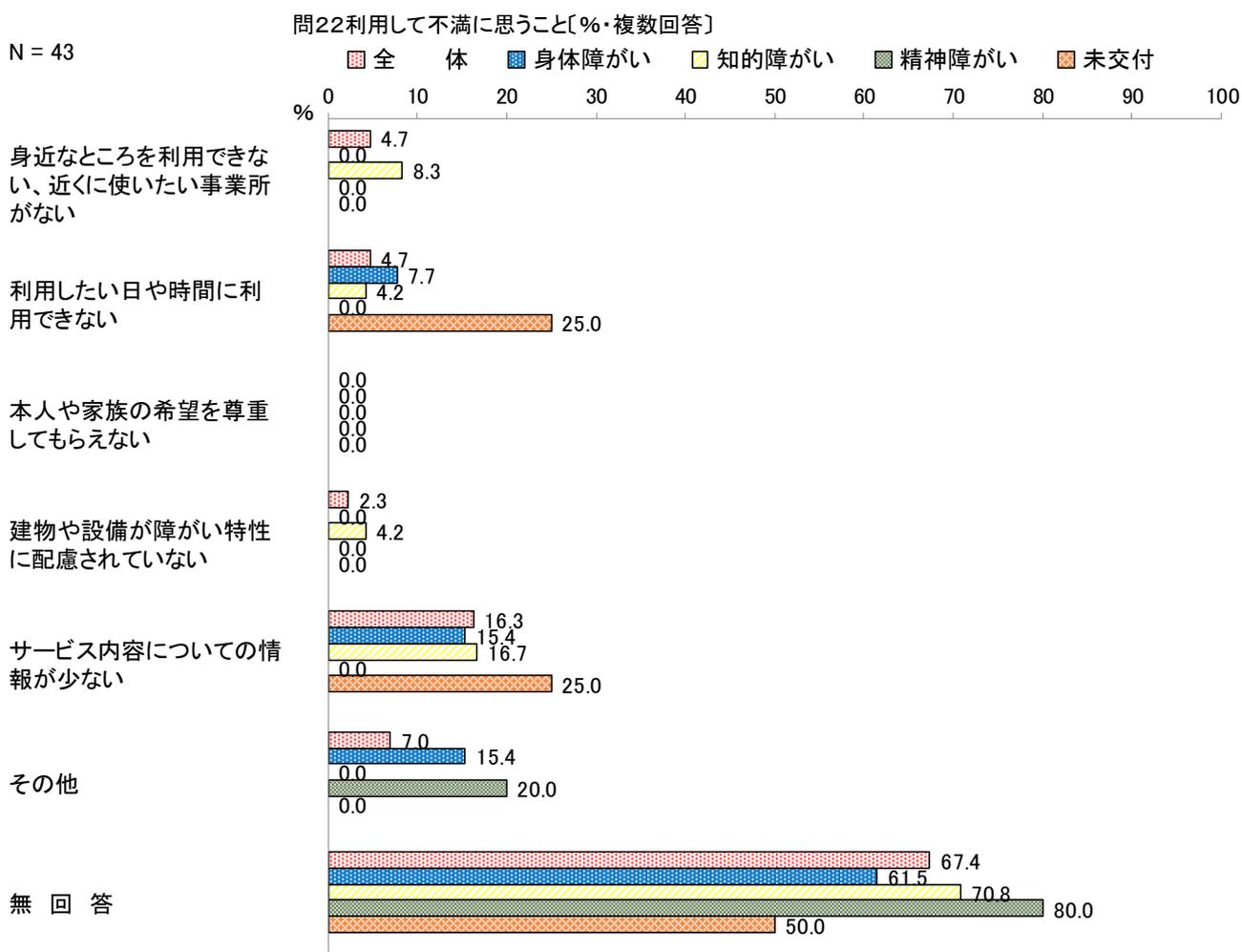
「わからない」が 33.3%と多く、「利用したい」と「利用したくない」がともに 8.3%となっている。

問21B利用意向(29)障害児入所支援[%]



問22 【問21のサービスを利用している方】サービスを利用して不満に思うことがありますか。

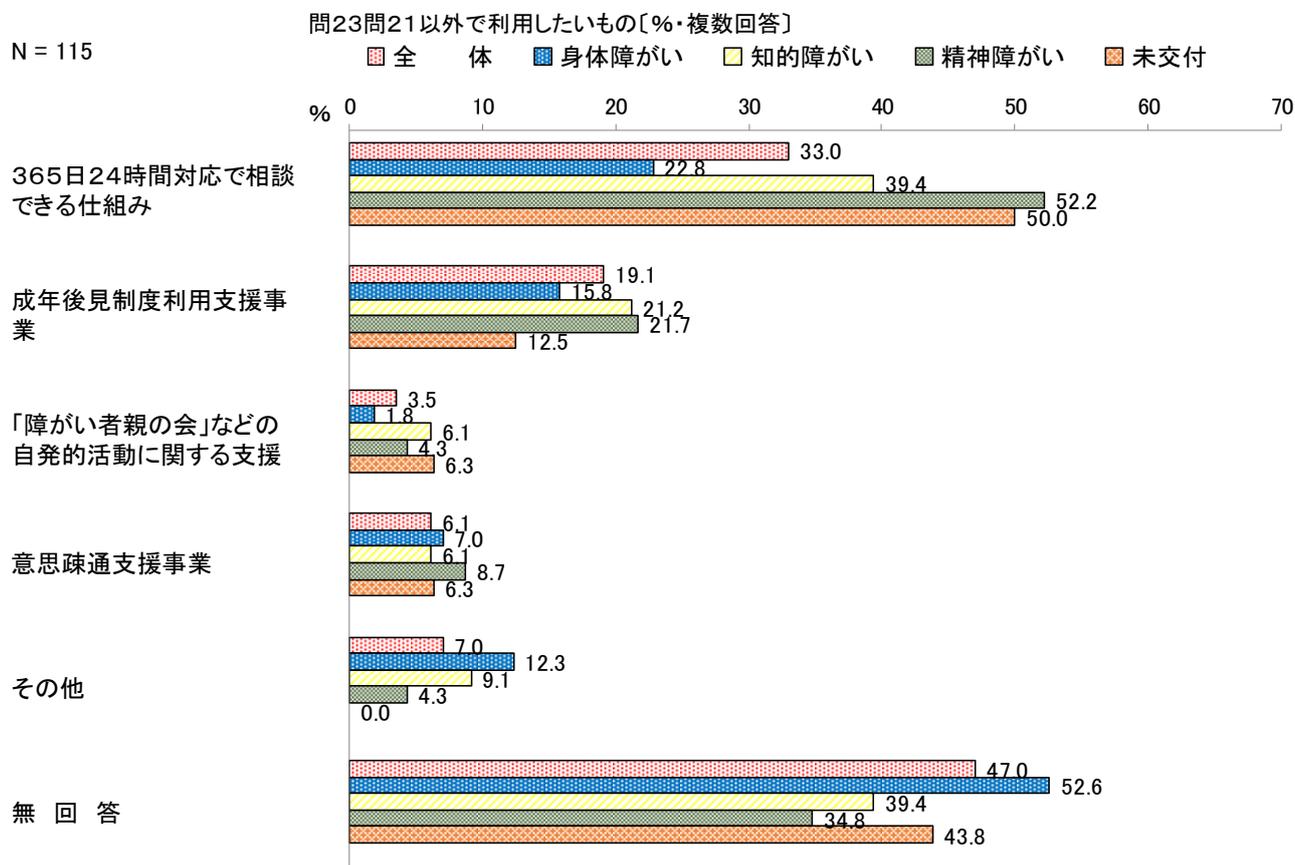
無回答が多く、「サービス内容についての情報が少ない」が16.3%、「その他」が7.0%となっている。



問23 【全員に伺います】問21のサービス以外で、利用したいと思うもの、充実すべきだと思うものはどのようなものですか。

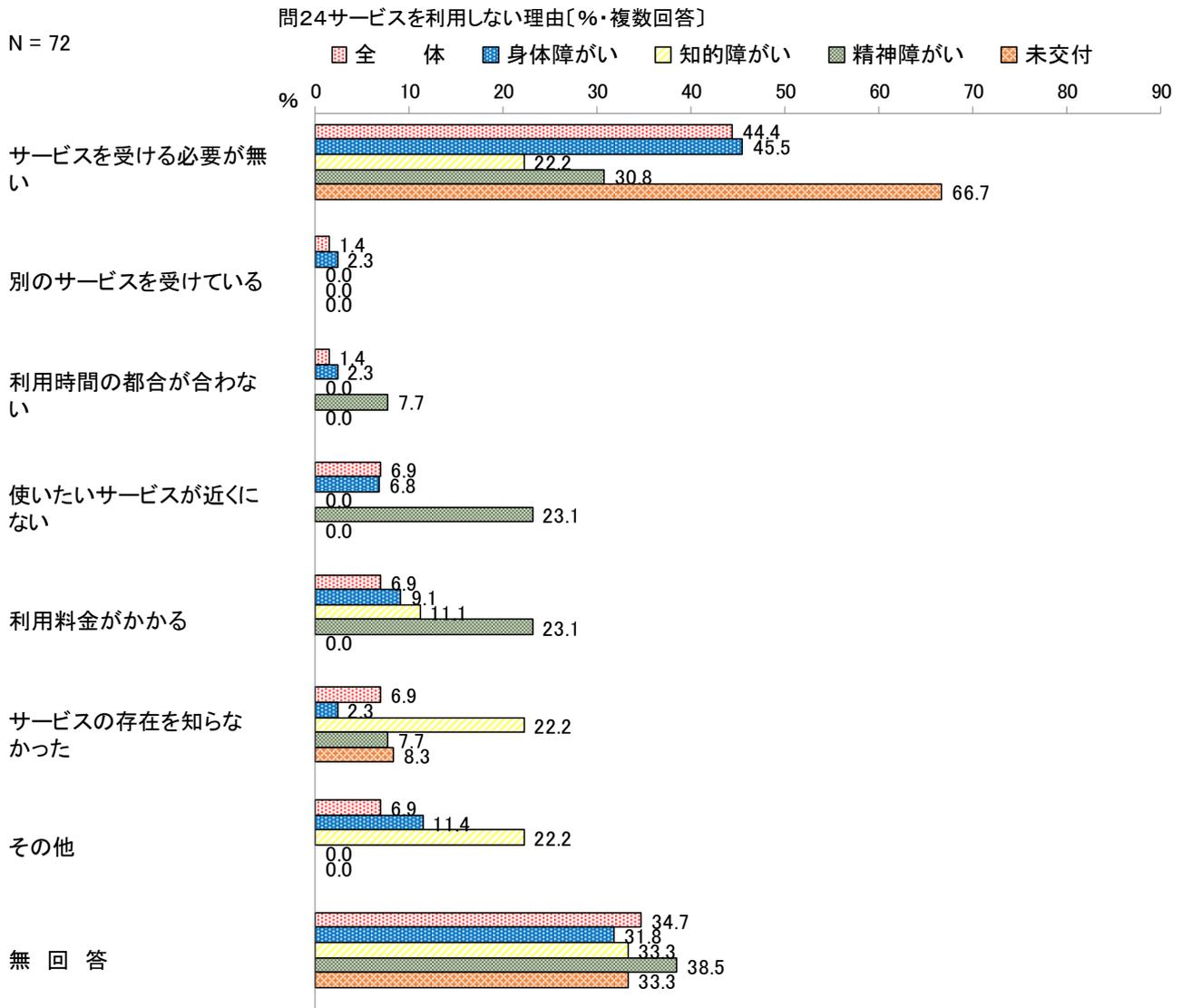
「365日24時間対応で相談できる仕組み」が33.0%と最も多く、次いで「成年後見制度利用支援事業」が19.1%、「意思疎通支援事業」が6.1%、「『障がい者親の会』などの自発的活動に関する支援」が3.5%となっている。

「365日24時間対応で相談できる仕組み」が精神障がいで52.2%と多い。



問24 【問21のサービスを利用していない方】サービスを利用していない（予定がない）理由があれば教えてください。

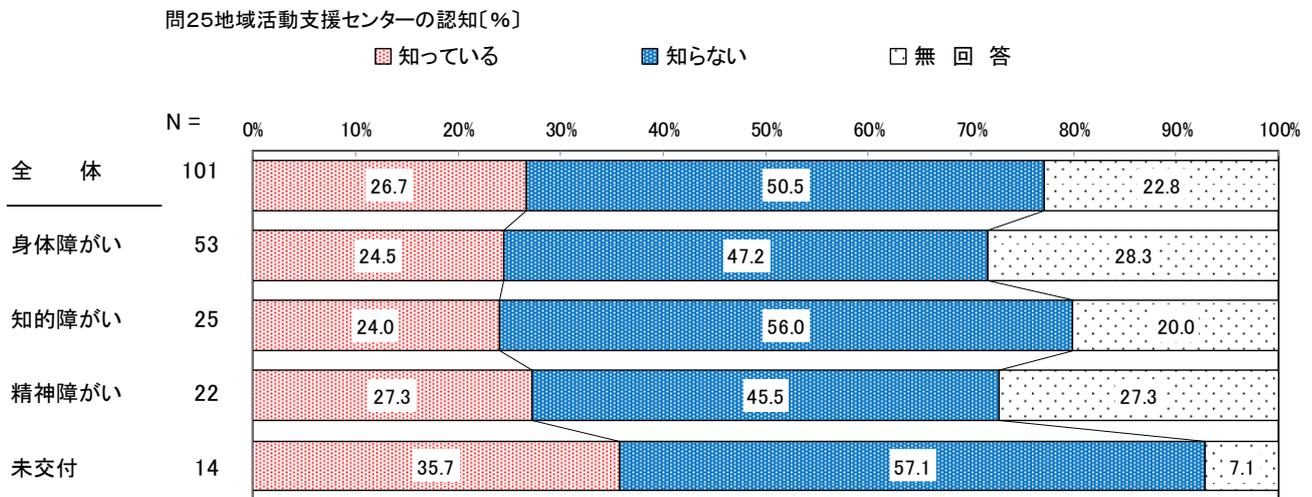
「サービスを受ける必要が無い」が44.4%と最も多く、次いで「使いたいサービスが近くにない」、「利用料金がかかる」と「サービスの存在を知らなかった」がともに6.9%となっている。



【18歳以上の方】

問25 あなたは、地域活動支援センターを知っていますか。

「知らない」が50.5%、「知っている」が26.7%となっている。

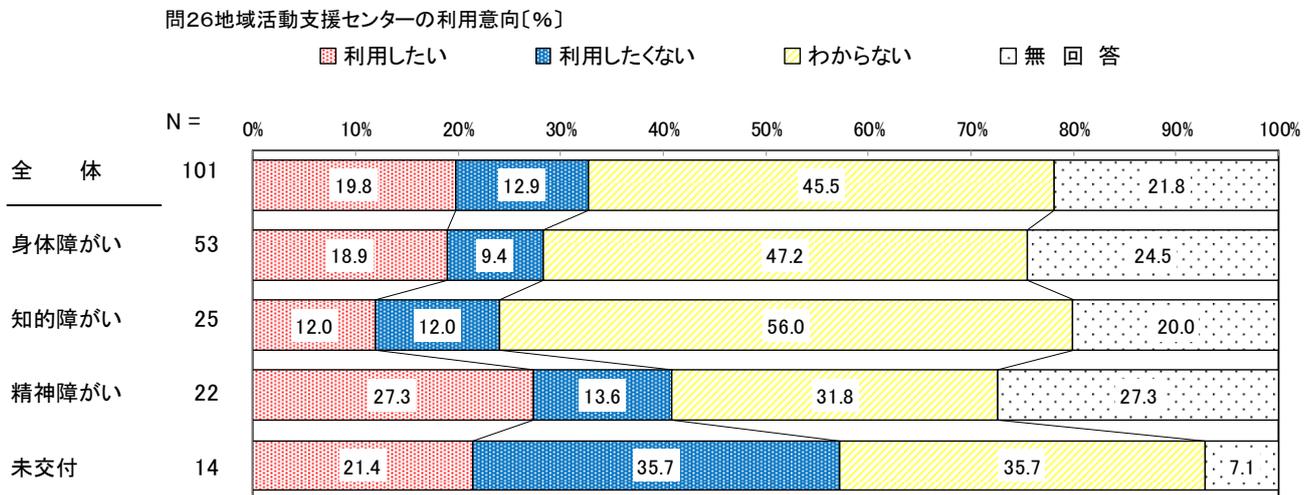


問26 あなたは、地域活動支援センターを利用したいと思いますか。

「わからない」が45.5%と多く、次いで「利用したい」が19.8%、「利用したくない」が12.9%となっている。

「利用したい」が精神障がいで27.3%とやや多い。

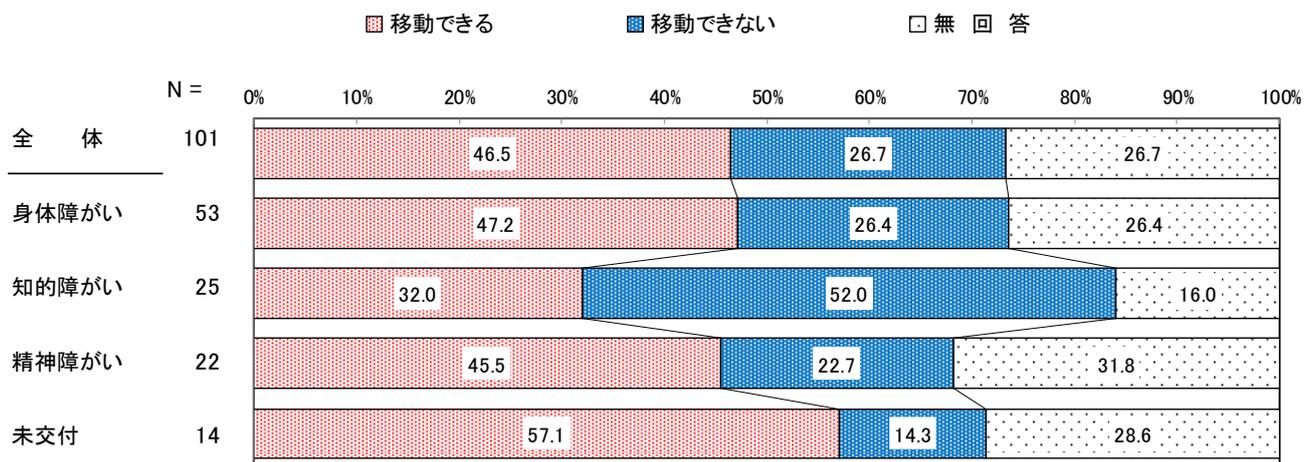
介助の必要別では、少しだけ介助や支援を受けている回答者で「利用したい」が33.3%と多い。



問27 もし、地域活動支援センターの利用を希望した場合、あなたは自分で移動できますか。

「移動できる」が46.5%、「移動できない」が26.7%となっている。
 知的障がいでは「移動できない」が52.0%と多い。
 介助の必要別では、少しだけ介助や支援を受けているで「移動できない」が45.8%と多い。
 障がい福祉サービスの利用者で「移動できない」が40.5%と多い。

問27地域活動支援センター利用時の自力移動[%]

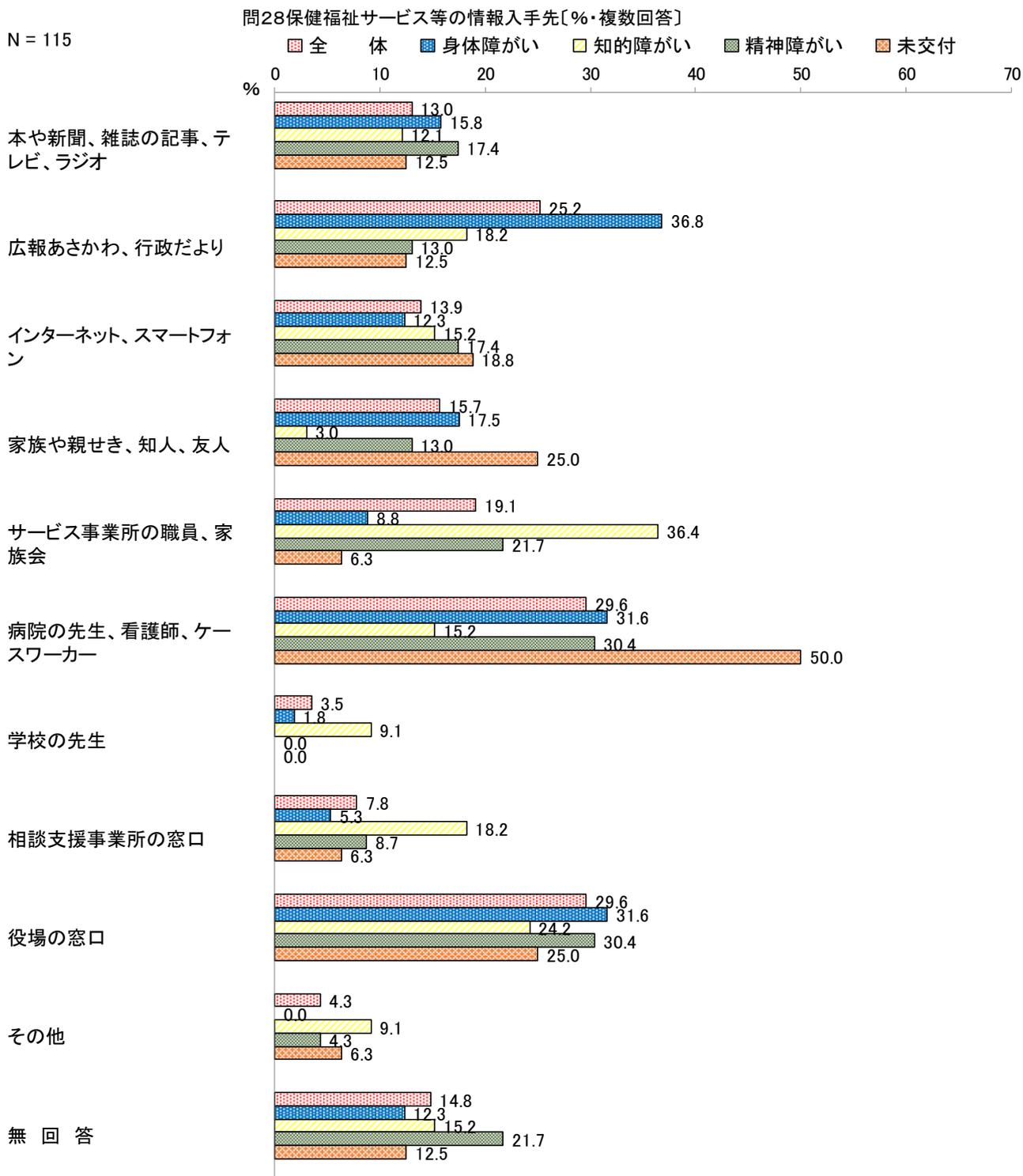


問28 【全員に伺います】障がいのことや保健福祉サービス等の情報をどのような方法で知りますか。

「病院の先生、看護師、ケースワーカー」と「役場の窓口」がともに29.6%、次いで「広報あさかわ、行政だより」が25.2%と多くなっている。

身体障がいで「広報あさかわ、行政だより」が36.8%、知的障がいで「サービス事業所の職員、家族会」が36.4%とそれぞれ多い。

障がい福祉サービスの利用者で「サービス事業所の職員、家族会」が44.2%と多い。



(5) 仕事・通所について (18歳以上の方)

問29 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

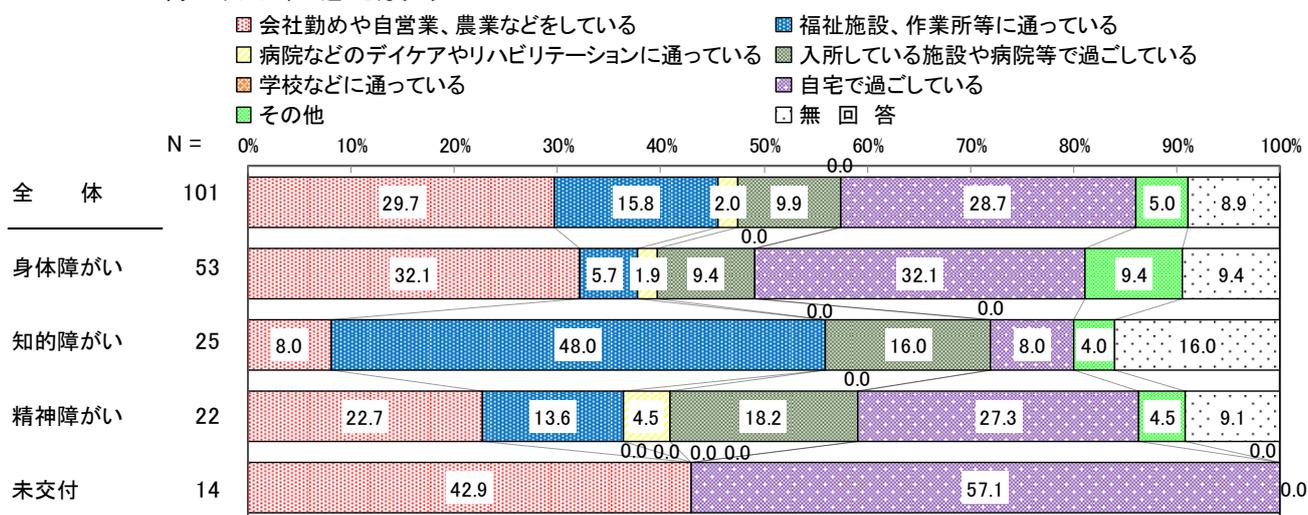
「会社勤めや自営業、農業などを行っている」が 29.7%、「自宅で過ごしている」が 28.7%、「福祉施設、作業所等に通っている」が 15.8%となっている。

知的障がいでは「会社勤めや自営業、農業などを行っている」と「自宅で過ごしている」がともに 8.0%と少なく、「福祉施設、作業所等に通っている」が 48.0%と多い。

介助の必要別では、少しだけ介助や支援を受けている回答者で「自宅で過ごしている」が 58.3%と多い。介助や支援を受けていない回答者で「会社勤めや自営業、農業などを行っている」が 50.0%と多い。

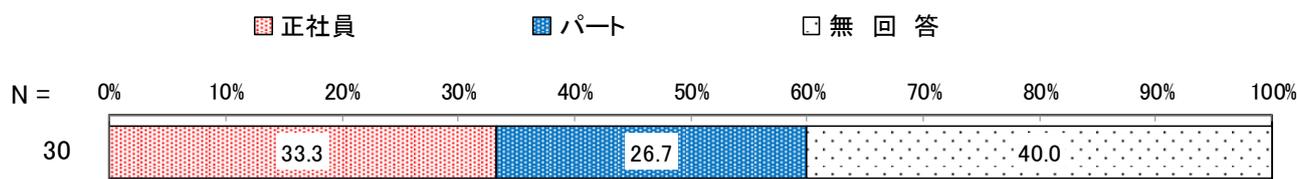
障がい福祉サービスの利用者で「福祉施設、作業所等に通っている」が 40.5%、「入所している施設や病院等で過ごしている」が 21.6%となっている。

問29平日日中の過ごし方〔%〕



会社勤めの方の回答者では、「正社員」が 33.3%、「パート」が 26.7%となっている。

問29雇用形態〔%〕



問30 あなたは今後、収入を得る仕事をしたい（続けたい）と思いますか。

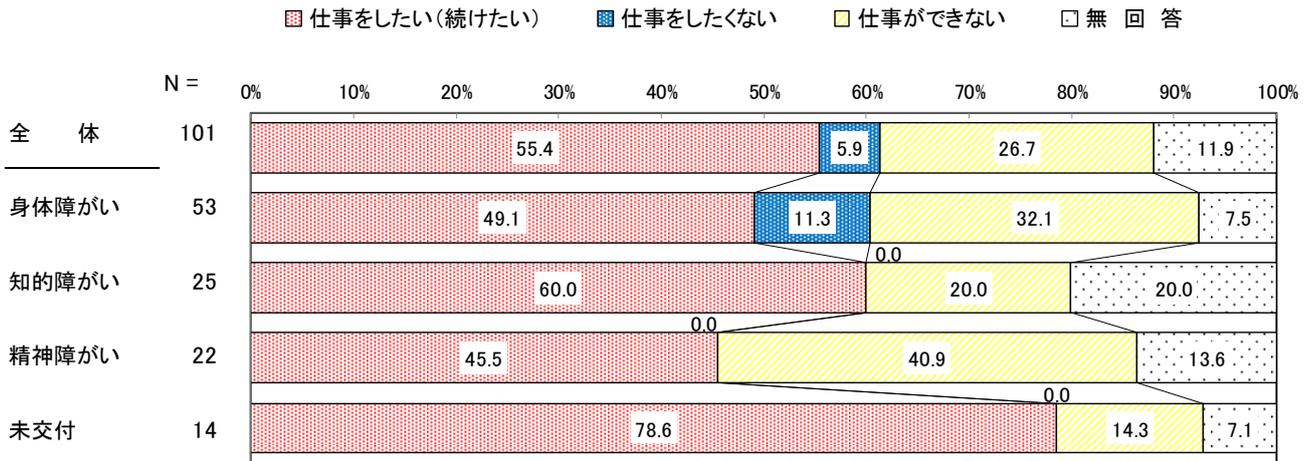
「仕事をしたい（続けたい）」が 55.4%と多く、次いで「仕事ができない」が 26.7%、「仕事をしたくない」が 5.9%となっている。

「仕事ができない」が精神障がい者で 40.9%と多い。

家族構成別では、家族と同居している回答者で「仕事をしたい（続けたい）」が 74.5%と多い。

介助の必要別では、少しだけ介助や支援を受けている回答者で「仕事ができない」が 41.7%と多い。介助や支援を受けていない回答者は「仕事をしたい（続けたい）」が 72.9%と多い。

問30今後の就労意向[%]



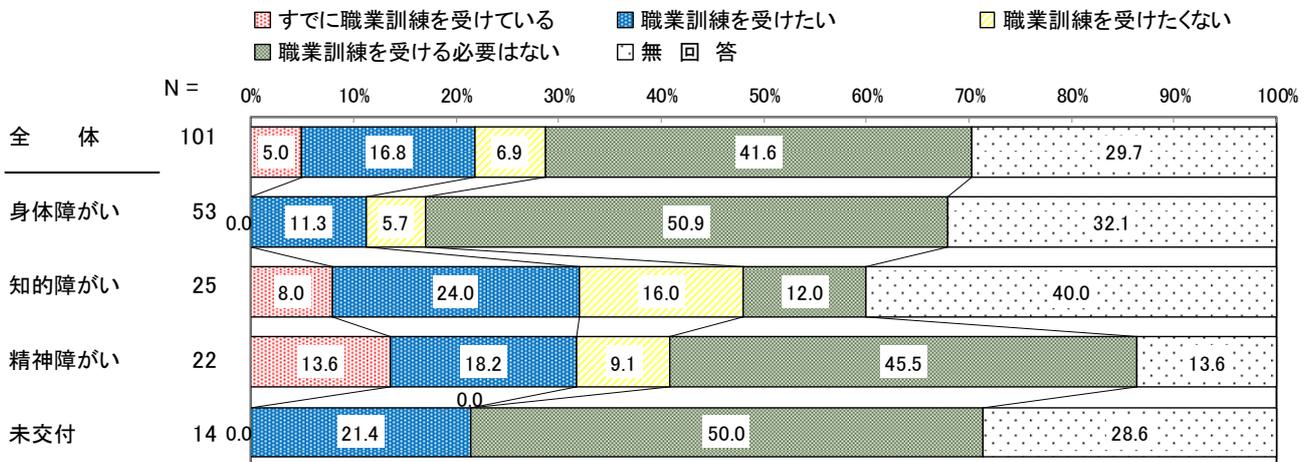
問31 収入を得る仕事に就くために、職業訓練などを受けたいと思いますか。

「職業訓練を受ける必要はない」が 41.6%と多く、次いで「職業訓練を受けたい」が 16.8%、「職業訓練を受けたくない」が 6.9%、「すでに職業訓練を受けている」が 5.0%となっている。

身体障がい者で「職業訓練を受ける必要はない」が 50.9%と多い。知的障がい者で「職業訓練を受けたい」が 24.0%とやや多い。

障がい福祉サービスの利用者で「職業訓練を受けたい」が 24.3%とやや多い。

問31職業訓練の受講意向[%]

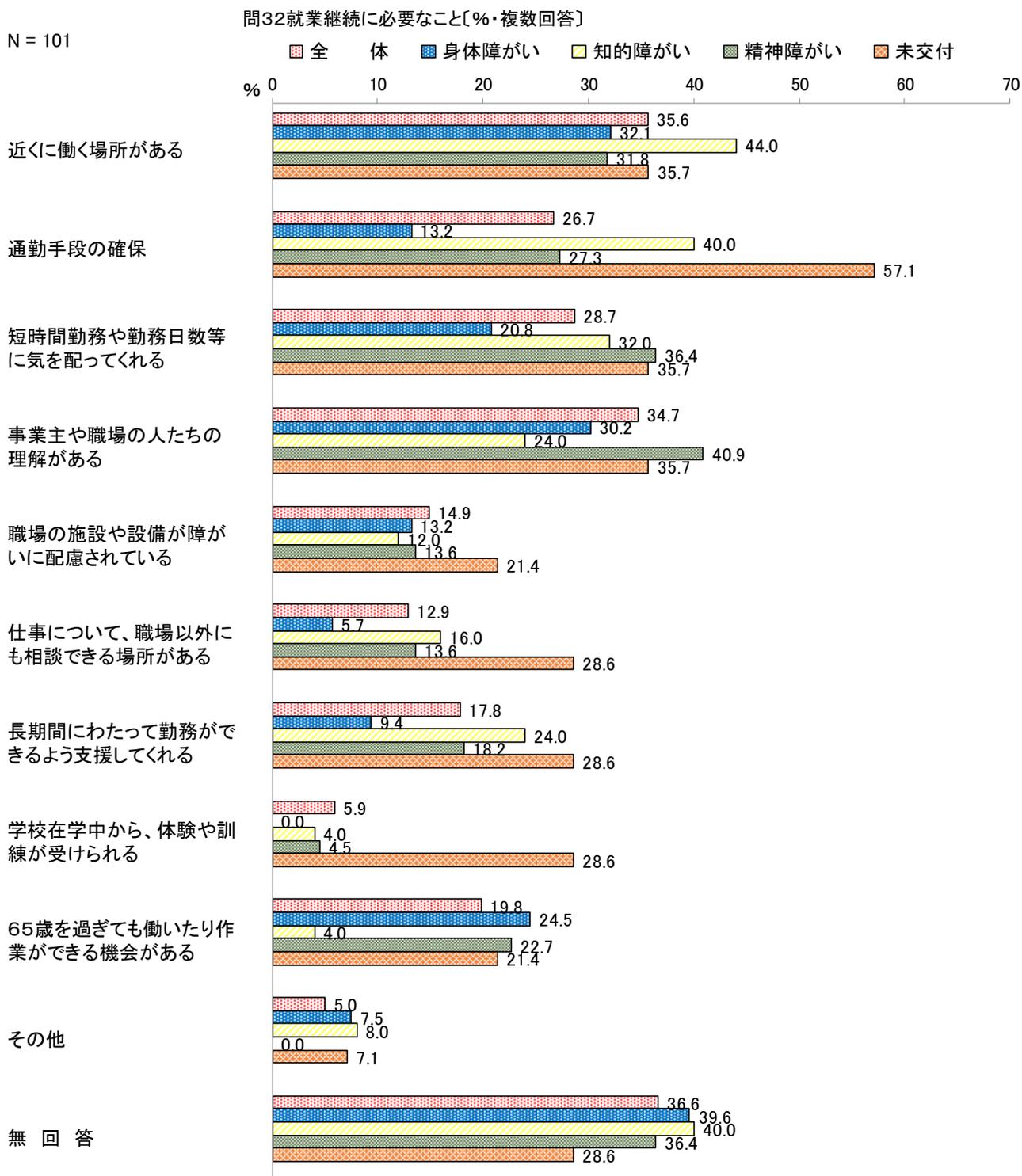


問32 仕事をする（続ける）ためには、どのようなことが必要だと思いますか。

「近くに働く場所がある」が 35.6%、「事業主や職場の人たちの理解がある」が 34.7%と多く、「短時間勤務や勤務日数等に気を配ってくれる」が 28.7%と続いている。

知的障がい者で「通勤手段の確保」が 40.0%と多い。

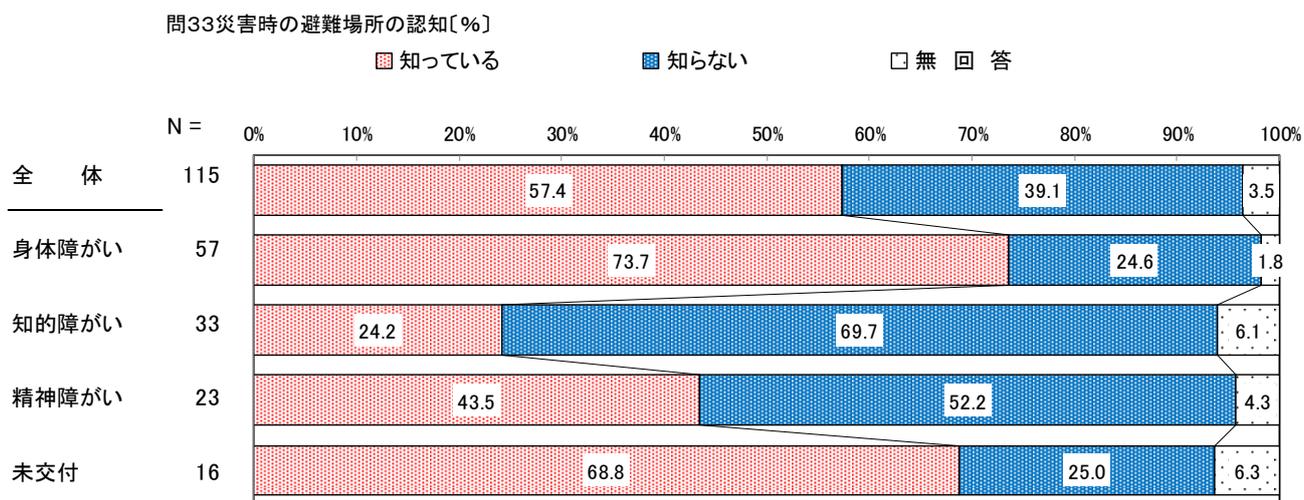
障がい福祉サービスの利用者で「通勤手段の確保」が 40.5%と多い。



(6) 災害時の避難・権利擁護について

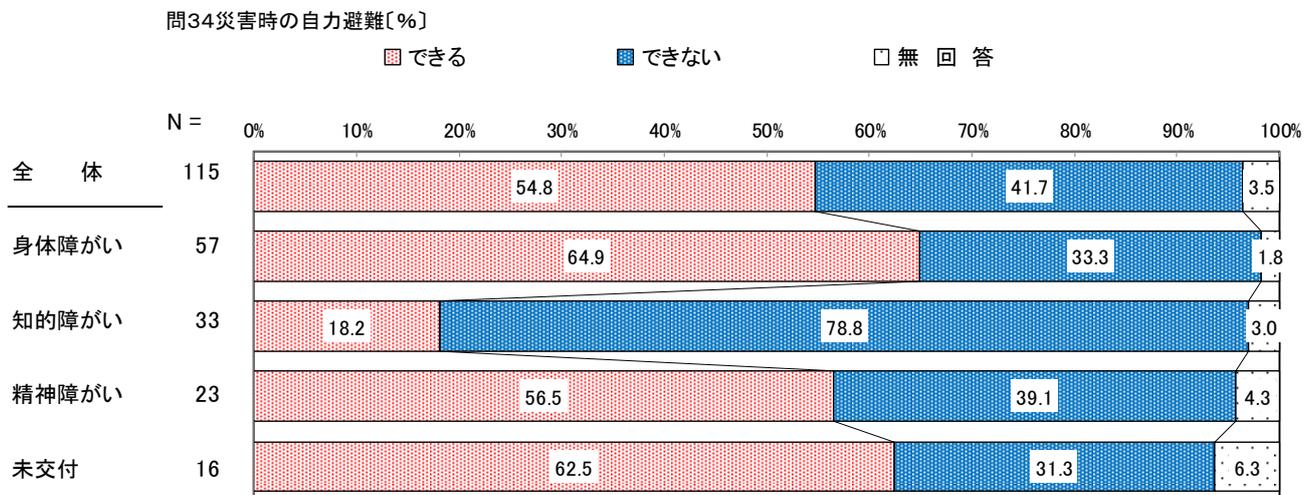
問33 あなたは、災害などの時の避難場所を知っていますか。

「知っている」が57.4%、「知らない」が39.1%となっている。
 身体障がいでは「知っている」が73.7%と多い。知的障がいと精神障がいでは「知らない」がそれぞれ69.7%、52.2%と多い。
 介助の必要別では、少しだけ介助や支援を受けている回答者で「知らない」が45.2%と多い。
 障がい福祉サービスの利用者で「知らない」が58.1%と多い。



問34 あなたは、災害などの時に一人で避難できますか。

「できる」が54.8%、「できない」が41.7%となっている。
 身体障がいでは「できる」が64.9%と多い。知的障がいでは「できない」が78.8%と多い。
 介助の必要別では、少しだけ介助や支援を受けている回答者で「できない」が67.7%と多い。
 障がい福祉サービスの利用者で「できない」が72.1%と多い。

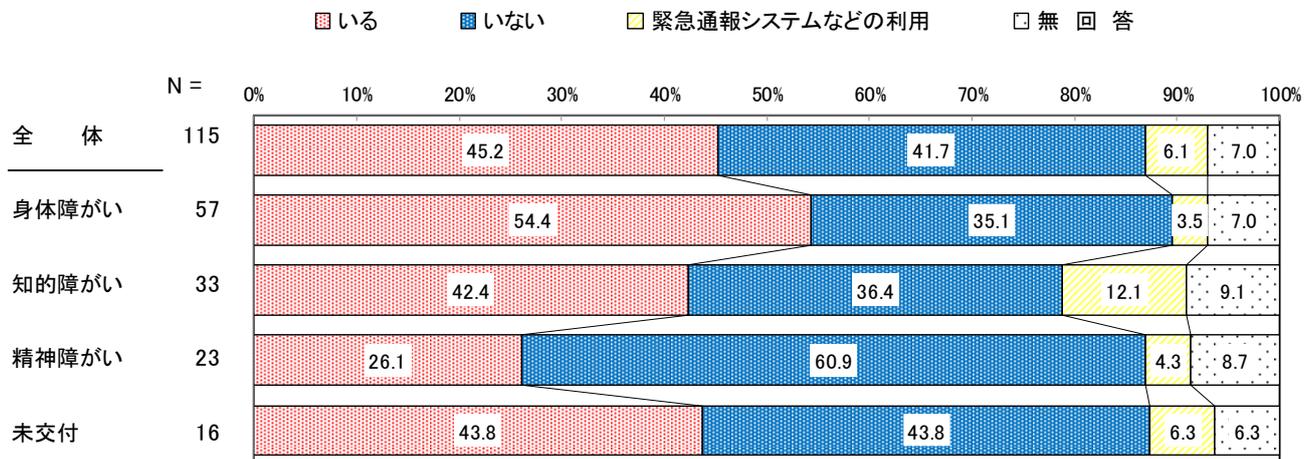


問35 災害などの時、家族以外に、近所にあなただを助けてくれる人はいますか。

「いる」が 45.2%と多く、「いない」が 41.7%、「緊急通報システムなどの利用」が 6.1%となっている。

身体障がいでは「いる」が 54.4%、精神障がいでは「いない」が 60.9%とそれぞれ多い。

問35近所で助けてくれる人[%]



問36 あなたが災害などの時に困ることは何ですか。

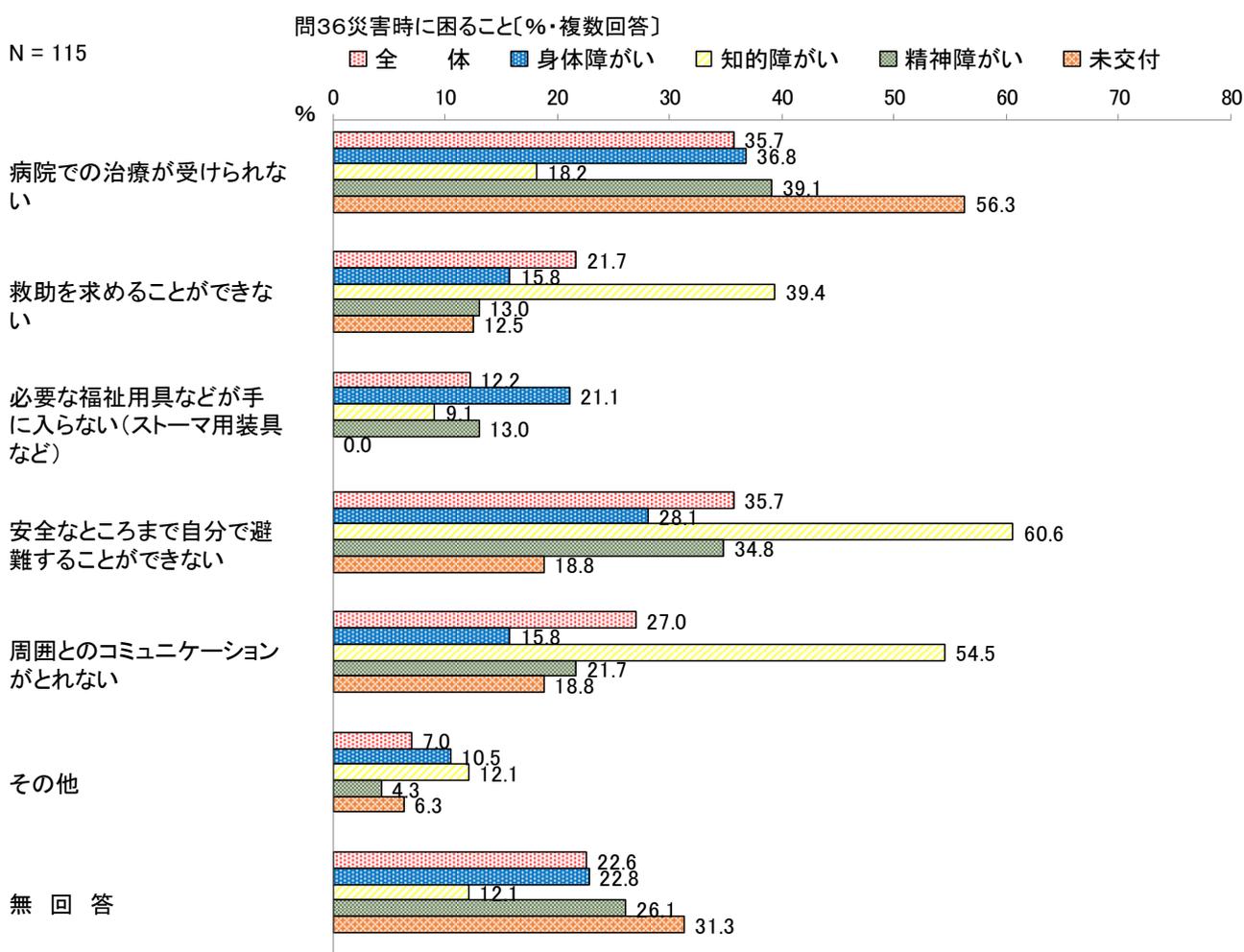
「病院での治療が受けられない」と「安全なところまで自分で避難することができない」がともに35.7%と最も多く、次いで「周囲とのコミュニケーションがとれない」が27.0%となっている。

知的障がいでは「安全なところまで自分で避難することができない」が60.6%、「周囲とのコミュニケーションがとれない」が54.5%、「救助を求めることができない」が39.4%とそれぞれ多い。

介助の必要別では、少しだけ介助や支援を受けている回答者で「安全なところまで自分で避難することができない」が58.1%、「周囲とのコミュニケーションがとれない」が41.9%とそれぞれ多い。

障がい福祉サービスの利用者で「安全なところまで自分で避難することができない」が58.1%、「周囲とのコミュニケーションがとれない」が44.2%、「救助を求めることができない」が41.9%とそれぞれ多い。

災害時の自力避難ができない回答者で「安全なところまで自分で避難することができない」が77.1%、「周囲とのコミュニケーションがとれない」と「救助を求めることができない」がともに43.8%とそれぞれ多い。

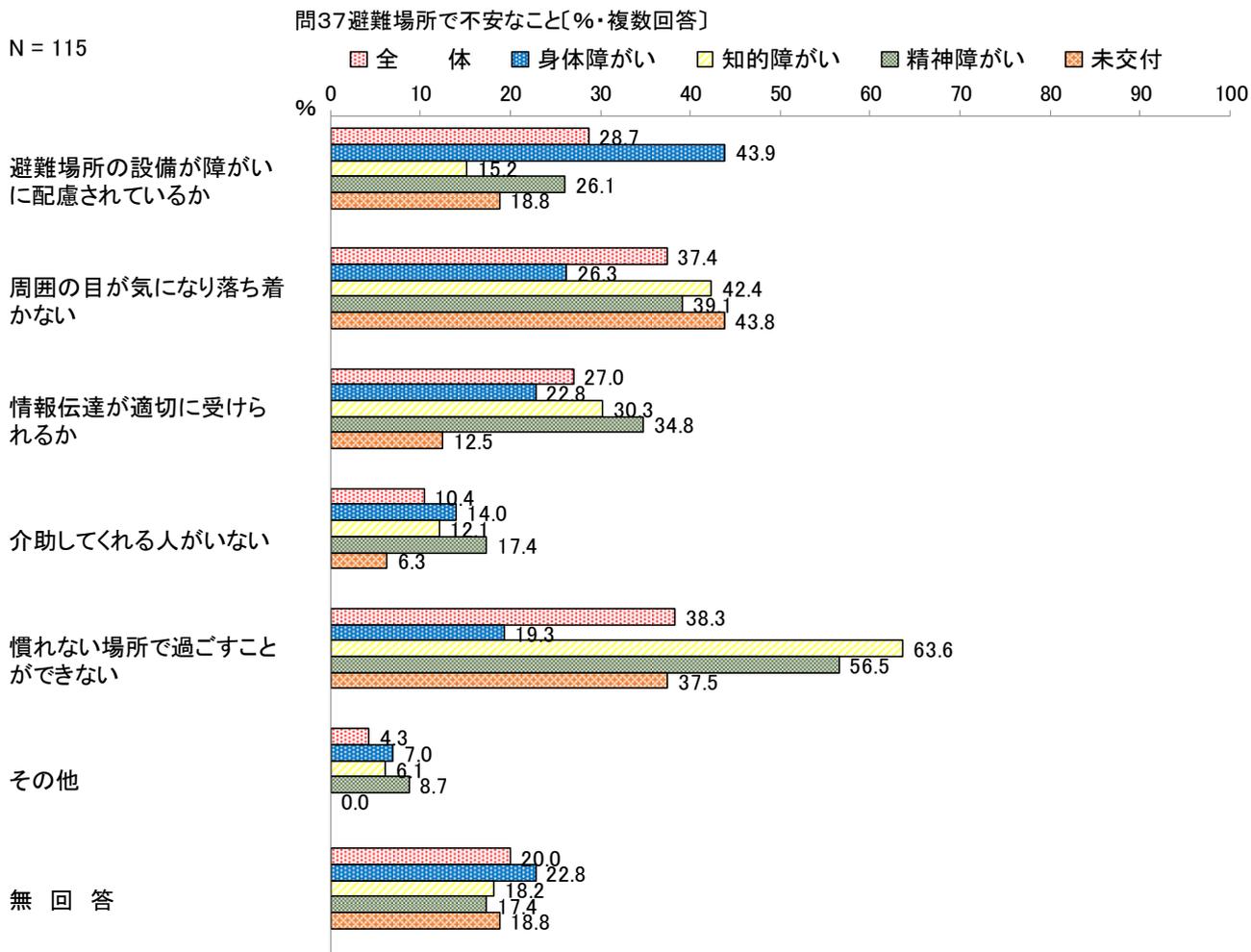


問37 あなたが災害などの時の避難所について不安なことは何ですか。

「慣れない場所で過ごすことができない」が38.3%、次いで「周囲の目が気になり落ち着かない」が37.4%、「避難場所の設備が障がいに配慮されているか」が28.7%となっている。

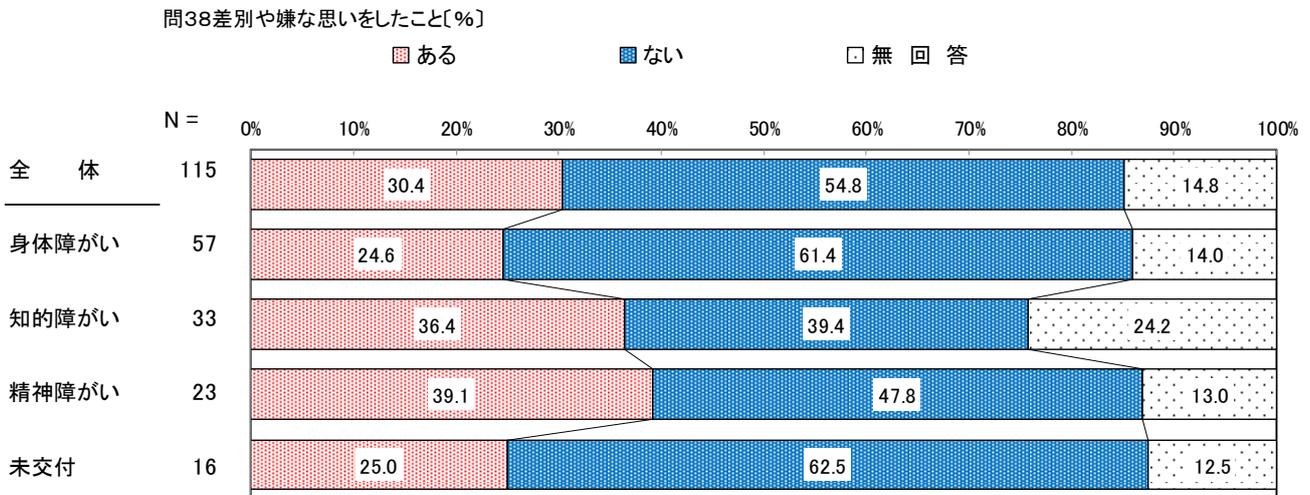
身体障がいで「避難場所の設備が障がいに配慮されているか」が43.9%と多い。知的障がいと精神障がいで「慣れない場所で過ごすことができない」がそれぞれ63.6%、56.5%と多い。

介助の必要別では、少しだけ介助や支援を受けている回答者で「慣れない場所で過ごすことができない」が51.6%と多い。



問38 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをすることがありますか。

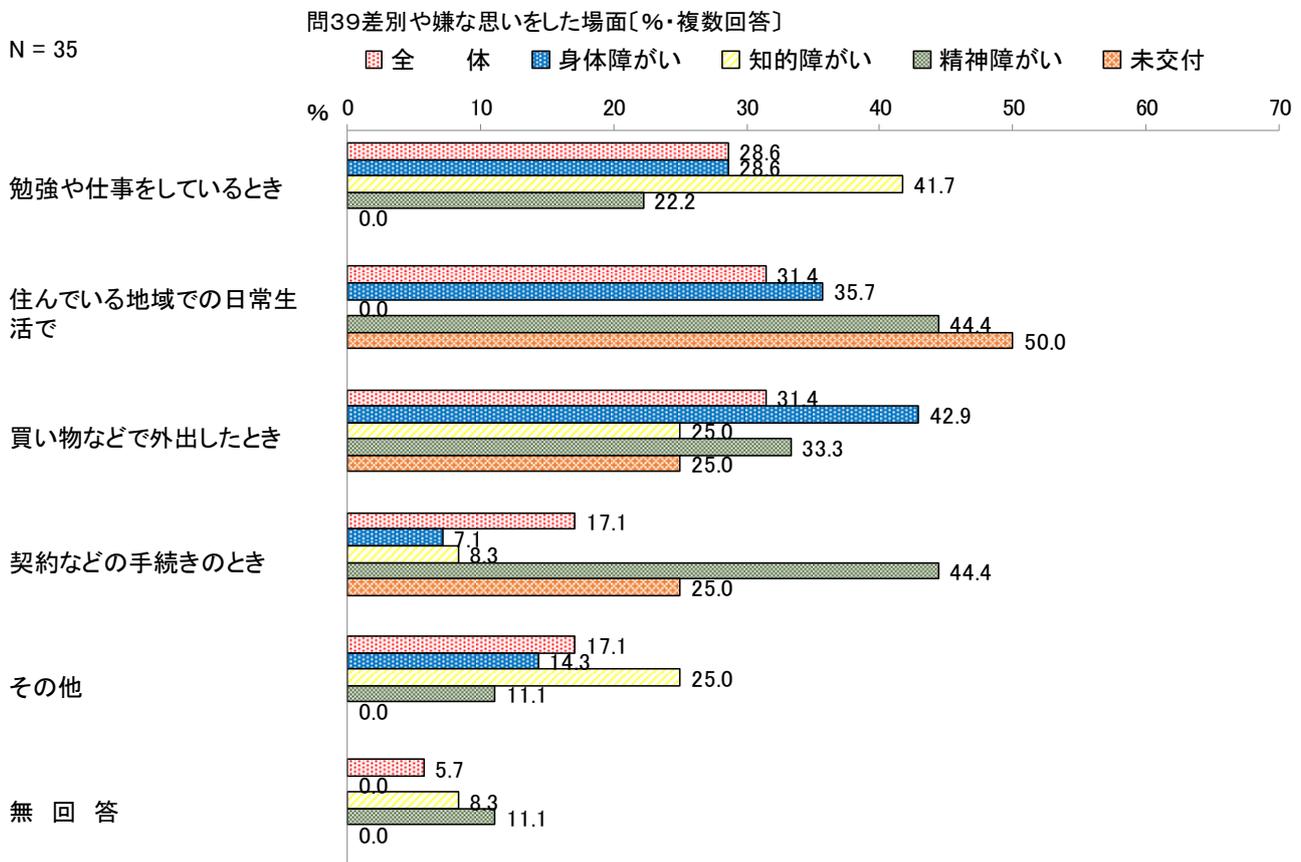
「ない」が54.8%、「ある」が30.4%となっている。
 知的障がいと精神障がいで「ある」がそれぞれ36.4%、39.1%とやや多い。



問39 どのようなときに差別や嫌な思いをしましたか。

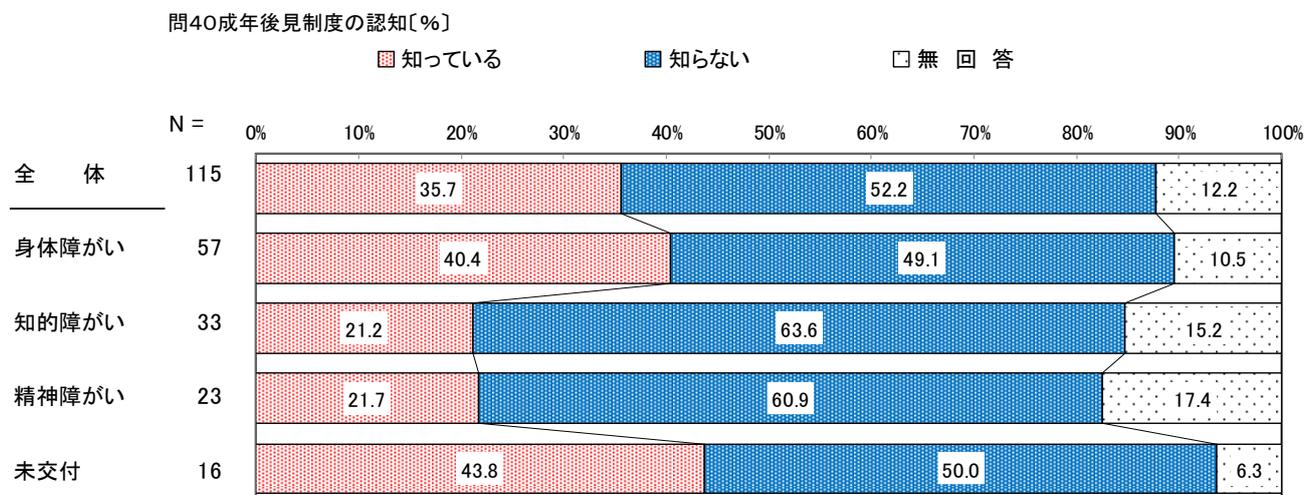
「住んでいる地域での日常生活で」と「買い物などで外出したとき」がともに31.4%と最も多く、次いで「勉強や仕事をしているとき」が28.6%、「契約などの手続きのとき」が17.1%となっている。

身体障がいで「買い物などで外出したとき」が42.9%、知的障がいで「勉強や仕事をしているとき」が41.7%とそれぞれ多い。



問40 成年後見制度についてご存じですか。

「知らない」が52.2%、「知っている」が35.7%となっている。
知的障がいと精神障がいで「知っている」がそれぞれ21.2%、21.7%と少ない。



問41 障がいのある人が暮らしやすい町となるために、特にどのようなことが必要だと思いますか。

「相談窓口で気軽に相談でき、手続きなどが簡単にできる」が57.4%と最も多く、「保健・医療・福祉に関する情報提供」が36.5%、「災害や緊急時に避難を手伝う体制の整備」が23.5%と続いている。

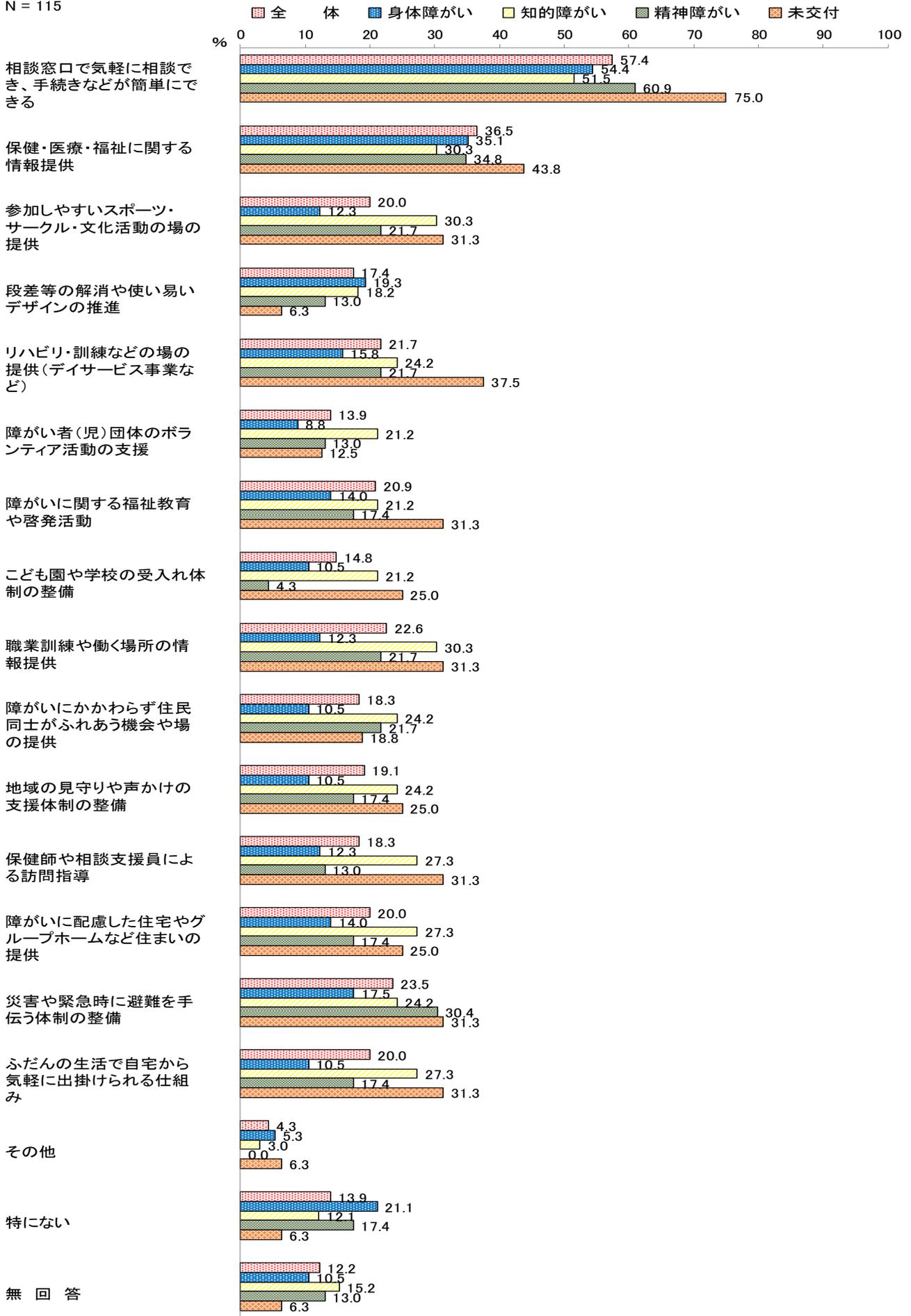
知的障がいで「参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の場の提供」が30.3%と多い。

介助の必要別では、少しだけ介助や支援を受けている回答者で「障がい者（児）団体のボランティア活動の支援」が29.0%と多い。

障がい福祉サービスの利用者で「保健・医療・福祉に関する情報提供」が48.8%、「障がいに配慮した住宅やグループホームなど住まいの提供」と「ふだんの生活で自宅から気軽に出掛けられる仕組み」がともに32.6%、「保健師や相談支援員による訪問指導」が34.9%、「段差等の解消や使い易いデザインの推進」が27.9%と多い。

問41障がい者が暮らしやすい町に必要なこと[%・複数回答]

N = 115



(7) 介助・支援している方について

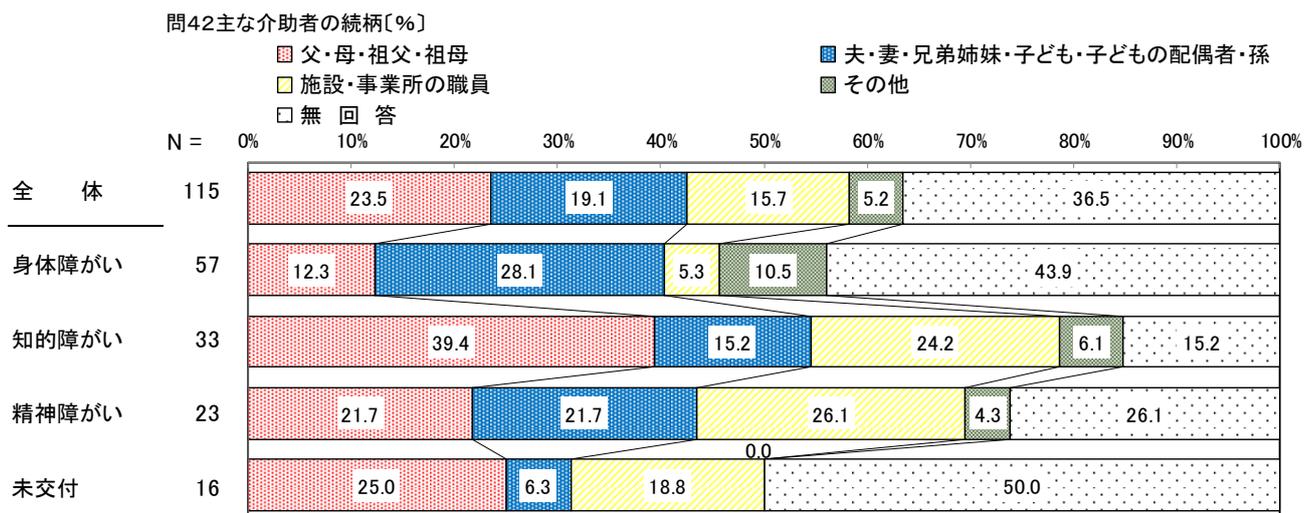
問42 主に介助や支援をしている方は、宛名のご本人からみてどなたですか。

「父・母・祖父・祖母」が 23.5%と最も多く、次いで「夫・妻・兄弟姉妹・子ども・子どもの配偶者・孫」が 19.1%、「施設・事業所の職員」が 15.7%となっている。

知的障がいでは「父・母・祖父・祖母」が 39.4%、精神障がいでは「施設・事業所の職員」が 26.1%とそれぞれ多い。

介助の必要別では、少しだけ介助や支援を受けているで「夫・妻・兄弟姉妹・子ども・子どもの配偶者・孫」が 38.7%と多い。

障がい福祉サービスの利用者で「施設・事業所の職員」が 32.6%と多い。



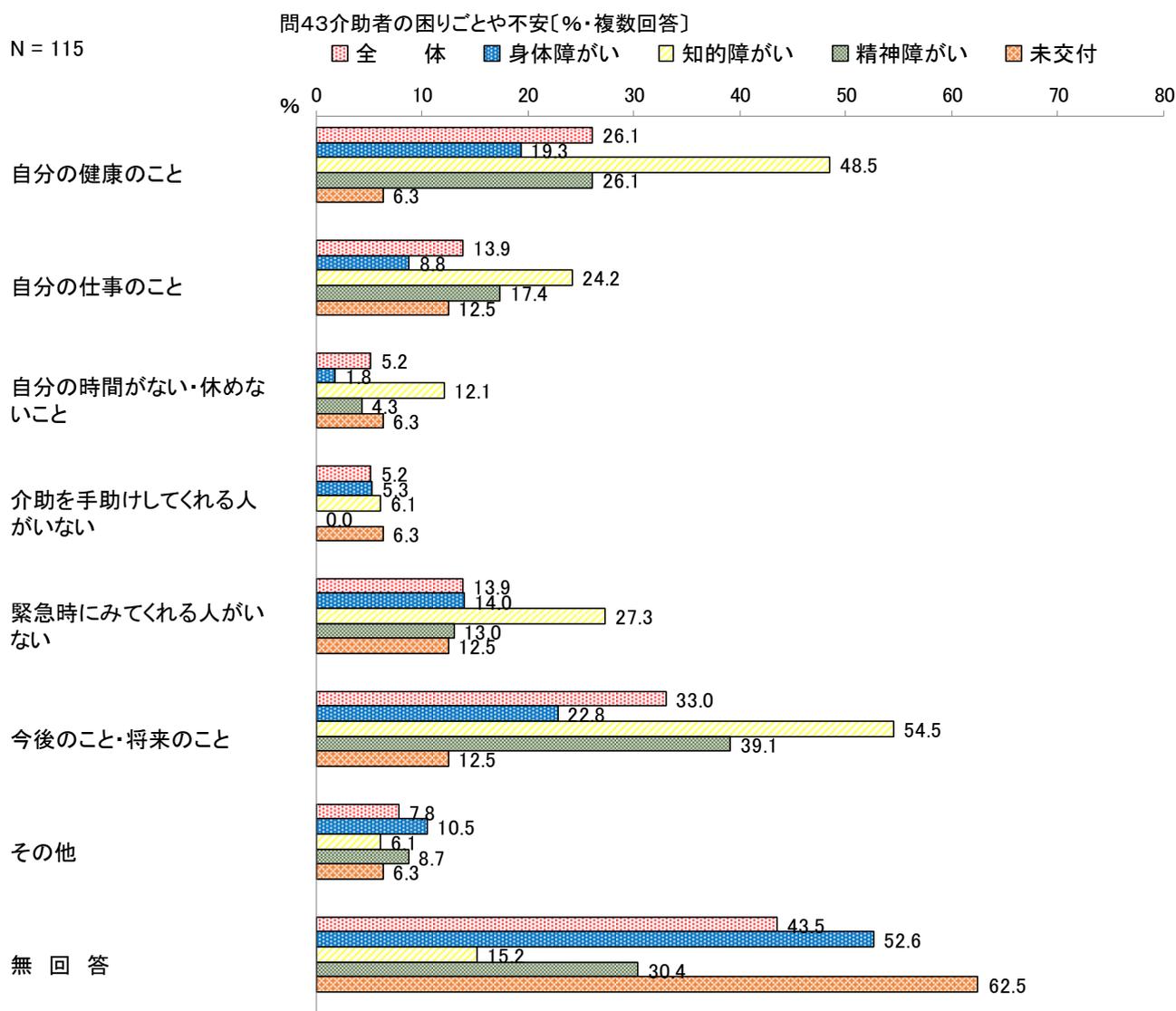
問43 介助や支援を行っている方が困っていることや不安なことはどのようなことですか。

「今後のこと・将来のこと」が33.0%と最も多く、「自分の健康のこと」が26.1%、「自分の仕事のこと」と「緊急時にみてくれる人がいない」がともに13.9%となっている。

知的障がいでは「今後のこと・将来のこと」が54.5%、「自分の健康のこと」が48.5%、「自分の仕事のこと」が24.2%、「緊急時にみてくれる人がいない」が27.3%とそれぞれ多い。

介助の必要別では、少しだけ介助や支援を受けている回答者で「今後のこと・将来のこと」が48.4%、「自分の健康のこと」が45.2%とそれぞれ多い。

障がい福祉サービスの利用者で「今後のこと・将来のこと」が51.2%、「自分の健康のこと」が39.5%とそれぞれ多い。



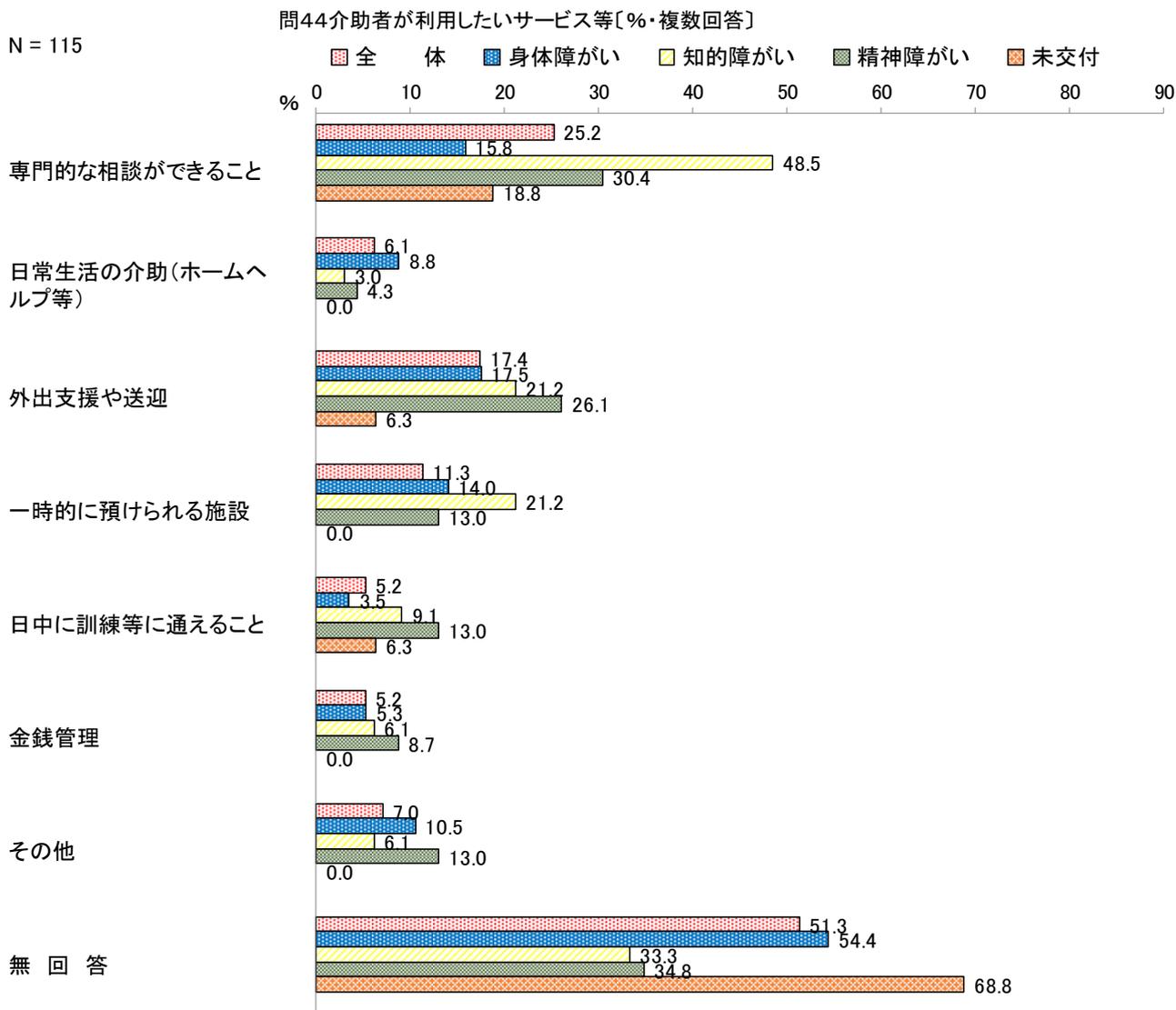
問44 介助していく上で利用したいと思うサービスや支援策はどのようなものですか。

「専門的な相談ができること」が25.2%と最も多く、「外出支援や送迎」が17.4%、「一時的に預けられる施設」が11.3%と続いている。

知的障がいでは「専門的な相談ができること」が48.5%と多い。精神障がいでは「外出支援や送迎」が26.1%とやや多い。

介助の必要別では、少しだけ介助や支援を受けている回答者で「専門的な相談ができること」が35.5%、「一時的に預けられる施設」が22.6%とそれぞれ多い。

障がい福祉サービスの利用者で「専門的な相談ができること」が34.9%とやや多い。

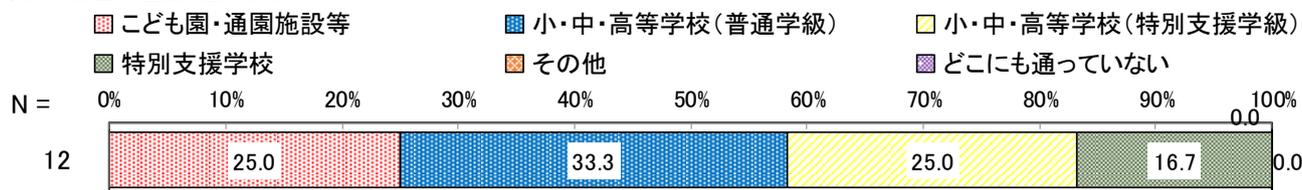


(8) 保育・教育について (18歳未満)

問45 現在の通園・通学先はどこですか。

「小・中・高等学校 (普通学級)」が 33.3%、「こども園・通園施設等」と「小・中・高等学校 (特別支援学級)」がともに 25.0%、「特別支援学校」が 16.7%となっている。

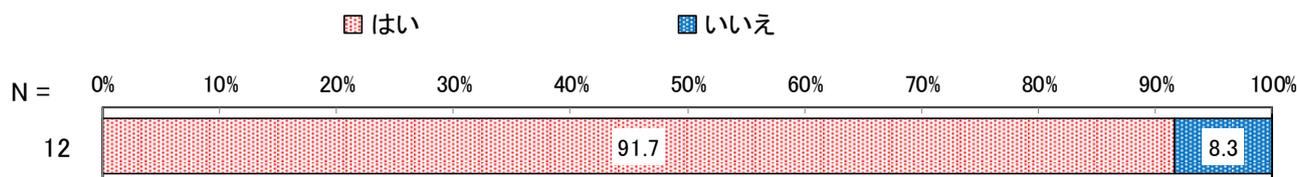
問45現在の通園・通学先[%]



問46 現在の通園・通学先は、希望どおりの場所ですか。

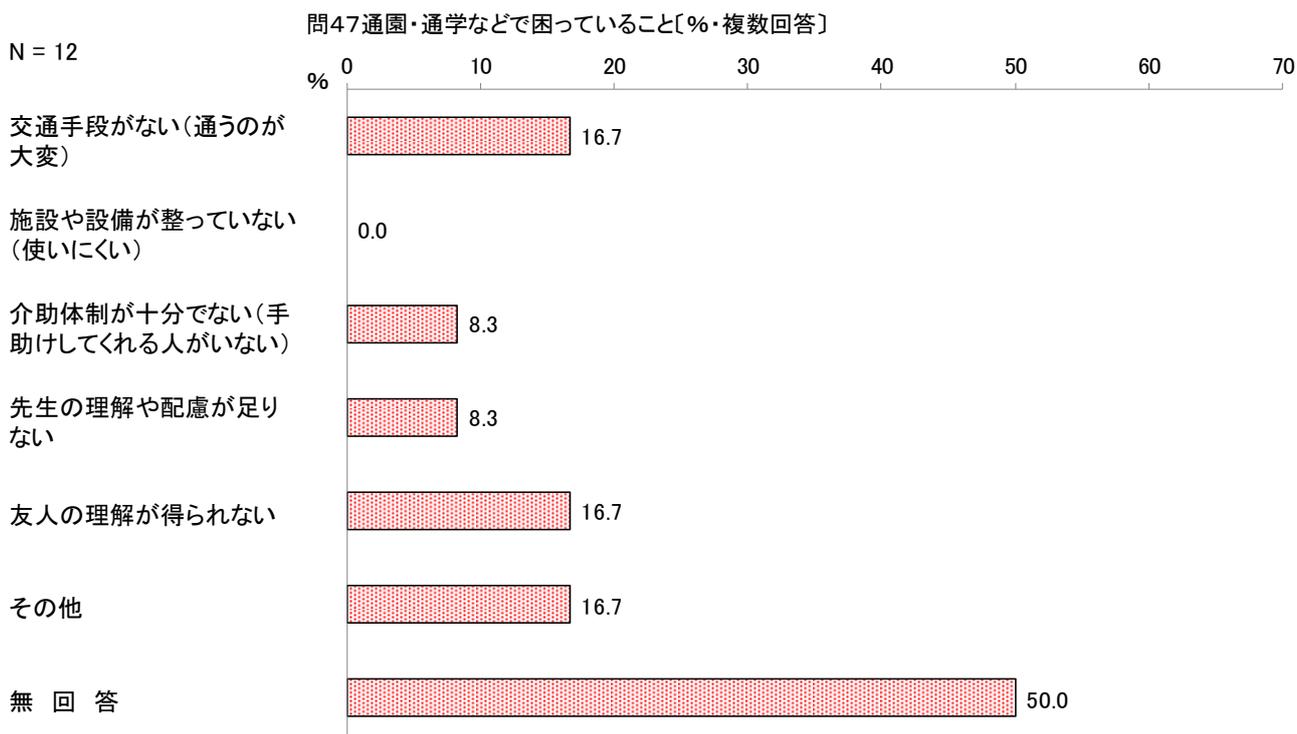
「はい」が 91.7%、「いいえ」が 8.3%である。

問46希望した通園・通学先[%]



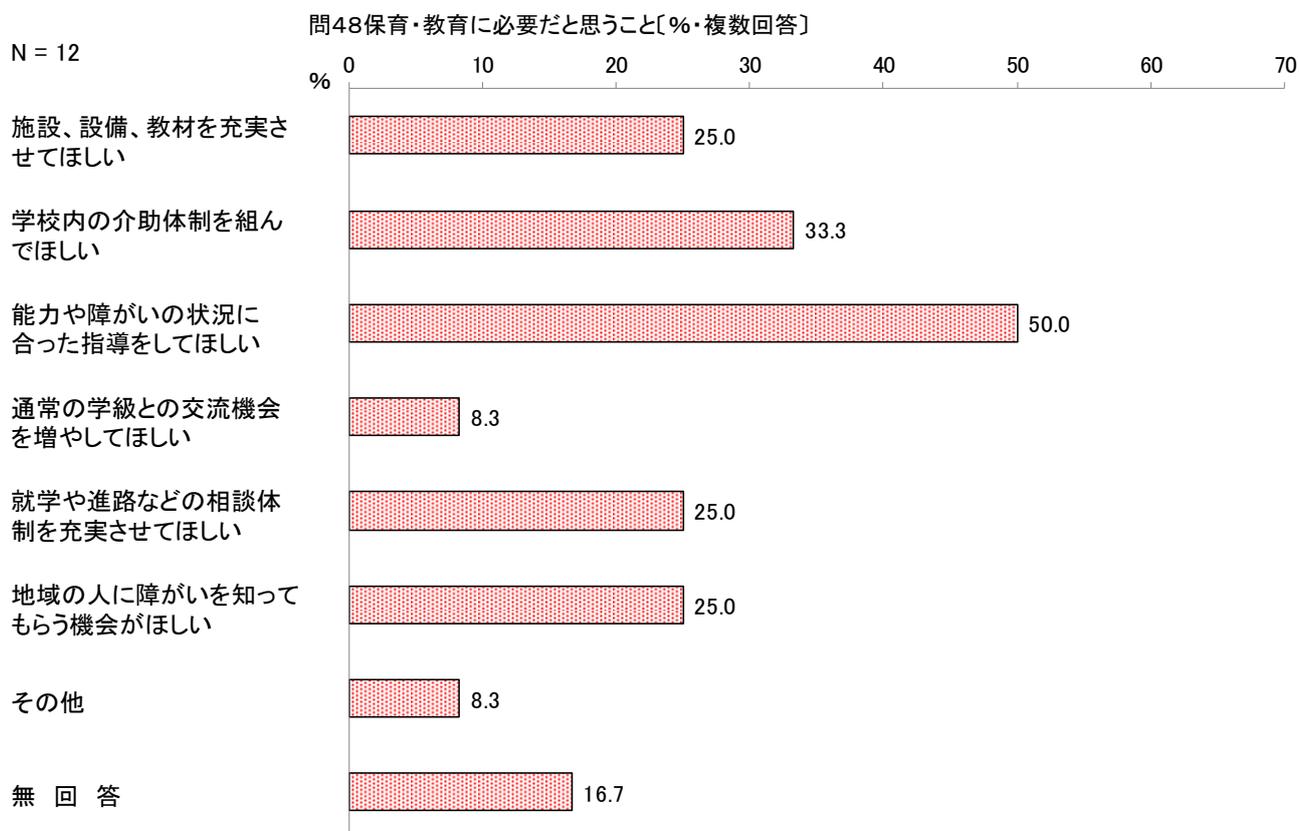
問47 通園・通学などについて困っていることはありますか。

「交通手段がない (通うのが大変)」と「友人の理解が得られない」と「その他」がともに 16.7%、「介助体制が十分でない (手助けしてくれる人がいない)」と「先生の理解や配慮が足りない」がともに 8.3%となっている。



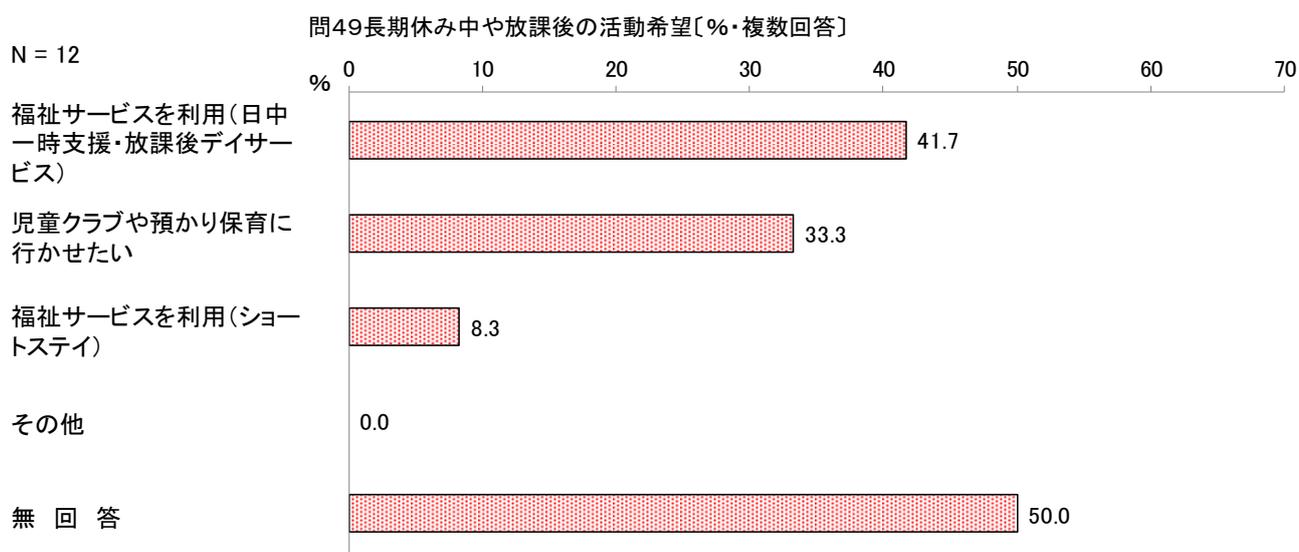
問48 保育・教育にどのようなことが必要だと思いますか。

「能力や障がいの状況に合った指導をしてほしい」が50.0%、次いで「学校内の介助体制を組んでほしい」が33.3%となっている。



問49 長期休み中や放課後の活動について、どのような希望がありますか。

「福祉サービスを利用（日中一時支援・放課後デイサービス）」が41.7%、「児童クラブや預かり保育に行かせたい」が33.3%、「福祉サービスを利用（ショートステイ）」が8.3%となっている。

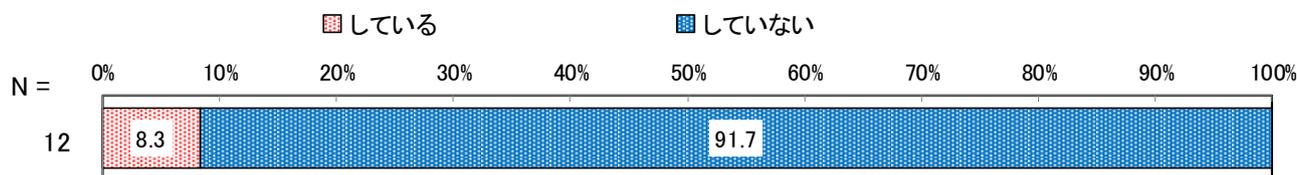


(9) 子どもの保護者の方について

問50 お子さんは重症心身障害に該当しますか。

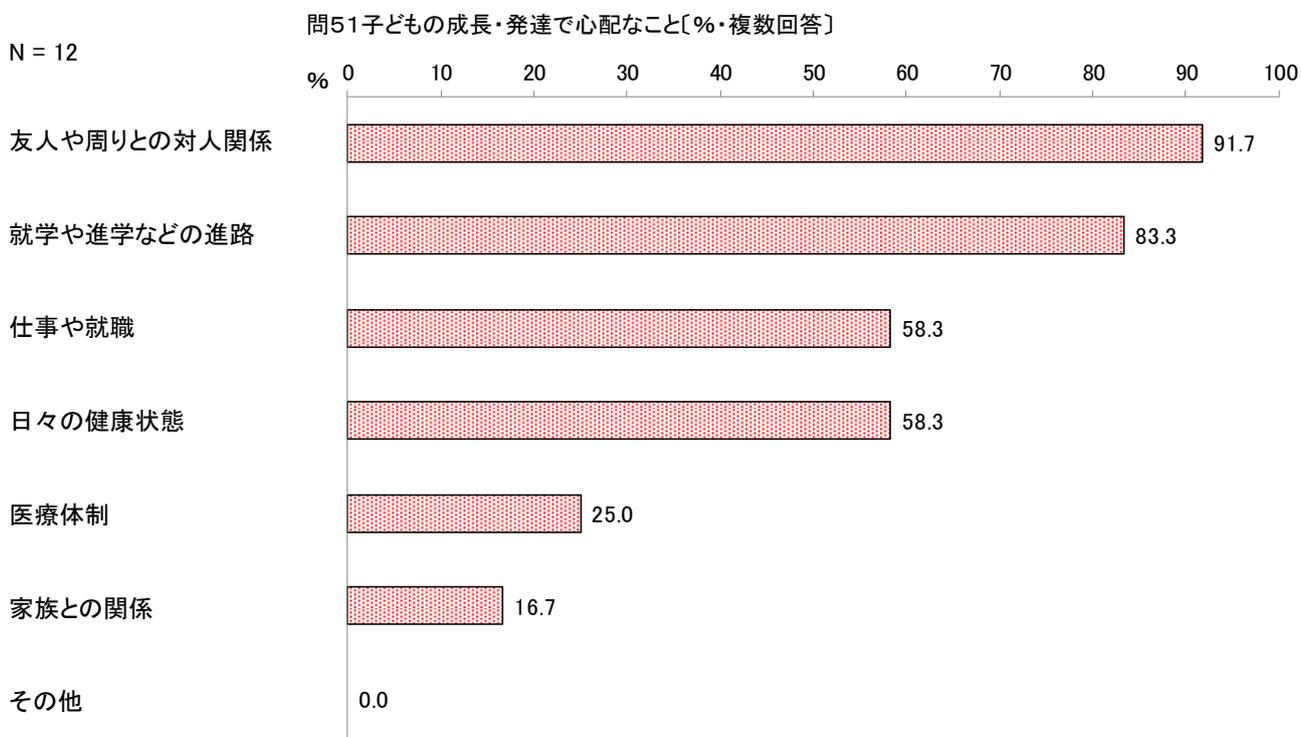
「していない」が91.7%、「している」が8.3%である。

問50重症心身障害の状態[%]



問51 お子さんの成長や発達で心配していることは何ですか。

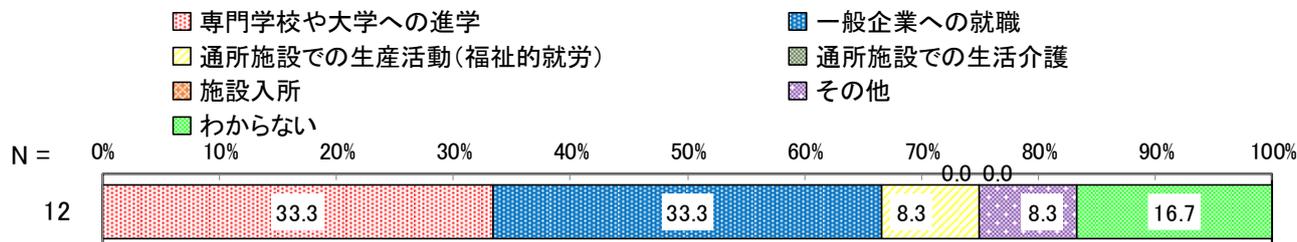
「友人や周りとの対人関係」が91.7%と最も多く、次いで「就学や進学などの進路」が83.3%、「仕事や就職」と「日々の健康状態」がともに58.3%となっている。



問52 お子さんが高等学校などを卒業した後の進路について、保護者の方が希望するものはどれですか。

「専門学校や大学への進学」と「一般企業への就職」がともに33.3%と多く、次いで「通所施設での生産活動（福祉的就労）」と「その他」がともに8.3%となっている。

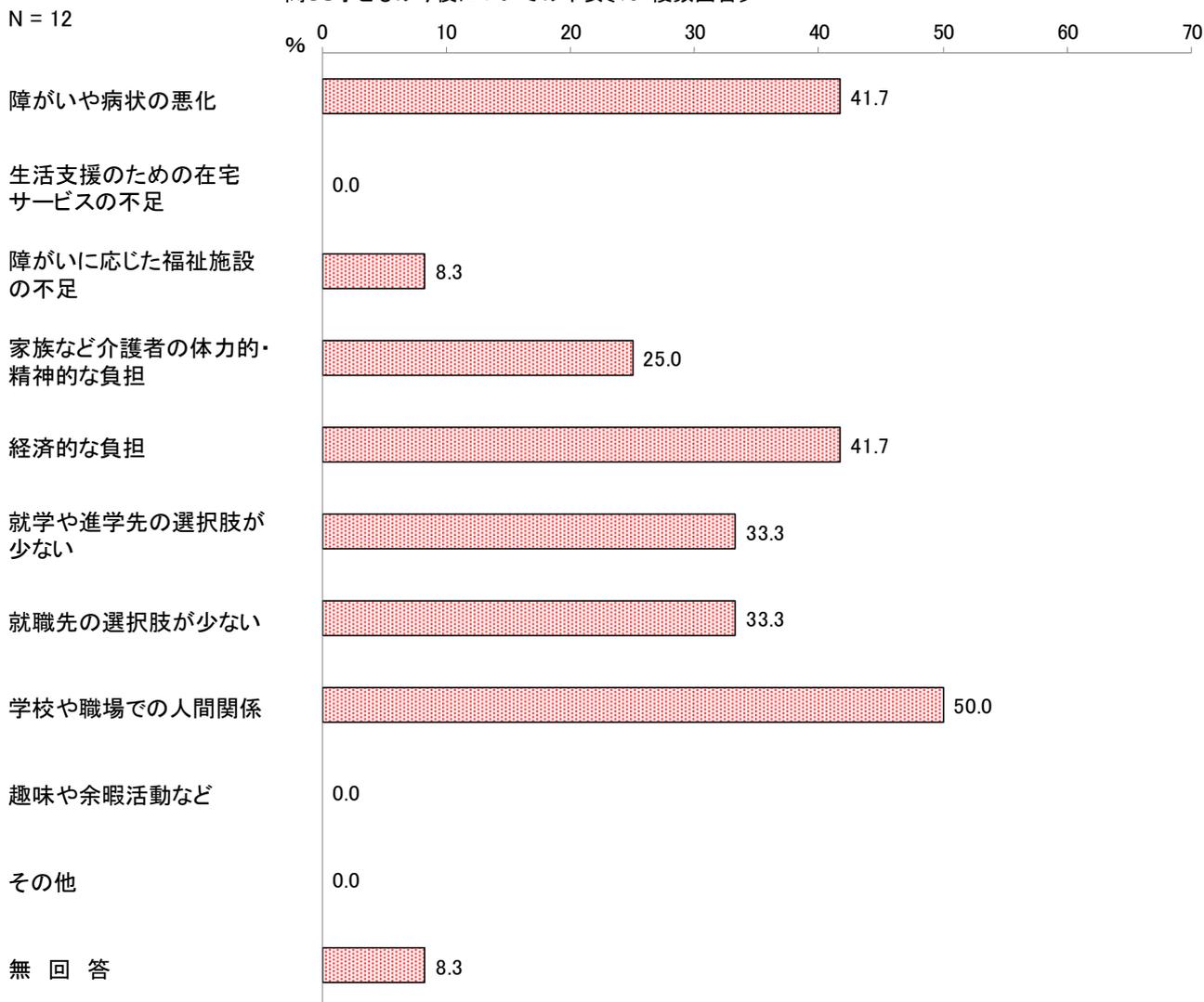
問52 高校卒業後の進路についての保護者の希望[%]



問53 お子さんの今後について特に不安に思うことはどのようなことですか。

「学校や職場での人間関係」が50.0%、次いで「障がいや病状の悪化」と「経済的な負担」がともに41.7%となっている。

問53 子どもの今後についての不安[%・複数回答]



第5次浅川町障がい者基本計画
(令和6～11年度)
第7期浅川町障がい福祉計画
第3期浅川町障がい児福祉計画
(令和6～8年度)

令和6年3月

発行 浅川町
編集 浅川町 保健福祉課
〒963-6292 石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地112番地の15
電話 0247-36-4123



浅川町